

令和6年3月定例会

長和町議会会議録

令和6年 3月 1日 開 会

令和6年 3月19日 閉 会

長 和 町 議 会

令和6年3月 議会関係日程表

令和6年3月1日招集

月	日	曜日	区 分	摘 要
2	15	木		12:00 一般質問締切日
	16	金		9:30 議会運営委員会
	17	土		
	18	日		
	19	月		
	20	火		
	21	水		
	22	木		
	23	金		
	24	土		
	25	日		
	26	月		
	27	火		
	28	水		
29	木			
3	1	金	本 会 議	9:30 3月定例会開会
	2	土	休 日	
	3	日	休 日	
	4	月	休 会	
	5	火	休 会	
	6	水	本 会 議	9:00 一般質問
	7	木	本 会 議	9:00 一般質問
	8	金	委 員 会	9:30 予算特別委員会…一般会計当初予算審議（社文関係）
	9	土	休 日	
	10	日	休 日	
	11	月	委 員 会	9:30 予算特別委員会…一般会計当初予算審議（総経関係）
	12	火	委 員 会	9:30 社会文教常任委員会
	13	水	委 員 会	9:30 総務経済常任委員会
	14	木	休 会	
	15	金	休 会	
	16	土	休 日	
	17	日	休 日	

	18	月	休	会	
	19	火	本	会	議 9:30 議会再開（委員長報告・質疑・討論・採決・閉会）

会期19日間

第 1 号

( 3 月 1 日 )

## 議 事 日 程

令和 6 年 3 月 1 日  
午前 9 時 3 0 分 開会  
長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1 号 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 報告第 2 号 議員派遣結果報告
- 日程第 5 報告第 3 号 令和 6 年度長和町土地開発公社事業会計予算について
- 日程第 6 発委第 1 号 長和町予算特別委員会の設置について  
(委員会提出)
- 日程第 7 長和町予算特別委員会の委員の選任について
- 日程第 8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について
- 日程第 9 議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例  
について  
(町長提出)
- 日程第 10 議案第 3 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 11 議案第 4 号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 12 議案第 5 号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて  
(町長提出)
- 日程第 13 議案第 6 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 14 議案第 7 号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の  
提供に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 15 議案第 8 号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ

- いて  
(町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 9 号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 1 0 号 令和 6 年度長和町一般会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 1 1 号 令和 6 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につ  
いて  
(町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 1 2 号 令和 6 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算に  
ついて  
(町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 1 3 号 令和 6 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 1 4 号 令和 6 年度長和町介護保険特別会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 1 5 号 令和 6 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算に  
ついて  
(町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 1 6 号 令和 6 年度長和町観光施設事業特別会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 4 議案第 1 7 号 令和 6 年度長和町和田財産区特別会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 1 8 号 令和 6 年度長和町上水道事業会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 1 9 号 令和 6 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予  
算について  
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 0 号 令和 5 年度長和町一般会計補正予算（第 1 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算  
（第 4 号）について  
(町長提出)

- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 令和 5 年度長和町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について  
(町長提出)
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第 4 号）について  
(町長提出)
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 令和 5 年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 令和 5 年度長和町上水道事業会計補正予算（第 1 号）について  
(町長提出)
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 令和 5 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第 2 号）について  
(町長提出)
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）  
(町長提出)
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について（長和町ダッタンそば加工直販施設）  
(町長提出)
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について（長和町集出荷貯蔵施設）  
(町長提出)
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて  
(町長提出)
- 日程第 3 8 委員会付託について
- 散 会

## 令和6年長和町議会3月定例会（第1号）

令和6年3月1日 午前 9時30分開会

### 出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

### 欠席議員（なし）

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

### 議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開会の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

定数、定刻ともに至りましたので、令和6年3月長和町議会第1回定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（森田公明君） 日程第1 会議録署名議員の指名について、会議規則第127条の規定に基づき、議長において、7番、原田恵召議員、9番、渡辺久人議員の両議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（森田公明君） 続いて、日程第2 会期の決定についてお諮りします。

会期につきましては、2月16日開催の議会運営委員会において、別紙のとおり決定しておりますので、議会事務局長より報告いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） おはようございます。

それでは、議会日程を申し上げます。

お手元の議案書2ページを御覧ください。

2月16日に開催されました議会運営委員会で、会期が決定をいたしました。

本日、3月定例会の開会となります。

3月6日及び3月7日にかけて、一般質問が行われます。3月6日は6名の議員の方、3月7日は2名の議員の方から一般質問が行われます。

3月8日、予算特別委員会、社会文教常任委員会所管関係になります。

3月11日、予算特別委員会、総務経済常任委員会所管関係になります。

3月12日に社会文教常任委員会、3月13日、総務経済常任会をそれぞれ開催いたします。

3月19日、議会が再開をされまして、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会という運びになっております。

会期は19日間となりますが、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（森田公明君） ただいまの報告のとおり、本定例会の会期を本日3月1日から3月19日までの19日間とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日3月1日から3月19日までの19日間と決定いたしました。

---

○議長（森田公明君） ここで報告いたします。

本定例会に提出されました案件は、報告第1号から第3号までの報告3件、発委第1号 長和町予算特別委員会の設置案1件、議案第2号から議案第9号までの条例案8件、議案第10号から議案第19号までの令和6年度予算案10件、議案第20号から議案第26号までの令和5年度補正予算案7件、議案第27号から議案第29号までの指定管理者の指定に関する件3件、議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に関する案1件、合計33件であります。

これより会議に入ります。

---

◎日程第3 報告第1号 例月出納検査結果報告

○議長（森田公明君） 日程第3 報告第1号 例月出納検査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

丸山淳子代表監査委員。

○代表監査委員（丸山淳子君） おはようございます。

それでは、例月出納検査結果の報告をさせていただきます。

議案書の7ページをお開きください。

報告第1号

令和6年3月1日

長 和 町 長 羽 田 健 一 郎 様

長和町議会議長 森 田 公 明 様

長和町監査委員 丸 山 淳 子

〃 小 川 純 夫

例月出納検査結果報告（令和6年1月分）

令和6年2月26日、令和5年度1月分の例月出納検査を実施した結果を、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告するものでございます。

詳細につきましては、議案書8ページから13ページを御覧いただければと思います。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

---

◎日程第4 報告第2号 議員派遣結果報告

○議長（森田公明君） 次に、日程第4 報告第2号 議員派遣結果報告についてを議題といたします。

議員派遣結果報告については、私から報告いたします。

お手元の議案書15ページから18ページに記載してありますとおり、1月18日に上田地域市町村議会議員研修会、1月19日に第18回長野県地方自治政策課題研修会、1月23日に立科町・長和町議会議員研修会、1月24日に町村議会運営研修会が開催され、各議員が出席しております。

内容につきましては、ここに記載のとおりです。御参加いただき、大変御苦勞さまでした。

報告を終わります。

---

◎日程第5 報告第3号 令和6年度長和町土地開発公社事業会計予算について

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 報告第3号 令和6年度長和町土地開発公社事業会計予算について、報告を求めます。

高見沢土地開発公社理事長。

○土地開発公社理事長（高見沢高明君） 改めまして、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

議案書の19ページをお願いいたします。

令和6年度の土地開発公社事業会計の予算につきましては、2月14日開催の理事会において御承認いただき、地方自治法第243条の3第2項の規定により、当議会へ報告するものでございます。

子育て世代の定住対策として造成をいたしました、立岩落合住宅団地の分譲区画18区画、全て完売することができました。現在、建築中の住宅もございますが、18家族67人ほどお住まいをいただいている状況でございます。

令和6年度の予算は、残区画になっております、和田地域の細尾団地の3区画の販売を目指す予算となっております。

理事会においても、いろいろな御提案を頂きながら進めておりますが、特に、昨今は建築資材の高騰などの原因によりまして、住宅建築費も高額化をしてきております。

細尾団地は、販売を開始してから既に28年ほど経過もしており、土地代の見直し等々を考慮しながら、販売の道筋が立てられるよう努力してまいりたいと存じます。

また、和田地域での新たな宅地造成については、引き続き取り組んでまいりますので、また御案内できればというふうに思っております。

詳細につきましては、次のページの20ページから34ページまでの予算書を御覧いただければと思います。

以上、報告といたします。

○議長（森田公明君） 報告を終わります。

◎日程第6 発委第1号 長和町予算特別委員会の設置について

(委員会提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第6 発委第1号 長和町予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

原田恵召議会運営委員長。

○議会運営委員長(原田恵召君) 発委第1号の提案を説明いたします。

発委第1号 長和町予算特別委員会の設置についての説明をさせていただきます。

議案書の35ページを御覧ください。

長和町予算特別委員会の設置について、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

議案書36ページでございます、名称、設置の根拠、目的は、記載のとおりでございます。

委員の定数は8名で、議長、監査委員を除く議員全員でございます。

活動期間ですが、予算の審査終了までとなっております。

以上でございますが、御理解の上、御賛同いただきますようお願いいたします。

○議長(森田公明君) 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論はございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより発委第1号を採決いたします。発委第1号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

したがって、令和6年度長和町一般会計予算につきましては、ただいま設置いたしました、予算特別委員会において審査することといたします。

---

◎日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任について

○議長(森田公明君) 次に、日程第7 長和町予算特別委員会の委員の選任についてを議題といたします。

予算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が会議に諮って指名いたします。

事務局長より朗読いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、長和町予算特別委員会の委員のお名前を読み上げます。

渡辺久人議員、原田恵召議員、羽田公夫議員、田福光規議員、佐藤恵一議員、荻野友一議員、龍野一幸議員、阿部由紀子議員。

以上、8名でございます。

○議長（森田公明君） お諮りいたします。予算特別委員会の委員の選任につきましては、ただいまの朗読のとおりといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、予算特別委員会の委員を、ただいまの朗読のとおり指名いたします。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前 9時40分

---

再 開 午前 9時42分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について

○議長（森田公明君） 日程第8 長和町予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告について、互選された結果を事務局長より朗読いたします。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、長和町予算特別委員会の委員長及び副委員長の互選結果を申し上げます。

委員長、渡辺久人議員、副委員長、原田恵召議員。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 予算特別委員会の正副委員長の互選結果報告を終わります。

---

◎日程第 9 議案第 2号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第10 議案第 3号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第11 議案第 4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

- ◎日程第12 議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例について  
(町長提出)
- ◎日程第13 議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関す  
る条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- ◎日程第14 議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための  
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及  
び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する  
条例について  
(町長提出)
- ◎日程第15 議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条  
例について  
(町長提出)
- ◎日程第16 議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部を改正する条例について  
(町長提出)
- ◎日程第17 議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第18 議案第11号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)予  
算について  
(町長提出)
- ◎日程第19 議案第12号 令和6年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計  
予算について  
(町長提出)
- ◎日程第20 議案第13号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第21 議案第14号 令和6年度長和町介護保険特別会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第22 議案第15号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計  
予算について  
(町長提出)
- ◎日程第23 議案第16号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計予算について  
(町長提出)

- ◎日程第24 議案第17号 令和6年度長和町和田財産区特別会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第25 議案第18号 令和6年度長和町上水道事業会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第26 議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業  
会計予算について  
(町長提出)
- ◎日程第27 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算(第12号)につい  
て  
(町長提出)
- ◎日程第28 議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補  
正予算(第4号)について  
(町長提出)
- ◎日程第29 議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)  
について  
(町長提出)
- ◎日程第30 議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算(第4  
号)について  
(町長提出)
- ◎日程第31 議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算(第2  
号)について  
(町長提出)
- ◎日程第32 議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算(第1号)に  
ついて  
(町長提出)
- ◎日程第33 議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業  
会計補正予算(第2号)について  
(町長提出)
- ◎日程第34 議案第27号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)  
(町長提出)
- ◎日程第35 議案第28号 指定管理者の指定について(長和町ダッタンそば加工直  
販施設)  
(町長提出)
- ◎日程第36 議案第29号 指定管理者の指定について(長和町集出荷貯蔵施設)

(町長提出)

◎日程第37 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第9 議案第2号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第37 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてまでを一括して上程いたします。

全議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長(羽田健一郎君) 皆さん、おはようございます。

昨日の低気圧の影響により多くの降雪がございました。倒木などの被害が心配されるところでございますが、担当より被害の確認など、巡回・見回りに当たりたいと存じます。さて、今年の冬は暖冬で、寒波の襲来による厳しい冬も感じることもあまりなかったせいか、早くから福寿草が顔をのぞかせ、暦の上では春を迎え、寒さの中にも、いよいよ一雨ごとに、春の気配と陽気を増してきた今日この頃でございます。

新たな季節の訪れも、もう間もなくではないかと思えます。

本日は、長和町議会3月定例会を招集いたしましたところ、大変お忙しい中、議員全員の皆様の御出席を賜り開会できますこと、また日頃より町政の運営に対して御理解・御協力をいただいておりますことを心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、昨年5月から感染症分類が5類へ、またマスク着用の考え方も個人の判断によるものへと変更をされました。以降、一定の収束も見られた時期を経て、昨年末からインフルエンザと合わせて感染者が増加傾向にありましたが、最近では減少傾向にあります。これから卒業や進学、就職など再び人の移動が多くなる時期になります。

新型コロナ及びインフルエンザの感染者数が、現在は減少傾向にあるとはいえ、気を緩めることなく、これまで同様に町民の皆様には正しく恐れて正しい対処をし、日々の生活を送っていただければと思っております。

さて、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に端を発したウクライナ戦争は、2年が経過をし長期戦となっております。物価上昇は、広く社会経済活動に大きな影響を与え、生活を直撃しました。地方創生臨時交付金による対策をもってもいまだに解決できない状況となっております。長期戦になればなるほど、大勢の民間人の犠牲者やインフラの破壊が多くなると考えます。一刻も、そして一日も早い終戦が待たれるところであり、早期に平和が訪れることを改めて心からお祈りするところでございます。

さて、本年1月1日、石川県能登地方において、最大震度7を観測する能登半島地震が発生をし、建物の倒壊や津波に加えて大規模な火災が発生し、241名もの貴い命が失われました。

この地震では、長和町でも震度3を観測しましたことから、直ちに担当課において情報収集を行いました。また、夕刻までに地震の影響による被害情報や相談などは寄せられませんでした。

この能登半島地震の被災地への支援でございますが、中部9県1市の協定に基づき、チーム長野の一員として、羽咋市へは災害廃棄物処理施設の受付案内や被災家屋の判定などの支援、輪島市へは避難所運営の支援に延べ6人の職員を派遣をいたしました。この経験は大変貴重なものであると考えておりますので、業務や有事の際には必ず生かすことができると確信をしているところでございます。また、長野県町村会におきまして決定をいたしました、公費義援金につきましては、県内58町村の人口規模に応じて拠出されました。この拠出されました3,000万円の公費義援金を先般、石川県町長会へ長野県の代表として贈呈をまいりました。

地震などの自然災害は、いつ、どこで起こるか分からないこと、一たび発生すれば、多くの人命が失われ、インフラ整備などに甚大な被害を及ぼします。犠牲となられた方々に対し、謹んで御冥福をお祈りをいたしますとともに、厳しい生活を送っておられる被災地の皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧復興をお祈りするところでございます。

そして、当町におきましても、自然災害に対する備えをしっかりと進めてまいりたいと、改めて痛感をしたところでございます。

それでは、本議会に提案申し上げました議案について、順次説明をいたします。

まず、議案第2号から第9号までの条例案件を説明をいたします。

議案第2号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に基づき、管理不全空家等の措置に関する改正等を行うものであります。

次に、議案第3号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の県統一化に向けた保険税率の改正等を行うものです。

次に、議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和6年度から勤務手当を支給することに伴う改正となっております。

次に、議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、職員の育児休業等に関する改正となっております。

次に、議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴う改正となっております。

次に、議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、同法の改正により別表が削除されるための改正であります。

次に、議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基準額を改正するものであります。

次に、議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法の一部改正に伴う条ずれに対する改正となっております。

次に、予算関係について説明をさせていただきます。

最初に、令和6年度予算編成に当たっての基本方針について、述べさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、長期間にわたる景気の低迷が続いたところでありましたが、昨年5月の5類移行に伴い、人々の行動制限も解除され、これに伴い経済活動も活発化し、景気回復の兆しが見え始めているところであります。

このような状況の中で、令和6年度予算編成につきましては、人口減少や少子高齢化といった、これまでの課題に加えて、デジタルトランスフォーメーション（DX）に向けた取組、脱炭素の推進等に対応していくとともに、町民皆様の「しあわせ」につながる事業を、実施することができる予算編成としました。

また、私の公約であります「Nagawa Next Vision V」に掲げた8つの宣言、そして、101の約束を確実に推進し、町が置かれている厳しい財政状況を考慮しながらも、「誰一人取り残さない持続可能な長和町」「誰もがしあわせ感を実感できる長和町」を目指した予算編成としたところであります。

以上、令和6年度予算編成につきましては、今まで述べさせていただきましたことを基本方針として、予算編成を行ったところであります。

私の5期目の任期も折り返し地点を過ぎました。町民の皆様の「しあわせ」実現に向けて、各種事業の推進を一層加速させていく所存でありますので、議会の皆様、また、町民の皆様方の一層の御支援をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

さて、令和6年度当初予算につきましては、一般会計が59億7,300万円、和田財産区特別会計を除く、6つの特別会計の合計が20億9,890万円で、一般会計と6つの特別会計の総額は80億7,190万円となっております。

一般会計につきましては、前年度と比較して3億1,000万円、率にして5.5%の増、特別会計6会計につきましては、1,209万円、率にして0.6%の増となっております。一般会計、特別会計の総額では、前年度と比較して3億2,209万円、率にして4.2%の増となっております。

それでは、最初に、議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算の主な内容について説明をさせていただきます。

先ほどの予算編成の基本方針でも触れさせていただきました「人口減少・少子高齢化対策」といたしましては、引き続き、子育て支援策を中心に、高校生までの医療費無償化、子育て応援給付金、高等学校通学費等補助、給食費無償化等の事業を実施をしております。

また、デジタルトランスフォーメーション（DX）関係の予算としまして、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施します、役場窓口等における公金のキャッシュレス機器の導入、保育

園のICT機器を活用したシステム導入等に係る予算を計上をさせていただきました。

脱炭素推進関連の予算としましては、庁舎や避難所となる公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入可能性について、調査検討をする予算等を計上をさせていただきました。

このほか、私の公約に掲げさせていただきました各種事業を確実に、そして着実に実行・実現できるよう、そして、何より町に住む皆様が幸せを感じることができ、将来にわたって希望と期待を抱き、安定した持続可能な長和町の発展につながるよう、事業を予算計上をさせていただきました。

次に、議案第11号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算から議案第17号 令和6年度長和町和田財産区特別会計予算について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計ですが、当初予算額は、前年度と比較して1,000万円の減額の7億8,000万円といたしました。歳入では国民健康保険税、歳出では国民健康保険事業費納付金の減額が主な要因となっています。

国民健康保険歯科診療所事業特別会計につきましては、前年度と同額となる1,500万円の予算額とさせていただきました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額は9,520万円であり、前年度比で220万円増額となりました。歳入では保険基盤安定繰入金、歳出では後期高齢者医療広域連合負担金の増が、主な要因となっています。

次に、介護保険特別会計につきましては、前年度より2,400万円増額の11億900万円の予算額とさせていただきました。歳入では一般会計からの事務費繰入金及び介護保険支払準備基金繰入金や繰越金、歳出では地域支援事業費、介護保険支援準備基金積立金、予備費の増が主な要因となっております。

同和地区住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、前年度より49万円増額の710万円とさせていただきました。

観光施設事業特別会計につきましては、前年度より460万円減額の9,260万円とさせていただきました。歳入では財政調整金繰入金、歳出では直営別荘地管理事業費の減が主な要因となっております。

和田財産区特別会計につきましては、前年度の同額の320万円となっております。

次に、議案第18号 令和6年度長和町上水道事業会計予算及び議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算の企業会計について説明をさせていただきます。

上水道事業会計予算につきましては、これまでどおり適切な水の供給に努めるとともに、アセットマネジメント事業の結果に基づき、老朽化に対する修繕など計画的に進めてまいります。

公共下水道事業会計予算につきましては、本年度は効率よく計画的に施設の改善を実施するためのストックマネジメント計画策定予定であります。経営の独立採算を目指し、健全化を研究・検討し今後の取組方針を定めてまいりたいと考えております。

以上、一般会計・特別会計、企業会計それぞれの令和6年度予算の概要となりますが、後ほど、

それぞれの担当課長から予算概要及び主要事業について説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、令和5年度補正予算関係について説明をさせていただきます。

最初に、議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出とも、各種事務事業の実績見込みに関する補正が主なものとなっております。

それでは、歳入の主なものについて説明をさせていただきます。

最初に地方交付税の関係ですが、国のデフレ完全脱却のための経済対策より、地方交付税が増額されることとなったため、普通交付税の再算定に係る補正予算計上をさせていただきました。

財政調整基金繰入金につきましては、約8,600万円を減額する補正予算を計上をさせていただきました。

また、町債の関係では、合併特例債、緊急防災・減債事業債につきましては、2次分の起債計画に合わせて補正予算を計上をさせていただきました。

そのほか、国・県補助金の確定に伴う補正や事業の実績見込みに伴う各歳入に関する補正予算を計上をさせていただきました。

次に、歳出の関係ですが、まず、歳出全般に関わる補正といたしまして、一般職及び会計年度任用職員に係る人件費の補正予算を計上させていただきました。このほかの補正予算につきましては、各種事務事業の実績見込みに係る補正予算が主なものとなっております。

それでは、歳出の主なものについて説明をさせていただきます。

総務費につきましては、戸籍住民基本台帳費の関係で、マイナンバーに係る地方公共団体情報システム機構負担金を、国が町を通さず直接、地方公共団体情報システム機構に支払うこととなったため、全額を減額する補正予算、情報管理費の関係では、庁内ネットワーク機器の更新を令和6年度に実施することとしたため、機器リース料を全額減額する補正予算を計上をさせていただきました。

民生費につきましては、障がい者自立支援給付の居宅サービス及び施設サービスに係る補正予算、老人福祉施設入所措置に係る補正予算、介護保険特別会計への繰出金等に係る補正予算を計上させていただきました。

衛生費につきましては、定期予防接種・新型コロナワクチン接種・健康診断委託に係る補正予算、生ごみ処理施設の機器リースに係る補正予算等を計上をさせていただきました。

農林水産事業費につきましては、町単耕地応急事業に係る用地測量・設計業務に係る補正予算等を、商工費におきましては、地域いきいき券・住まい快適促進助成事業等に係る補正予算を計上をさせていただきました。

消防費につきましては、出動回数に係る活動報酬に関する補正予算を、教育費につきましては、

体育施設修繕工事の内容変更に係る補正予算等を計上をさせていただきました。

次に、議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）から議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について説明をさせていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の関係ですが、歳入では、保険給付費等交付金に係る補正予算、歳出におきましては、子育て世帯支援事業交付金及び会計年度任用職員に係る人件費の補正予算等を計上をさせていただきました。

次に、介護保険特別会計補正予算（第3号）の関係ですが、歳入におきましては、被保険者保険料に係る補正予算、介護給付費に係る国・県負担金及び支払基金交付金に係る補正予算、調整交付金に係る補正予算、一般会計からの繰入金に係る補正予算等を計上をさせていただきました。

歳出につきましては、保険給付費の関係で、居宅介護サービス給付費や施設介護サービス給付費、特定介護サービス給付費に係る補正予算等を計上させていただきました。

次に、観光施設事業特別会計補正予算（第4号）の関係ですが、歳入におきましては、財政調整基金繰入金や財産区繰入金に係る補正予算、消費税還付に係る国税還付金等に伴う諸収入に係る補正予算を計上をさせていただきました。

歳出につきましては、消費税の確定に伴う補正予算等を計上をさせていただきました。

次に、和田財産区特別会計補正予算（第2号）につきましては、森林造成事業に関する補正予算を計上をさせていただきました。

次に、企業会計の関係となります、議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）及び議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）の関係について説明をさせていただきます。

上水道事業補正予算の関係ですが、消火栓購入に係る経費、支出におきましては、給水工事費等の経費に係る補正予算を計上をさせていただきました。

公共下水道事業及び排水処理施設事業補正予算の関係ですが、不名水調査や経営戦略策定業務委託に係る補正予算、受益者負担金に係る補正予算等を計上をさせていただきました。

補正予算関係につきましても、後ほど、担当課長より詳細について説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

次に、議案第27号から議案第29号の指定管理者の指定について説明をさせていただきます。

議案第27号につきましては、長和町資料館「羽田野」の指定管理者を引き続き、株式会社米屋鐵五郎とするものでございます。

議案第28号につきましては、長和町ダッタンそば加工直販施設の指定管理者を引き続き、農事組合法人 信濃霧山ダッタンそばとするものでございます。

議案第29号につきましては、長和町集出荷貯蔵施設の指定管理者を引き続き、農事組合法人 信濃霧山ダッタンそばとするものでございます。

続きます。議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて説明をさせていただきます。

これは、例年と同様に、令和6年度に実施する地域医療対策事業に、ふるさと基金を取り崩して充当するものでございます。

以上、本定例会に提案させていただきました案件について、概要を説明をさせていただきました。

詳細につきましては、御審議の際、それぞれの担当者より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

ただいま10時20分です。10時30分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時20分

---

再 開 午前10時30分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第9 議案第2号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第16 議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

担当課長より説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、条例案件につきまして、順次御説明申し上げます。

議案書の39ページを御覧いただきたいと思います。

議案第2号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に基づきまして、管理不全空家等の措置に関する改正等を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、公布の日からとしてございます。

続いて、議案書の42ページをお願いいたします。

議案第3号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、1枚おめくりいただきまして、国民健康保険税水準の県の統一化に向けまして、令和3年度から県の示す標準税率を参考に、資産割額の段階的な廃止に伴う税率改正を行っておるところでございますが、国民健康保険税について、運営審議会での検討、答申を経ましての改正を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、令和6年4月1日からとしておるところでございます。

次に、議案書の55ページを御覧ください。

議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に対して、勤勉手当を令和6年度から支給することになったための改正で、フルタイム会計年度任用職員並びにパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に関する条を追加する改正を行うものでございます。

条例の施行日につきましては、令和6年4月1日としてございます。

次に、議案書の62ページをお願いいたします。

議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、地方自治法の改正によりまして、会計年度任用職員に対して令和6年度から勤勉手当を支給することになったことに伴う、改正となっております。

施行日につきましては、令和6年4月1日としております。

次に、議案書の65ページをお願いいたします。

議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、地方自治法の改正によりまして、「第243条—2第1項」が、「第243条—2—7第1項」となるための、該当条項の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日からとしてございます。

次に、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、令和5年6月9日に公布されました、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、第1条におけますところの改正によりまして、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の「別表第2」が削られるための、並びに、その他の規定内容の見直しによる改正となっております。

施行日につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日からとしてございます。

次に、議案書の74ページをお願いいたします。

議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議

会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、制定の内容につきましては、国の非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基準額の改定をするものとなっております。

施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

次に、議案書の78ページを御覧ください。

議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、改正の内容につきましては、地方自治法の一部改正によりまして、条ずれが生じたための改正を行うものでございます。

施行日につきましては、公布の日からの施行としております。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 議案の説明が終わりました。

なお、本議会に上程されております議案は、全て委員会への付託を予定しておりますので、詳細な質疑につきましては、担当の委員会へ委ねていただき、この場では総括的、大綱的なものについての質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第17 議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算についてから、日程第26 議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

各課長より、令和6年度予算の主要事業について、概要説明を求めます。

最初に、総務課関係について説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、よろしくお願いいたします。

別冊になっております、各課の新年度予算概要の3ページをお開きいただきたいと思います。

総務課関係の予算概要でございますが、総務係では、行政事務包括業務委託の拡充や巡回バスの運行につきましては、さらなる利便性と運行効率向上への取組といたしまして、デマンド方式により実証運行してまいります。

その他、庶務事務経費、人事管理経費に係るものや財産区議員の選挙費を計上いたしました。

消防防災に関する経費につきましては、広域消防・広域連合の消防本部負担金並びに消防団に係る費用を計上してございます。

町税の収入見込みにつきましては、7億2,200万円余りを見込んでございます。

令和5年度当初予算費では0.58%の減額となっております。

大門・長久保・和田の3支所につきましては、それぞれの施設の管理・維持経費を計上してございます。

次に、主な主要事業でございます。

総務係では、行政事務包括業務委託料につきましては、各事業執行経費がより明確になるように、それぞれの部署や事業費に計上してございます。

全体では、総額で昨年度当初予算に比べ1,450万円ほど減額いたしまして、1億9,300万円ほどとなっております。

バス運行委託料といたしまして約6,100万円、財産区議会議員の選挙関係費用といたしまして約390万円、消防防災関係では、常備消防の負担金のほか、消防団員関係費用といたしまして約4,400万円を計上をいたしております。

支所関係でございますけれども、管理に係る業務委託料など、それぞれ計上してございます。

総務課に係る一般会計予算概要につきましては以上となります。

また、長和町和田財産区特別会計予算につきましては、特に資料には記載してございませんけれども、議案書の82ページからとなりますが、昨年と同様に歳入歳出それぞれ320万円と定め、例年どおり、管理いたします山林の造林に関する経費のほか、財産区管理会の経費などを見込んでございます。

総務課関係につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 次に、企画財政課関係について説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、企画財政課関係の令和6年度の予算概要・主要事業について説明させていただきます。

概要書の5ページからになりますが、よろしく願いいたします。

最初に、財政係関係の予算概要について説明のほうをさせていただきます。

令和6年度の一般会計当初予算額につきましては、先ほどの町長の提案理由説明にもありましたが、総額で59億7,300万円で、前年度の当初予算56億6,300万円と比較しますと、3億1,000万円、率にして5.5%の増となっております。

また、6ページのほうに記載させていただきましたが、6つの特別会計の予算総額は、20億9,890万円で、前年度当初予算と比較しますと、1,209万円、率にして0.6%の増となっております。

一般会計と特別会計との総額は、80億7,190万円で、前年度と比較しますと、3億2,209万円、率にして4.2%の増となっております。

令和6年度の予算編成につきましては、国の動向や社会経済情勢の動向を踏まえ、町の長期計画、地方創生総合戦略、町長公約の内容等を指針としまして、厳しい財政状況を考慮しながらも、「誰一人取り残さない持続可能な長和町」を目指して予算編成を行っております。

財政調整基金の残高が減少していく中、令和6年度当初予算におきましても、多くの財政調整基金を取り崩した予算となっていますことから、住民福祉の向上とまちのさらなる発展を念頭に置きつつ、持続可能な財政運営のために、より一層努力をしまいたいと考えております。

次に、管財系の予算概要について説明をさせていただきます。

管財系につきましては、庁舎や町営・公営住宅、公用車など、町有財産の適切かつ堅実な管理運営のほか、ふるさと納税、温暖化対策の実施計画、公共施設総合管理計画などへの取組を努めるとともに、関連経費について予算計上のほうをさせていただいております。

次に、まちづくり政策系の予算概要です。

まちづくり政策系につきましては、町民手づくり事業補助や地域おこし協力隊に係る事業、田舎暮らし体験住宅及びシェアハウス事業、空き家バンクを活用した改修などの補助事業、地方版となります、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定に関する事業、あと、各種統計調査などの事業への取組を努めるとともに、関連経費について、予算計上のほうをさせていただいております。

主要事業につきましては、7ページになりますので、よろしくお願いたします。

財政系の関係では、地方債に関わります元金及び利子の償還に係る交渉費として約7億500万円、管財系関係では、庁舎管理や町営・公営住宅に係る経費のほか、ふるさと納税に係る経費として、832万9,000円を計上させていただいております。

まちづくり政策系の関係では、町民手づくり事業補助金としまして100万円、令和5年度から導入をしております、委託型地域おこし協力隊の関係経費としまして960万円、デジタル田園都市国家構想総合戦略策定に係る経費としまして566万4,000円などを、予算計上させていただいております。

以上、企画財政課関係の予算概要・主要事業の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 次に、情報広報課関係について説明を求めます。

上野情報広報課長。

○情報広報課長（上野公一君） それでは、情報広報課の予算概要について説明をさせていただきます。

資料は8ページになります。御覧いただきたいと思います。

まず予算概要です。

①の文書広報費ですが、広報「ながわ」の発行につきましては、町の広報紙として、適時に町の情報を提供してまいります。

また、長野朝日放送主催の、ふるさとCM大賞への応募者に対して報奨をすることで、より多くの応募者を募りたいと考えております。

②でございますが、情報管理費の関係では、国の進める基幹系システムの標準化対応、自治体DXの推進、庁内ネットワークの機器の入替え、デジタル田園都市国家構想交付金を活用した役場窓口収納業務のキャッシュレス対応と、保育園のICT機器の導入を予定しております。

また、今年度運用を開始いたしました、町の地域アプリ（Nーナビ）についても、関係機関と連携しながら、よりよい充実を図ってまいります。

③です。ケーブルテレビ施設運営費でございますが、通常のケーブル施設の運営・保守をはじめ、現在、映像制作等一部業務を委託している町振興公社と、今後の委託業務を含めた、町のケーブルテレビの今後の方向性について、引き続き、検討を進めてまいります。

次に、9ページになります。

主要事業の関係でございます。

1つ目の文書広報費の関係では、広報の印刷製本費で247万8,000円、ふるさとCM大賞応募者へのPR活動費ということで8万円。

2つ目の情報管理費では、大きなところでは、庁舎ネットワーク機器のリース料で1,578万8,000円、基幹系業務用パソコン等更新費用で1,516万3,000円、基幹系システム共同化の負担金として8,438万1,000円。また、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した、公金収納キャッシュレス機器導入については、548万6,000円を計上させていただきました。

3つ目のケーブルテレビの施設運営費では、こちらも大きなところで、設備の運用保守・台帳システムの整備に904万5,000円、町振興公社への業務委託料1,600万円、ケーブルテレビインターネットのプロバイダーであります、長野県協同電算JANISへのインターネット接続使用料1,712万2,000円等を計上させていただいております。

情報広報課関係につきましては以上でございます。よろしくお願いたします。

次に、町民福祉課関係について説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から町民福祉課関係について御説明をさせていただきます。

なお、地球温暖化・景観対策担当係に関する令和6年度予算の概要等につきましては、私の説明後、西田課長より説明をさせていただきます。

それでは最初に、一般会計の予算概要について説明をさせていただきますので、10ページをお開きください。

1の窓口係についてですが、戸籍・住民基本台帳等窓口関連業務コンビニ交付システムの経常経費等の予算を計上させていただきました。

また、戸籍法の一部改正による、戸籍の記載事項に氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修費、地方公共団体の基幹業務システムの標準化対応のための戸籍システム改修費を計上させていただきました。

2の高齢者支援係についてですが、高齢者の相談窓口として、各種相談事業、介護保険制度、町単事業、住民相互の支え合い等、高齢者本人とその家族を支援するための予算を計上いたしました。

また、高齢者生活福祉センターの非常電源設備設置工事費、新規事業として、高齢者補聴器購入費補助事業に必要な予算を計上させていただきました。

3の保険係ですが、保険係では4つの特別会計を担当しております。

特別会計における予算概要・主要事業については、後ほど説明をさせていただきますが、一般会計における保険係として、町としての負担金等を、各特別会計繰り出しを行い、特別会計の財政的安定等を図るための予算を計上させていただきました。

4の福祉係についてですが、最初に、社会福祉総務費については、18歳までの乳幼児、児童、母子・父子家庭への福祉医療給付費、福祉関係者への負担金補助、また、令和6年度新規事業といたしまして、結婚・新生活を支援するための補助金を創設し、必要な予算を計上いたしました。

次に、障がい福祉費については、障がいをお持ちの方が利用する障がい福祉サービス給付費、障がい者の福祉医療給付費等を予算計上しております。

次に、11ページの老人福祉費についてですが、敬老祝賀事業、シルバー人材センター負担金、低所得高齢者への福祉医療給付費等の予算を計上しております。

次に、5の生活環境係ですが、防犯対策、交通安全対策一般経費については、防犯対策・交通安全を目的として、防犯灯のLED化や新設・修繕工事、カーブミラー設置等の交通安全施設設置工事等を、地域の要望を聞きながら継続的・計画的に実施するための予算を計上しております。

また、新規事業といたしまして、令和5年4月1日の道路交通法改正による、自転車のヘルメット着用の努力義務化を受けまして、着用促進の取組として、自転車用ヘルメット購入費補助を創設し、必要な予算を計上させていただきました。

環境衛生費、塵芥処理につきましては、空き家対策、飼い犬の登録管理、狂犬病予防注射、地域猫活動、大桜墓地、地球温暖化対策設備設置事業としての住宅用太陽光発電システム設置補助金等、生ごみ堆肥化処理施設、ごみの運搬収集業務、汚泥再生処理センター等の関連経費を計上させていただいております。

次に、12ページ、公園費、花と緑のまちづくり費についてですが、令和4年度、5年度に続きまして、いこいの丘公園の附帯工事といたしまして、駐車場整備、健康器具等の設置等を実施するための予算を計上しました。

また、そのほかに、町内の公園、ポケットパークの定期的な管理、町内主要道路周辺の環境整備等の予算を計上しております。

最後に、6の福祉企業センター係ですが、障がい等の理由で一般就労が困難な方や生活困窮者の方に対して、就労の機会の提供、規則正しい生活習慣の獲得により、自立を支援することを目的とする施設でありまして、施設運営に必要な予算を計上しました。

次に、各係の主要事業についてですが、ページ、13ページから17ページに記載のとおりでございます。

詳細は御覧いただきたいと思いますと思いますが、令和6年度におきまして、新規事業等主なものについて

説明させていただきます。

13ページの、1の窓口係におきましては、安定した業務運営を行うための通常経費のほか、令和6年度では、マイナンバー法の改正による戸籍等の記載事項への氏名の振り仮名の追加等のシステム改修として520万3,000円、自治体が使用する情報システムに対して、一定の基準や規格を設け、統一的な取扱いを促進することを目的として実施をいたします、標準化対応戸籍システムの改修委託料として2,886万4,000円を計上しております。

2の高齢者支援係につきましては、各種相談業務、介護保険制度、町単事業、住民支え合い等の予算のほか、高齢者福祉センター（居住部門）の依田窪福祉会への業務委託料として1,497万8,000円と、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金による非常電源設備設置工事として3,000万円、新規事業として高齢者補聴器購入費補助事業として15万円を計上をさせていただきます。

14ページの、3の保険係につきましては、町としての負担金、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険の特別会計への繰り出しを行い、特別会計の財政的安定を図るための予算を計上しております。

4の福祉係につきましては、まず、社会福祉総務費の新規事業といたしまして、結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の支援のため、結婚新生活支援事業補助金として81万7,000円を計上いたしました。

次に、障がい福祉費としまして、障がい者への福祉医療給付事業、サービス利用時の障がい者自立支援給付費を計上しております。

次に、15ページの老人福祉費といたしまして、敬老祝賀会実施のための費用を含む敬老祝賀事業費等を計上させていただきます。

5の生活環境係につきましては、防犯対策費、交通安全対策一般経費では、今年度同様の、防犯安全対策関連事業の予算を計上させていただきました。

そのほか、新規事業といたしまして、先ほど申し上げましたように、自転車のヘルメット着用の義務化を受け、着用促進の取組として、ヘルメット購入の補助として28万円を計上させていただきました。

次に、環境衛生、塵芥処理につきましては、今年度同様、河川の水質検査委託料、住宅用太陽光、蓄電池設置に対する補助金、丸子クリーンセンター負担金、ごみ収集運搬委託費、ごみ処理施設と汚泥再生処理センターの維持管理費等を計上をしております。

16ページの、公園費、花と緑のまちづくり費につきましては、令和6年度において引き続き、いこいの丘公園の整備として駐車場整備、大型時計の設置、テーブル・椅子等の設置のため、1,226万1,000円を計上しております。

福祉企業センターにつきましては、歳出、事務費といたしまして、指導員4人分の共立メンテナンスへの行政事務包括業務委託料を含む、事務費総額で1,953万4,000円を計上をさせて

いただいております。

事業費といたしましては、企業センター利用者の特性に合った仕事を確保しながら、また、利用者個々の作業計画、障がいをお持ちの方々の個別支援計画を立て、作業を行っていただき、利用者さんの賃金として1,320万円を計上したところでございます。

以上が、町民福祉課の一般会計に関する予算概要・主要事業についてでございます。

次に、特別会計について説明をさせていただきます。

最初に、18ページの国民健康保険特別会計についてですが、予算概要といたしまして、県の保険税統一に向け、国保基金からの繰入れ等も行いながら、税率改定を実施し、国保会計の安定的な運営の継続を図ってまいります。

令和6年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ7億8,000万円としたところでございます。

主要事業といたしましては、保険税率の改定等をいたしまして、県の保険税率統一に向け、国保運営協議会において、税率改定等の検討を重ねてまいりたいというふうに思っております。

また、令和4年度より実施をしております、未就学児の被保険者に係る均等割額の軽減と、町独自に6歳以上、18歳未満の被保険者の均等割額の軽減補助を継続してまいりたいというふうに思っております。

20ページの、国民健康保険歯科診療所事業特別会計についてですが、予算概要・主要事業といたしまして、令和6年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ1,500万円とするものでございます。

令和6年度も、医療法人新正会への業務委託により診療を行ってまいります。業務といたしましては、国民健康保険団体連合会からの診療報酬を、歯科診療所からの一般負担金を受け入れ、同額を医療法人新正会へ委託料として支出をするものでございます。

次に、21ページの、長和町後期高齢者医療特別会計についてでございます。

予算概要といたしましては、令和6年度の予算総額を、歳入歳出それぞれ9,520万円とさせていただきます。

後期高齢者医療につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合において運営を行っておりまして、後期高齢者医療保険料は、今後見込まれる医療費などの推計を基に、2年に一度改正をされております。

6年度の保険料につきましては、令和5年度に見直しがされまして、令和6年、7年度の保険料は、所得割が9.45%、均等割額が4万4,365円となっております。

町は、広域連合と連携をしながら、主要事業として18ページに記載の、保険料徴収等、住民の窓口的業務を担ってまいりたいというふうに思っております。

最後に、22ページの、長和町介護保険特別会計についてでございます。

予算概要といたしましては、令和6年度は第9期介護保険事業計画の初年度であり、歳入歳出それぞれ11億900万円とするものでございます。

歳出は、介護保険給付費、地域支援事業が主なものでありまして、歳入は、これらに関する国・

県支払基金、町等からの負担金並びに保険料が主なものとなっております。

現在の被保険者数、要介護認定者数は記載のとおりとなっておりますので、御覧いただきたいと思っております。

主要事業としましては、23ページ、第9期介護保険事業計画の基本理念の実現のため、一般会計の、高齢者とその家族を支える事業に加え、介護保険サービス、地域支援事業、介護予防、重度化予防事業、認知症総合支援事業等を実施するための予算を計上し、高齢者やその家族の支援を行ってまいりたいと思っております。

以上が、町民福祉課に関する令和6年度予算概要・主要事業の説明となっております。よろしくお願いをいたします。

○議長（森田公明君） 西田地球温暖化・景観対策担当課長。

○地球温暖化・景観対策担当課長（西田裕康君） 地球温暖化・景観対策担当、西田でございますが、よろしくお願いをいたします。

ページ、12ページになりますが、予算概要でございます。

庁舎や避難所となる公共施設への再生可能エネルギーの設備の導入可能性につきまして、今回、予算を計上させていただきました。

主要事業としましては、17ページになります。

再エネの最大限導入のための計画づくりの委託料としまして、1,132万5,000円でございます。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 次に、こども・健康推進課関係について説明を求めます。

小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） こども・健康推進課です。

24ページをお願いいたします。

健康づくり係、1番目としましては、疾病予防、疾病の重症化予防に向け、健診未受診者への受診勧奨を行い、健診受診率、がん検診受診率、特定保健指導実施率、精密検査の受診率のさらなる向上を目指してまいります。

2番目といたしまして、妊娠期から全ての妊婦や子育て世帯に寄り添い、妊娠・出産、子育てに至るまで切れ目なく、安心して子供を産み育てられる子育て支援を実施するとともに、産後ケア事業の充実を図ってまいります。

3番目です。公認心理師等の専門職が、子供の発達、子供から大人までの心の悩み、精神疾患や心配事などの相談・支援を行い、住民の方が安心して生活できるよう応援してまいります。

4番目です。75歳以上の後期高齢者の生活習慣病の重症化予防、疾病の早期発見・早期治療に努めてまいります。

5番目です。住民の安心となり、信頼できる地域医療及び高齢者介護サービス事業の充実と継続

を支えてまいります。

子育て支援係ですが、1番目、ゼロから2歳児クラスの保育料の軽減と、3歳以上児クラスの副食費の無償化を継続することにより、子育て世代の支援を行ってまいります。

2番目でございますが、国の規定に基づき、児童手当を給付してまいります。

3番目でございますが、子育て支援センターのさらなる充実を図ってまいります。

5番目でございますが、伴走型支援と経済的支援を一体として、出産・子育て応援給付金事業を実施してまいります。

おめくりいただきまして、6番目でございますが、子育て世代を応援するための、子育て応援ごみ袋支給事業や、子育て応援給付金・子育て支援サポート利用助成金事業を行ってまいります。

7番目でございます。保育園のICT化システムを導入し、保護者の利便性向上と保育の質向上に努めてまいります。

保育園でございますが、1番目としまして、107名の園児たちが健やかな保育園生活を送れるよう、安心、安全な保育園運営を行ってまいります。

3番目でございますが、アレルギー対応食など個々の状況により、安全な給食を提供してまいります。

4番目でございますが、支援が必要なお子さんに個別の支援を行ってまいります。

主要事業でございますが、健康づくり係、鹿教湯病院再編事業補助金でございます。こちら、新たな事業となりますが240万円でございます。

1つ飛ばしまして、依田窪医療福祉事務組合負担金でございますが、公営企業の繰出基準等に基づき、4億8,326万6,000円でございます。

その下でございます。新規の事業となりますが、依田窪医療福祉事務組合施設整備分というところで、令和6年度に病院が行う施設整備や医療機器の導入につきまして、病院企業債の町負担割合分を、交付税措置のある町の過疎債事業として負担するものでございます。1,960万円でございます。

老人保健施設負担金ということで、9,556万1,000円。

子育て支援係でございますが、児童手当5,076万円。

26ページでございますが、2つ飛ばして、子育て応援給付金事業460万円、出産・子育て応援給付金事業225万円。

一番下でございますが、新たな事業としまして、保育園ICTシステム導入事業ということで、デジ田交付金を活用し、664万2,000円でございます。

保育園でございますが、ながと保育園、和田保育園の給食賄材料費、光熱水費、バス運行委託料等を計上してございます。

一番下でございますが、和田保育園敷土地購入事業でございます。新たな事業でございますが、和田保育園の不動産鑑定価格により購入したいと考えておりまして、2,036万円の予算を計上

いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 次に、産業振興課関係について説明を求めます。

中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） それでは、産業振興課について、予算概要・主要事業について説明させていただきたいと思えます。

27ページを御覧いただきたいと思えます。

最初に、農政係の関係でございますが、まず、農業委員会事業でございますが、農地等の利用の最適化の促進を図るため、利用状況調査及び利用意向調査を実施いたしまして、農地中間管理機構への農地の集積を図ってまいります。

続きまして、経営安定・担い手関連対策事業でございますが、米の生産目標数量の配分が国から示されなくなりましたが、需要と供給のバランスを保つためにも適正生産を推進してまいります。

また、就農意欲の喚起と就農後の安定を図るため、4名の方の新規就農者に対しまして、新規就農者育成総合対策事業を行います。また、令和6年度において、信州うえだファームと連携いたしまして、地域おこし協力隊制度を活用して、新規就農予定者2名を採用してまいります。

続きまして、地場産業振興費の関係ですが、一番下段であります。長門地区、和田地区にある2つの道の駅について、指定管理者はじめ関係機関と協力し、農業所得の向上、都市農村交流の促進、地域の活性化に資する取組を推進してまいります。

続きまして、28ページをお願いいたします。

林務係の関係です。

松くい虫被害対策につきまして、保全松林緊急保護整備事業を活用し、松林区分に応じた伐倒・薫蒸処理等により、対策を実施してまいります。

次に、有害鳥獣駆除対策関連業務では、長和町猟友会及び長和町わなの会による有害鳥獣駆除や、上小地域連携による一斉駆除等を実施し、被害削減に取り組んでまいります。

次に、商工観光係の関係です。

経済対策と住まいの改善を目的とした、住まい快適促進助成事業及び地域内消費の活性化を図るための、地域いきいき券事業を継続するとともに、商工振興のための制度資金融資、利子補給や信用保証料の負担などを継続して支援をしてまいります。

また、新規雇用、販路拡大、移住者に関する助成のほか、創業を目指す方に創業初期支援を行い、地域産業振興施策の充実を図ってまいります。

観光分野におきましては、既存の観光資源を活用し、新規性が高く特別な体験コンテンツ、イベント等の造成から、販路開拓を通じて、観光需要の回復や地域活性化に向けた観光再始動事業を実施してまいります。

続きまして、29ページをお願いいたします。

株式会社マウント長和の関係でございますが、株式会社マウント長和の指定管理施設であります、ブランシュたかやまスキー場の施設等の改修につきまして、スキー場の施設整備に関する計画に基づき、各年度を精査した上で、国の補助事業や有利な起債及び施設使用料を活用した事業を実施してまいります。また、株式会社マウント長和の施設及び運営の在り方について、関係機関及び団体等と協議を継続して実施してまいります。

続きまして、主要事業でございます。

農政係（農政関係）であります。中山間地域直接支払事業2,420万2,000円、経営安定・担い手関連対策事業1,147万9,000円を計上してございます。

続きまして、30ページをお願いいたします。

道の駅直売施設運営経費として2,486万円を計上してございます。

林務係の関係でございますが、松くい虫防除委託料943万8,000円、有害鳥獣駆除対策協議会補助金803万円、森林環境譲与税基金積立金2,000万円を計上してございます。

続きまして、31ページです。

商工観光係の関係です。

制度資金融資あっせん、保証料、利子補給事業として7,440万円、商工会経営改善事業補助金1,130万円、ふれあいの湯管理運営費2,540万4,000円、やすらぎの湯源泉管理費2,470万円を計上してございます。

一番下段であります。たかやまスキー場管理費として、こちら、施設改修費それから施設の修繕また備品購入等を合わせまして、2億3,410万円を計上してございます。

産業振興課につきましては以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 次に、建設水道課関係について説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、建設水道課について説明させていただきます。

概要書の32ページをお開きください。

一般会計、農地費。建設耕地係からでございます。

1、予算概要。農道・水路の維持補修、多面的機能支払交付金事業が主な予算計上となっております。各地区からの要望を基に、農道・農業用水路の維持管理補修及び改良工事を行います。

多面的機能支払交付金事業は、13団体の活動組織による農地の草刈り、水路補修等の維持管理活動、農道舗装、水路改修等の農業用施設の長寿命化に係る工事に交付金を活用しています。

土木関係では、個別補助事業（道路メンテナンス事業補助）、町道維持修繕工事、除排雪関連経費が主な予算計上でございます。

主要事業としまして、電源立地地域対策交付金事業、和田地区唐沢水路改修、原水路改修、古屋敷頭首工ゲート設置の3か所の工事を行い、440万円。多面的機能支払交付金事業で、13組織で対象面積が、田が321ヘクタール、畑143ヘクタールの3,223万5,000円でございます。

ます。

33ページの土木維持費の主なものでは、個別事業補助（道路メンテナンス事業補助）、橋梁保全工事で、長久保の上五十鈴橋5,612万5,000円でございます。

続きまして、別荘系の観光施設事業特別会計でございます。

ここで、すみません。訂正をお願いしたいと思うんですけども。予算総額の前年対比が190万となっておりますが、460万円ということで訂正をお願いいたします。予算概要は、9,260万円で、前年対比460万円の減額でございます。

主要事業でございますが、主なものとしまして、学者村山の家広場に、昨年、一時避難所として建設しました、学舎村風の庭の増設分492万円でございます。

続きまして34ページの、上下水道系の、上水道事業会計・長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計でございます。

予算概要ですが、年々、給水人口の減少による収入減に、施設の老朽化による修繕等で経費が増し、経営が厳しくなっています。

昨年度、アセットマネジメントが完成し、これに基づき、老朽化に対する修繕など計画的に進めてまいります。

県内でも合併や共同化に対して、経費の節減等、経費改善策に努めてまいります。

主要事業としましては、美し松別荘地水道管布設替工事設計委託業務が685万円、配水池水位計交換工事2か所352万円、配水池薬剤注入ポンプ交換工事3か所396万円。

35ページの下水道事業会計では、平成9年度の供用開始から26年が経過しており、現在は主に施設の維持管理を行っております。

効率よく計画的に施設の改善を実施するためのストックマネジメント計画を、本年度策定予定であり、令和7年度以降は計画に基づいた施設の改修を行ってまいります。

主要事業としましては、委託で、下水処理場維持管理委託費が2,673万円、ストックマネジメント計画策定業務委託2,000万円でございます。

建設水道関係につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（森田公明君） 教育課関係について説明を求めます。

笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それでは、教育課関係の予算概要及び主要事業について説明させていただきます。

学校教育係、社会教育係、人権男女共同参画係、文化財係の関係になります。

最初に、予算概要書の36ページを御覧ください。

学校教育係の関係でございますが、教育委員会に係る経費、各小学校の運営経費、中学校組合への負担金などについて計上しております。

また、GIGAスクール実現のためのICT関係の支援業務委託の経費、また、GIGAスクー

ル教材ソフトに関わる経費を計上しております。

令和6年度予算におきましても、子育て支援策の大きな柱として、給食費無償化を引き続き実施していくほか、高等学校通学費等補助も引き続き実施し、保護者の皆様の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

次に、社会教育係の関係でございますが、生涯学習講座の開催や小集団グループの育成、総合文化祭の開催、分館活動の支援に取り組んでまいります。

また、青少年の健全育成を目指して、ながわスポーツクラブを中心として開催しております、各種スポーツ教室への補助金等を計上させていただいております。

今後、講座、文化祭、スポーツイベントなど、コロナ感染発生前の状態に戻していきたいと考えております。

次に、人権男女共同参画係の関係でございますが、放課後の小学生のための児童館・児童クラブの運営など、子供の健全育成に努めてまいります。

また、人権が尊重される社会の実現を目指して、差別をなくす町民集会の開催、心配事相談事業などを実施していくほか、図書館運営につきましても、デジ図書の推奨、また、充実した図書館運営ができるように努めてまいりたいと考えております。

なお、令和5年度に男女共同参画に関する住民意識調査を実施いたしました。この結果で得ました住民の意識を、令和6年度に分析をまとめ、男女共同参画推進委員会において協議を重ね、必要な取組を行い、男女共同参画社会の実現に向け、さらに推進を図りたいと考えております。

次に、37ページをお願いいたします。

文化財係の関係でございますが、国史跡に指定されております、星糞峠黒耀石原産地と歴史の道中山道や宿場の町並みについて、修繕箇所等の整備を行い、保存・活用を図ってまいります。

令和6年度の国際交流事業でございますが、黒耀石大使の研修と、オランダ・イギリス渡航を実施いたします。

町内の中学3年生から高校2年生までの学生13名が渡航し、イギリスでは、黒耀石の石器づくり指導、グライムズグレイブス遺跡、大英博物館の見学、ティーンエイジヒストリークラブと交流、ホームステイ。

オランダでは、ナチュラリス生物多様性センター訪問、中山道古写真の見学・調査などを行います。

時期につきましては、令和6年7月から8月の9日間の予定でございます。

ちょっと私、言い間違えてしまったんですけれども、研修の大使の人数ですけれども、大使が9名、引率が3名でございます。失礼いたしました。

すみません、資料の訂正をちょっとお願いいたします。資料のほう、文化財の関係で、37ページの(6)なんですけれども、「第6期」となっておりますが「第5期」の間違いです。申し訳ございません。訂正をお願いいたします。

次に、主要事業の関係でございますが、主立ったもののみを御説明させていただきます。

学校給食関係につきましては、小学校給食費として児童197人分でございますが、1,574万6,000円、依田窪南部中学校の関係が負担金という形になりますが、生徒109人分で736万3,000円を予算計上しております。

このほか、高校通学費等補助として1,015万8,000円、長門地区スクールバス、和田地区スクールバス、蓼科高校関係のスクールバスの運行委託で、合わせて4,119万8,000円を計上しております。

次に、38ページをお願いいたします。

社会教育係の関係でございますが、生涯学習講座講師謝礼として159万7,000円を計上させていただきました。生涯学習講座は、全部で10講座を開催する予定でございます。

また、和田コミュニティセンター指定管理料として922万円、古町コミュニティセンター指定管理料として222万8,000円を計上しております。

そのほか、分館活動補助191万4,000円、ジュニアスポーツ教室補助150万円、依田窪プール負担金140万円を計上しております。

次に、人権男女共同参画係の関係でございますが、児童クラブの関係経費ということで1,708万2,000円、そのほか、上小広域図書館ネットワーク負担金として153万2,000円を計上しております。

次に、文化財係の関係でございますが、災害復旧等で、歴史の道中山道保存整備活用事業といたしまして1,632万1,000円、黒耀石関係におきまして、国際交流事業といたしまして856万5,000円、町内遺跡確認調査として2,142万2,000円を計上しております。

次に、39ページをお願いいたします。

教育課で所管しております特別会計の関係でございますが、同和地区住宅新築資金等貸付特別会計でございます。

起債の借入れに伴います元利償還が終了しておりますので、歳出におきまして、一般会計のみ計上となっております。

教育課関連予算の概要につきましては以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 次に、議会事務局関係について説明を求めます。

米沢議会事務局長。

○事務局長（米沢 正君） それでは、40ページからになりますので、よろしくをお願いいたします。

議会費の予算総額は5,905万8,000円でございますが、前年度と比較いたしますと27万4,000円の減額となっております。

主要事業といたしましては、年4回の定例会の開催、また、必要に応じての臨時会の開催、常任委員会及び特別委員会をそれぞれ開催していく事業となっております。

広報の関係につきましては、議会だよりを年4回発行していく予定でございます。

議会運営についてでございますが、デジタル化・ペーパーレス化に向け、令和5年度からタブレット端末機を導入し、定例会、臨時会、委員会、全員協議会等で使用することにより、早く機械の操作等に慣れていただくため、試験的に運用を開始してきたところでございます。

本年6月の定例会からは、タブレット端末機のみによる開催を目指して取り組んでいく予定でございます。

また、令和5年度から議会モニター制度を導入いたしまして、7名の方に議会モニターを委嘱し、意見・感想等を聞きながら、町民の皆さんに分かりやすい議会運営に向けて取り組んでまいりました。

令和6年度につきましても、新たに募集をしていただいた3名の議会モニターを含め、7名の皆さんに委嘱を行い、町民の皆さんに分かりやすい議会運営に向け、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

定例会後に発行される議会だよりの編集については、引き続き、町民の皆さんに読みやすく、分かりやすい、議会だよりの発行に努めたいと考えております。

また、新たな取組といたしまして、委員会のオンラインによる開催に向け、調査研究を進めていく予定であります。

歳出の主な内容につきましては、委員会、懇談会ほかの会議録の作成を行うための音声認識システム使用料46万2,000円、それに伴います事務用備品費といたしまして、35万7,000円を、それぞれ計上をさせていただきました。

また、ウェブ会議システムのライセンス使用料といたしまして、2万4,000円を計上いたしました。

議会の調査研究活動費につきましては、先進地事例等の現地調査・行政視察を行うため、議員旅費として124万3,000円を計上させていただいております。

41ページの上段を御覧いただきたいと思います。

議会だよりの発行の関係につきましては、67万7,000円、定例会の会議録作成委託料の関係では81万1,000円、議会モニターの皆さんへの報奨費といたしまして15万2,000円、政務活動費に60万円をそれぞれ計上をさせていただいております。

下の段を御覧いただきたいと思います。

監査委員費に関する関係でございますが、内容につきましては、監査委員の報酬が主なものでございます。

主要事業といたしまして、監査計画に基づきまして、例月出納検査、定期監査、決算審査等を行ってまいります。

そのほか、指定管理者の監査、また、必要に応じて随時監査なども実施していく予定でございます。

議会事務局の所管します令和6年度の概要となりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 以上で、令和6年度各予算案に関する概要説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

小川議員。

○8番（小川純夫君） 詳細は予算委員会等で審議されると思うんですが、私、予算委員でないもんで、1点だけ、ぜひ御指摘申し上げておきたい点がございしますが。

こども・健康推進課で所管されている、和田保育園の敷地問題。これは議員の皆さんもあんまり知らないんで、経過だけちょっと述べておきたいんですが。

建設されたのが、多分、平成7、8年頃、今から30年前ですけれども、当時の借地なんですよね。個人の土地を借りて。農地でしたけれども。それを借地料、当時はお米の値段で、多分、お米に30俵とか40俵とかっていう米価で換算をして、仕払ってきたんです。

ところが、あの辺一带みんなそうなんですけど、プールもそうなんですけど、向こうのほうからクレームが出て、「米価っていうのは年々変動するもんだから、ぜひ定額にしてくれ」ということで、今の敷地料になっていると思うんですが、多分、80万か90万、年間お払いだと思うんですが。

前々から公有地にすべきだというようなことを議会でお願いをしてきましたけれども、なかなか地主がうんと言わないということで、これまで実現しなかったわけなんですけど。今回、買取りとして2,000万の予算が出てきたんですが。

問題は、保育園を、今年十何人しかいないということですが、ぜひ存続させていただきたいというのは、我々地域住民の願いであります。

問題は、この地主と称する人が2年ほど前に亡くなっているんです。今、その遺族に対して支払っているんじゃないかと思うんですが、心配するのは、多分これ、3代ぐらい前から登記していないんじゃないかと。相続登記していないんじゃないかっていうようなことを、一番心配しているわけです。ましてや、この間亡くなったばかりですから、後の遺族の方々が、これまだ登記も済んでいない話だと思うんです。

ですから、その点をよく。3代前っていうことは、もう50年以上も前になるんですけれども、それから、ちゃんと相続登記されているかどうか、この辺を精査されていないと。後で、結構いまずからね、関係者が。この人たちからクレーム出たときに、町が大変なことになるんで。

ひとつ、その辺をまずしっかり精査されて、そして誰が後継者なのか、この辺も特定しない限りは、あんまり、この予算執行をしないほうがいいんじゃないかということ、老婆心ながら申し上げて。あとは予算委員会でじっくり御検討いただきたいと、お願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） ただいまの御質問に関しまして、現在の所有者は、所有者の奥さんになっておられます。その方とお話をしながら、その方のお子さんとか家族で話し合っていて、売却もちょっと考えているというところをいただいております、現在いらっしゃる奥さんと

お話をしております。登記のほうもそうっております。

○議長（森田公明君） 小川議員。

○8番（小川純夫君） その今の奥さんというのは、まだ相続していないと思うんだよね。その前の兄が一時所有していたんですけど、この人も多分、相続していないと思うんです。兄のほうにも家族がいたんで。

だから、非常に複雑な。今の遺族の方とお話しするだけでは済まないんじゃないかっていう気がするんで、この辺は専門家によく相談されて、話、進めたほうがいいと思っているんですけど。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 現在、登記も済んでおりまして、その奥さんお一人の名前になっております。登記も全部済んでいることを確認しております。

○議長（森田公明君） それは、既に確認はできているということでよろしいですか。

○こども・健康推進課長（小林義明君） はい、しております。

○議長（森田公明君） よろしいでしょうか。ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第27 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、議案書の128ページをお願いいたします。

議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）について説明をさせていただきます。

最初に、第1条の関係ですが、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,529万3,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ60億11万9,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正につきましては、令和5年6月議会におきまして、継続費として設定させていただきました、歴史の道中山道保存整備活用事業につきまして、継続費の変更をお願いするものでございます。

変更の内容につきましては、133ページをお願いいたします。

歴史の道中山道保存整備事業として実施します、永代人馬施行所屋根修理工事の総事業費及び年割額の変更をお願いするものでございます。

事業費につきましては、予算書に記載のとおりでございます。

では、128ページのほうにお戻りいただきまして、第3条の繰越明許費の関係でございます。

これにつきましては、地方自治法の規定によりまして、令和5年度内に事業を完了することができない見込みとなった事業につきまして、令和6年度へ繰越しをお願いするものでございます。

繰越明許費の詳細につきましては、134ページをお願いいたします。

衛生費の長和町景観計画策定事業につきましては、計画策定に当たりまして、関係機関との協議日程に遅れが生じたため、また、その下の汚泥再生処理施設運営費につきましては、世界的な半導体供給不足により資材の入手が困難となり、事業着手が大幅に遅れたため、それぞれ繰越しをお願いするものでございます。

農業費の農業振興一般事業につきましては、新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻の影響による資材供給網の混乱や原材料不足の影響、また、町単耕地応急工事業につきましては、設計業務に係る地権者との調整及び用地交渉に不測の日数を要したことにより、それぞれ予定期間での完了が困難となったことにより、繰越しをお願いするものでございます。

土木費の道路メンテナンス事業につきましては、大多沢橋の橋梁保全工事の関係で、工事内容の追加に伴い工期に大幅な変更が生じたことにより、予定期間での完了が困難となったことにより繰越しをお願いするものでございます。

災害復旧費の林業施設災害復旧事業につきましては、令和5年債の本沢1号箇所の関係になります。隣接する本沢4号箇所の災害復旧工事が完了しないと着手できない事業でございますが、本沢4号箇所の完了が12月であったことから、着手が冬季、冬の期間となってしまいました。積雪や路面凍結など施工現場の安全性が確保できないことから、令和5年度内に事業に着手することができないため、繰越しをお願いするものでございます。

ちょっとお戻りいただきますが、128ページの関係です。

第4条の地方債補正の関係でございますが、これにつきましては、135ページの第4表の地方債補正を御覧いただきたいと思っております。

今回の補正予算につきましては、合併特例債と緊急防災・減災事業債に係る補正となっております。それぞれの2次分の起債計画分に合わせた補正をお願いするものでございます。

借入限度額を、合併特例債につきましては2,170万円、緊急防災・減災事業債につきましては170万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入歳出の関係ですが、詳細は139ページからになります。

最初に、歳入の主なものについて説明させていただきます。

款10の地方交付税の関係につきましては、普通交付税の追加交付に係る補正予算として、3,712万5,000円を増額する補正予算を計上させていただきました。

国のデフレ完全脱却のための経済対策に伴う増額でございまして、補正後の普通交付税額は26億9,378万円となります。

次に、款12の分担金及び負担金、項2の負担金、目2 民生費負担金の関係では、節1の社会福祉費負担金につきましては、収入見込みにより、老人福祉施設入所負担金を107万6,000円の増額、配食サービス負担金を130万円減額する補正予算を計上させていただいております。

また、依田窪福祉会負担金につきましては、高齢者福祉センター移動ポンプ修理に係る負担金につきまして49万5,000円を増額する補正予算を計上させていただいております。

140ページをお願いいたします。

款13の使用料及び手数料、項1 使用料、目7の教育使用料の関係ですが、節3の社会教育施設使用料の関係でございます。

黒耀石体験ミュージアムの入館者数の増加に伴い、入館料を238万3,000円増額する補正予算を計上させていただいております。

141ページをお願いいたします。

款14の国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金の関係ですが、節1の社会福祉費負担金につきましては、実績見込みにより、障がい者自立支援給付費負担金におきまして、居宅サービス費を540万円減額、施設サービス費を1,545万円増額する補正予算を計上させていただいております。

節2の児童福祉費負担金につきましては、児童手当の額の確定によりまして、105万2,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

目2の衛生費国庫負担金のご関係でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金につきまして、今年度の春と秋に実施しましたワクチン接種事業に係る負担金を209万4,000円減額する補正予算を計上させていただいております。

項2の国庫補助金のご関係でございますが、目1の総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきまして、個人番号カード関係の事業費が、国から直接、地方公共団体情報システム機構に支払われることになりましたので、予算計上されておりました380万4,000円を、全額減額する補正予算を計上させていただいております。

目2の民生費国庫負担金のご関係では、地域生活支援事業補助金につきまして……。

○議長（森田公明君） 課長、ちょっと待ってください。

暫時休憩します。止めてください。ちょっと、しばらくお待ちください。

休 憩 午前11時37分

---

再 開 午前11時38分

○議長（森田公明君） 会議を再開いたします。

○企画財政課長（宮阪和幸君） では、続けさせていただきます。

項2の国庫補助金の補助金のご関係です。

地域生活支援事業補助金につきましては、交付決定に伴い、178万7,000円を減額する補正予算のほうを計上させていただいております。

目3の衛生費国庫補助金のご関係でございますが、新型コロナウイルスワクチン接種の補助金のご関係で、春と秋に実施したワクチン接種のご関係で、133万3,000円を減額する補正予算を計上

させていただきます。

142ページをお願いいたします。

款15の県支出金、項1 県負担金、目1 民生費県負担金の関係でございますが、障がい者自立支援給付費負担金につきまして、実績見込みにより、居宅サービス費を270万円減額、施設サービス費を772万5,000円増額する補正予算を計上させていただきます。

項2の県補助金の中の目3 農林水産業費補助金の関係でございますが、農業委員、農地利用最適化推進員さんの活動の増に伴いまして、交付金を165万3,000円増額する補正予算を計上させていただきます。

144ページをお願いいたします。

款16 財産収入、項2 財産売払収入、目2 物品売払収入の関係でございますが、黒耀石体験ミュージアム記念品等の販売収入につきまして、販売額の増加に伴いまして、150万円を増額する補正予算を計上させていただきます。

款18の繰入金の関係ですが、財政調整基金を8,670万8,000円減額する補正予算、あと、その他の基金の繰入金の補正予算につきましては、予算書に記載のとおりでございます。

続きまして、145ページをお願いいたします。

款20の諸収入、その中の雑入の過年度収入の関係でございますが、令和4年度の子どものための教育・保育給付費負担金の確定によりまして、国・県補助金が増額されたことにより、3万9,000円を過年度収入として計上させていただきます。

また、令和元年災害復旧事業に係ります、令和3年度分の国の農業用施設災害復旧事業補助金の交付額が増額になったことによりまして、追加交付分としまして1,549万7,000円を計上させていただきます。

あと、目4の雑入の関係でございますが、株式会社マウント長和の施設使用料の繰延べに伴いまして、令和5年度分の施設使用料2,994万7,000円、これを全額減額する補正予算を計上させていただきます。

146ページをお願いいたします。

款21の町債の関係ですが、これは2次分の記載計画額に合わせた補正予算を計上させていただきます。また、合併特例債、緊急防災・減災事業債それぞれ予算書のとおり補正をさせていただきます。

次に、歳出について説明のほうをさせていただきます。

歳出の補正予算につきましては、事業費の実績見込みに係る補正が中心となっております。

また、歳出全般に係る補正予算としまして、一般職会計年度任用職員の人件費関係の補正予算を計上させていただきます。

人件費の補正予算につきましては、183ページ以降に附属明細書がございますので、またそちらで御確認をいただきたいと思います。

それでは、147ページをお願いいたします。

議会費の関係ですが、議会報の関係の印刷製本費、ページ数とかの関係で35万6,000円を減額しております。

款2の総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費の関係につきましては、庶務事務経費の関係でございますが、今まで印刷しておりました予算書を、今回は印刷しないという対応を取らせていただいたということで、一般印刷製本費20万円減額ということで、補正予算を計上させていただいております。

次に、148ページをお願いいたします。

目2の文書広報費の関係では、広報紙の印刷製本費につきまして、平均ページ数の関係によりまして、49万円を減額する補正予算のほうを計上させていただいております。

続きまして、149ページをお願いいたします。

目5の企画費の関係でございます。

一般企画経費の空き家バンク等ホームページ作成委託料につきまして、当初、町ホームページとは別のサイトを立ち上げる予定でしたが、町ホームページのリニューアル化の中で対応が可能となったので、予算計上をしておりました39万6,000円、これを全額減額する補正予算を計上させていただいております。

地域おこし協力隊関係予算につきましては、活動費関係、実績等によりまして減額補正、次の150ページの募集事業の関係では、募集に関係します有料サイト掲載を取りやめたことなどによりまして減額補正などを計上させていただいております。

152ページをお願いいたします。

項3の戸籍住民基本台帳費の関係では、戸籍システムの更新により、ソフト使用料、機器使用料を92万9,000円減額する補正予算、国から地方公共団体情報システム機構へ直接負担金を払うことになったということで、完結する負担金、全額380万4,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

154ページをお願いいたします。

項7の情報管理費の関係では、庁内ネットワーク機器の更新を、令和6年度に実施することとしたため、機器リース料394万7,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

項8のケーブルテレビ施設運営費の関係ですが、データ放送・文字放送などに関わります機器のリース料につきまして、機器設置時期の関係により196万3,000円を減額する補正予算、あと、有線放送施設改善基金への積立金を166万3,000円積み立てる補正予算などを計上させていただいております。

155ページをお願いいたします。

民生費の項1 社会福祉総務費の関係ですが、福祉医療費給付事業の関係につきまして、実績見込みにより130万円を増額する補正予算を計上させていただいております。

156ページをお願いいたします。

目2の障がい福祉費の関係では、障がい者自立支援給付費につきまして、実績見込みによりまして、障がい者居宅サービス費を1,100万円減額、施設サービス費を3,030万円増額する補正予算を計上させていただいております。

157ページをお願いいたします。

児童福祉給付費の関係でございますが、実績見込みにより、障がい児通所支援費を265万円増額する補正予算を計上させていただいております。

目3の老人福祉費の関係でございますが、老人保護措置費の中で、老人福祉施設入所措置費につきまして、措置者数の減少により527万9,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

158ページにかけての4の在宅福祉費の関係では、在宅福祉町単事業につきまして、利用者数の減少により、配食サービス委託料を220万円減額する補正予算、介護保険給付費の減額により、介護保険特別会計への繰出金を500万円減額する補正予算を計上させていただいております。

159ページをお願いいたします。

項3の児童福祉費の目2の児童運営費の関係でございます。

児童手当給付事業につきまして、出生者数の減少によりまして、児童手当を122万5,000円減額する補正予算を計上させていただいております。

162ページをお願いいたします。

款4の衛生費で目2の健康づくり費の関係でございますが、予防費の定期予防接種事業につきまして、実績によりまして120万8,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

また、163ページにかけての老人保険事業の関係では、依田窪病院への健康診断委託料につきまして、実績によりまして245万5,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

164ページをお願いいたします。

新型コロナワクチン接種事業の関係ですが、今年度の春接種と秋接種の実績によりまして、209万4,000円を減額する補正予算を計上させていただいております。

165ページをお願いいたします。

項2の清掃費の目1塵芥処理費の関係でございますが、生ごみ処理施設運営経費の関係で、大型ふるい機のリースにつきまして、機器の納入が遅れたため、リース料を120万円減額する補正予算を計上させていただいております。

167ページをお願いいたします。

款5の農林水産業費目5の農地費の関係でございますが、町単耕地応急工事事業につきまして、作業道新設工事に関係します、用地測量や設計業務委託の実績によりまして272万9,000円

を減額する補正予算のほか、工事請負費を340万円減額する補正予算などを計上させていただきました。

169ページをお願いいたします。

目6の地場産業振興費の関係でございます。

これにつきましては、直売施設運営費の関係で、昨年9月に和田宿ステーションが道の駅として開駅したことによりまして、利用者が増加したことに伴い、消耗品や電気料、上下水道料を増額する補正予算を計上させていただいております。

171ページをお願いいたします。

款6の商工費の目2の商工振興費の関係でございますが、商工振興事業につきまして、実績の見込みによって地域いきいき券事業の負担金を100万円の増額、住まい快適促進助成事業補助金を200万円減額する補正予算を計上させていただいております。

また、県商工会の制度資金利子補給金につきましては、実績見込みにより250万円の増額補正を計上させていただいております。

172ページをお願いいたします。

目6のやすらぎの湯源泉管理費の関係でございますが、やすらぎの湯の空調設備改修工事が完了しましたので、設計管理委託料、工事費それぞれ減額する補正予算を計上させていただいております。

款8の消防費の関係でございますが、非常備消防費の関係で出動回数の増加に伴い、活動報酬を増額する補正予算を計上させていただいております。

飛びますが、181ページをお願いいたします。

教育費の体育施設費の関係でございます。

体育施設の維持管理事業につきまして、体育施設関係の修繕工事の内容変更に伴い、106万3,000円を減額する補正予算のほうを計上させていただいております。

以上、長和町一般会計補正予算（第12号）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結します。

次に、日程第28 議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）について及び日程第29 議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

議案書 187 ページをお開きいただきまして、次ページ 188 ページをお開きください。

議案第 21 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）について説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出にそれぞれ 182 万 5,000 円を追加をさせていただきます、歳入歳出の総額を 8 億 4 5 万 7,000 円とするものでございます。

内容につきましては、194 ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入では、款 6 項 1 目 1 保険給付費等交付金の説明欄、保険者努力支援分につきましては、被保険者の健康保持、疾病予防、生活の質の向上等を目的に国保被保険者に対する取組に対する交付金で、事業実績により 135 万 9,000 円を減額するものでございます。

特別調整交付金分につきましては、後ほど説明をさせていただきますが、直営診療施設の運営、これは国保依田窪病院になりますが、運営に関わる特別に要した費用に対する交付金として 18 万 3,000 円の増額と、療養給付費のうち血核性疾病及び精神病に関わる額の占める割合が一定基準を超える場合に交付金の対象となることから 300 万 1,000 円の増額で、特別調整交付金として合計 318 万 4,000 円の増額をさせていただきますものでございます。

続きまして、195 ページの歳出でございます。

款 1 項 1 目 1 一般管理費、節 1 1 電算共同処理手数料といたしまして、歳入の特別調整交付金で触れましたが、療養給付費のうち血核性疾病及び精神病に関わる額の占める割合が一定基準を超える場合に交付金対象となることから、国民健康保険団体連合会の交付申請の支援を受けるため、調整交付金集計処理手数料として 30 万 1,000 円の増額をさせていただきますものでございます。

節 18 の子育て世帯支援事業補助金につきましては、国が令和 4 年度から実施をいたしました未就学児の保険税均等割額の軽減措置に順じて、町が実施をしている 6 歳以上 18 歳未満の保険税均等割額の軽減措置、子育て世帯支援事業補助金について、令和 4 年度の実施では当該年度の保険税均等割額の最終確定後の 3 月下旬から申請受付となっており、対象——要は住民の方なんですけど——からは申請期間が短いとの御意見等をいただきまして、また担当係としましても、申請後の事務処理期間が短い等の課題を解決するため、当該年度分の補助を翌年度に申請補助をするスケジュールにすることで、対象者の方へも余裕を持って申請ができるようにしたいことから、令和 5 年度分の子育て世帯支援事業補助金を全額減額するものであります。

なお、この件につきましては、長和町国民健康運営協議会の委員の皆様にも御意見をいただき実施をするものでございます。

なお、令和 5 年度分の補助につきましては、令和 6 年度の 4 月の早い時期に対象者へ申請等を送付する予定をしております。

次に、款 3 国民健康保険事業納付金、項 1 医療費給付費分から項 3 介護納付金につきましては、歳入の補正による財源内訳の変更でございます。

次に、196 ページ、款 6 項 1 目 1 保健衛生普及費の国保会計年度任用職員人件費につきまし

ては、保健事業の実施に伴う人件費の増減で、合計で135万9,000円の減額となります。

同じく196ページ、款9項2目1 直営診療施設繰出金につきましては、歳入でも触れましたが、今回の補正は医師等の確保支援事業ということで、国保依田窪病院において、看護師確保に要した費用、セミナーに参加をしたというような状況で看護師の確保に要した費用ということで、歳入の款6で県支出金 国保依田窪病院の特別交付金、18万3,000円を繰出金として支出するための増額補正をするものでございます。

予備費につきましては、補正に伴う総額調整のための補正をしております。

続きまして、議案書200ページをお開きいただきまして、1ページめくっていただいて201ページでございます。

議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

既定の歳入歳出からそれぞれ4,000万円を減額し、歳入歳出の総額を10億9,219万3,000円とするものでございます。

207ページをお開きください。

今回の主な補正理由としましては、実績と今後の見込みを勘案し、必要な補正対応を取らせていただきました。

歳入の款1項1目1 第1号被保険者保険料につきましては、実績と今後の見込みにより311万7,000円の減額、款3 国庫支出金、款4 支払基金交付金、208ページの款5 県支出金につきましては、それぞれ保険給付費事業の実績による交付金等の決定により必要な補正を取らせていただきました。

款8項1目1 介護給付費繰入金につきましても、介護給付費の実績により町負担分の繰入金について500万円を減額させていただきました。

209ページをお開きください。

款2項1目1 居宅介護サービス給付費、目5 施設介護サービス給付費につきましては、サービスを提供した場合に給付する保険給付費であり、保険給付費の実績と見込みを勘案させていただいて補正をしております。

目1の居宅介護サービス費を940万円の増額、施設介護サービス給付費を4,000万円減額し、項1 介護サービス等諸費の合計で3,060万円を減額するものでございます。

同じく、209ページの款2項1目1 特定入所者介護サービス費につきましても、低所得の方が施設サービス、短期入所サービスの利用が困難とならないよう、居住費、食費について所得に応じて自己負担見度額の残りの費用を給付するもので、実績と今後の見込みを勘案して940万円を減額するものでございます。

以上が、款2 保険給付費に関する補正で、保険給付費全体で合計4,000万円の減額補正となります。

201ページにつきましては、財源内訳の変更となります。

以上でございます。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第30 議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）  
についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、議案書211ページからに至ります。1枚おめくりいただきまして、212ページお願いいたします。

議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）、歳入歳出それぞれ57万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億438万1,000円とするものでございます。

詳細につきましては、218ページをお開きください。

歳入で、款2目1項1節3 過年度収入でございますが、それぞれコロナウイルス感染症拡大及び物価高騰による収入減の減額補正でございます。

款3項1目1節1 財政調整基金繰入金92万5,000円は、調整による減額補正でございます。

下へ行って、款5項3目1節3 雑入でございますが、国税還付金69万2,000円の増額補正は、平成29年度から平成30年度の消費税振興区分の還付金でございます。

219ページをお開きください。

歳出で、款1項1目3の学者村別荘地管理費と目4 美し松別荘地管理費の節10 需用費は、それぞれ10万円の増額補正でございます。燃料費高騰に伴うものでございます。

説明は以上です。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第31 議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）  
についてを議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、よろしく願い申し上げます。

議案書の220ページからとなります。

221ページでございますけれども、議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ247万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、225ページを御覧いただきたいと思います。

間伐材の売払い収入が減額となったことから、その分を収入減とさせていただきます、予備費で調整をさせていただくというものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第32 議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について及び日程第33 議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）についてを一括して議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 議案書の226ページからでございます。227ページをお開きください。

議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）は、次の定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正、収入、第1款 水道事業収益、既定予定額2億5,851万6,000円に90万円の減額補正し、2億5,761万6,000円とするものです。支出、第1款 水道事業費用、既定予定額2億8,738万6,000円に333万5,000円を減額補正し、2億8,405万1,000円とするものです。

資本的収入及び支出、第1款 資本的収入、既定予定額4,888万8,000円に455万7,000円を減額補正し、4,433万1,000円とするものです。

議会の議決を得なければ流用することのできない経費の補正、職員給与費、既定予定額662万円に5万7,000円を増額補正し、667万7,000円とするものです。

234ページをお開きください。

令和5年度補正予算実施計画明細書（第1号）、収益的収入及び支出、収入、款1項1目3 その他営業収益、節3 他会計負担金90万円の減額、消火栓等維持管理材料の実績購入源によるものでございます。支出、款1項1目2 排水及び給水費、桂ノ木給水工事440万円の減額、目4 総係費で給与手当5万7,000円の人件費による増額補正でございます。

手数料で28万6,000円を増額補正は、コンビニネットバイキング手数料処理件数の実績増によるものでございます。

資本的収入、款1項1目1 工事負担金、節1 工事費455万7,000円の補正源でございます。和田桂ノ木地区の1軒の住宅圏事務所への引込み工事で、当初、国道沿い約250メートルの管の布設を考えていましたが、国道の横断だけの工事で済むことになり、給水管工事費の負担金の減額によるものでございます。

続きまして、235ページをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）は、次の定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正、収入、第1款 下水道事業費、収益、既定予定額4億7,002万9,000円に533万8,000円を増額補正し、4億7,536万7,000円とするものです。

支出、第1款 下水道事業費用、既定予定額4億6,043万6,000円に73万2,000円を増額補正し、4億6,116万8,000円とするものです。

資本的収入及び支出、収入、第1款 資本的収入、既定予定額1億7,923万4,270万円を増額補正し、1億7,993万4,000円とするものです。

支出、第1款 資本的支出、既定予定額3億2,402万5,000円に151万円を減額補正し、3億2,607万5,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、科目、職員給与費、既定予定額707万3,000円に10万9,000円を増額補正し、718万2,000円とするものです。

243ページをお開きください。

令和5年度補正予算実施計画明細書（第2号）、収益的収入及び支出、収入、款1項1目4節1長期前受金戻入で499万4,000円の増額、支出、款1項1目1節18 委託料150万円の減額、不明水調査委託料の実施がなかったため減額でございます。

目5節1 給与、給料4万円です。手当4万4,000円のそれぞれの人件費に人勸による増額補正でございます。

目6節43 有形固定資産減価償却費675万4,000円の増額補正でございます。決算により前年度の金額が確定し、それに伴う金額の変更によるものでございます。

244ページをお開きください。

令和5年度補正予算実施明細書（第2号）、資本的支出及び支出、収入、款1項1目1 国庫補助140万円の減額補正、ストックマネジメント補助金のみ。款7項1目1 受益者分担金210万円の増額、水道加入者の増によるものでございます。

支出、款2項2節68 建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金130万円の減額補正でございます。

説明は以上でございます。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結いたします。

次に、日程第34 議案第27号 指定管理者の指定について(長和町資料館「羽田野」)から、日程第36 議案第29号 指定管理者の指定について(長和町集出荷貯蔵施設)までを一括して議題といたします。

担当課長の概要説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長(宮阪和幸君) それでは、指定管理者の指定の関係について説明をさせていただきます。

本議会に提出させていただきました指定管理者の指定案件につきましては3件ございます。いずれの案件も地方自治法の規定により指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の245ページをお願いいたします。

議案第27号 長和町資料館「羽田野」の指定管理者の指定の関係について説明のほうをさせていただきます。

施設の名称につきましては、長和町資料館「羽田野」でございます。

指定管理者の名称につきましては、株式会社米屋鐵五郎、代表者につきましては、代表取締役社長中村勘次さんです。

主たる事務所の所在地につきましては、長和町和田2669番地1でございます。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

246ページからは、申請書の写しを添付させていただきましたので、また御覧いただきたいと思っております。

次に、253ページをお願いいたします。

議案第28号 長和町ダッタンそば加工直販施設の指定管理者の指定の関係でございます。

施設の名称につきましては、長和町ダッタンそば加工直販施設でございます。

指定管理者の名称につきましては、農事組合法人 信濃霧山ダッタンそば、代表者につきましては、代表理事北村よう子さんでございます。

主たる事務所の所在地は長和町大門2558番地、指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

254ページからは、申請書の写しを添付させていただいておりますので、また御覧いただきたいと思っております。

次に、261ページをお願いいたします。

議案第29号 長和町集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定の関係でございます。

施設の名称につきましては、長和町集出荷貯蔵施設、指定管理者の名称につきましては、農事組合法人 信濃霧山ダッタンそば、代表者につきましては、代表理事北村よう子さんでございます。

主たる事務所の所在地は、長和町長久保1867番地6でございます。

指定管理期間につきましては、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間でございます。

262ページ以降、申請書の写しを添付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

次に、日程第37 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、議案書の268ページをお願いいたします。

議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて説明をさせていただきます。

ふるさと基金の権利放棄につきまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

放棄する権利の内容でございますが、長和町の出資総額8,339万4,000円のうち、456万2,000円を権利放棄するものでございます。

相手方につきましては、上田地域広域連合でございます。

権利放棄の理由につきましては、令和6年度に実施します地域医療対策事業に充当するためでございます。

上田地域広域連合全体では、出資総額5億6,138万2,000円のうち1億1,736万1,000円を放棄することになっております。

詳細につきましては、269ページ以降に資料を添付させていただいておりますので、また御覧いただきたいと思います。

説明につきましては以上です。よろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結いたします。

◎日程第38 委員会付託について

○議長（森田公明君） 次に、日程第38 委員会付託についてを議題といたします。

本定例会に提出されました議案第2号から議案第9号までの条例案8件、議案第10号から議案第19号までの令和6年度予算案10件、議案第20号から議案第26号までの令和5年度補正予算案7件、議案第27号から議案第29号までの指定管理者の指定に関する案3件、議案第30号上田地域広域連合ふるさと基金に関する案1件につきましては、委員会付託表のとおり、それぞれの委員会に付託いたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、委員会付託表のとおり、各委員会に付託することに決定いたしました。

各委員会は、本会期中に審査の上、結果報告願います。

次に、3月6日に一般質問を予定しておりますが、会議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、一般質問につきましては、午前9時から開会いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午後 0時25分

第 2 号

( 3 月 6 日 )

議 事 日 程

令和6年 3月 6日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和6年長和町議会3月定例会（第2号）

令和6年3月6日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

- 議長（森田公明君） おはようございます。  
令和6年3月長和町議会第1回定例会を再開いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎日程第1 一般質問

- 議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。  
通告順により、本日6名の一般質問を行います。  
5番、田福光規議員の一般質問を許します。

田福光規議員。

- 5番（田福光規君） 議長の許可を頂きましたので、一般質問を行わせていただきます。

本日、私は第1に、自衛隊への適齢者名簿の提供と個人情報保護について、第2に、移住・定住施策と「空き家バンク」の取り組み<その後>についての2点についての質問を行わせていただきます。

最初の質問です。

日本共産党の長和支部では、昨年11月27日に長和町に物価高騰対策等に関する長和町への要望書を提出し、12月15日に回答書を頂きました。その中の要望である「町民の個人情報である名簿を自衛隊に提供しないでください」に対して、「当町が自衛隊に対して、住民基本台帳の閲覧ではなく、名簿を提出している」との回答でございました。

近年、自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されています。特に、防衛省が自衛官や自衛官候補生の募集に関し、必要な資料だとして募集対象者の住民基本台帳情報4項目（氏名・生年月日・性別・住所）を紙または電子媒体で自衛隊に提供するように求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報を名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しています。

自衛隊への適齢者名簿の提供は、個人情報保護法、住民基本台帳法に照らして個人情報に関する法的な解釈が一切ないものであり、提供をやめるべきとの考えを基に町政をただしてまいります。

最初の質問です。自衛隊への適齢者名簿の提供はいつから行われていましたか。

- 議長（森田公明君） 羽田町長。

- 町長（羽田健一郎君） おはようございます。田福議員の答弁をさせていただきます。

自衛隊は、御案内のとおり、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つための国防の任務と、今回は能登半島地震などの災害時の人命救助、そして生活支援などを行う災害救助の任務を携わっ

ており、自衛隊の活動の重要性はより一層大きくなってまいっております。

このような国防、災害、救助、こういった国民の生命と財産を守る非常に重要な任務を担ってやることになる人材を確保するため、自衛隊法第97条では「都道府県知事及び市町村長は政令で定めるところにより自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」と定められておりまして、地域の情報を的確に把握できる都道府県や市町村がその任務を担う必要があるというふうに考えておるところでございます。

また、自衛隊法の第120条は、「防衛大臣は、自衛官の募集に際し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」と、こういうふうに定められておるものであります。

長和町では、自衛官募集に関しましては住民基本台帳法に基づく閲覧依頼を受け、対応しております。

なお、詳細につきましては担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 自衛隊への適齢者名簿の提出についての御質問でございますが、紙による提供につきましては、今年度、いわゆる令和5年度からの提供となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 去年は、いつ頃に名簿の提供を行いましたか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 名簿の提出につきましては、令和5年の6月頃でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 名簿を提供する適齢者の年齢は、何歳の方ですか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） その年に18歳と22歳を迎える高校卒業予定者と大学卒業予定者ということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 名簿に記載されている情報は、どのような内容の情報ですか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 氏名、性別、生年月日、住所の4情報でございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） なぜ住民基本台帳の閲覧ではなく、自衛隊へ名簿を提供しているのですか。その根拠を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自衛隊法の第97条第1項の規定におきまして「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」

ということとされておりまして、これを受けまして自衛隊法令の第118条におきまして「都道府県知事及び市町村長は、第114条から前条までの規定の例により、二等海士として採用する海上自衛官もしくは二等空使として採用する航空自衛官または海上自衛隊もしくは航空自衛隊の自衛官候補生の募集に関する事務を行う」というふうにされておりまして、募集事務の一部が定められております。

この募集に関する事務の一部は、地方自治法令に規定されている第1号法定受託事務に当たり、自衛隊法令第120条において「防衛大臣は、自衛官または自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事または市町村長に対し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」というふうに定められておりまして、これらの規定に基づき、募集対象者情報の資料提供を行っているものでございます。

なお、募集対象者情報の提供につきましては、令和2年の地方からの提案等に関する対応方針を受け、令和3年2月5日付の防衛省・総務省からの都道府県宛て通知にて、「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報、氏名、住所、生年月日及び性別、これに関する資料の提出は自衛隊法第97条第1項に基づきまして、市町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法令第120条の規定に基づきまして、防衛大臣が市町村長の長に対し求めることができること」及び「この規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いていることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずることがないこと」の地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言通知もございまして、資料提供を行っているということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 私も、今回の質問に当たり、個人情報保護法、住民基本台帳法、自衛隊法、自衛隊法施行令の関係部分を見ました。

個人情報保護条例の第69条の第1項は「法令に基づく場合、個人情報を提供できる」、自衛隊法の第97条第1項には「自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う」というだけが載っており、具体的に何を指すか特に定められていません。自衛隊法施行令の120条は「防衛大臣は募集に関し、必要な報告または資料の提出を求めることができる」とあります。

この内容は、自衛隊法の唯一の逐条解説書とされている防衛法という自由国民社の本がありますが、それによれば募集事務がスムーズに遂行されるよう、内閣総理大臣、現在は防衛大臣になっていますが、都道府県知事及び市町村長に対して募集に関する一般の反応、応募者数の大体的見通し、応募年齢層の概数などに関する報告及び県政統計等の資料の提出を求め、地方の実情に即して募集が円滑に行われるかどうかを判断するための規定だと解釈されています。

一方で、住民基本台帳法の第11条では「法令で定める事務の遂行のために必要である場合には閲覧を請求することができる」と記載されており、閲覧は認められていますが、提供については何ら触れられていません。

このようなことを鑑みて、各自治体ではそれぞれ対応が分かれているのが実態です。長野県内の全ての自治体の状況は分かりませんが、市の状況は昨年8月1日の中日新聞の調査・報道によりますと、県内の19市のうち名簿提供が10市、閲覧のみが9市と拮抗しています。ちなみに、近隣の上田市、東御市は閲覧のみとなっています。

名簿の提供を取りやめた自治体も出ています。福岡県の筑後市では、2011年から市長の判断で行政審査会への諮問や本人の承諾なく、自衛隊への適齢者名簿の提供が行われていましたが、市民からの告発が契機となり、2021年に名簿の提供を取りやめました。その際に同市の行政審査会が示した意見では、「名簿の提出は単に自衛隊に対して便宜を図る行為にほかならず、名簿がなければ自衛官等募集事務を遂行できなくなるような特段の事情も見受けられない。本来、地方公共団体は個人情報を慎重に取り扱い、個人の利益を擁護すべき立場であるので、今後もこのような形で個人情報を自衛隊へ提供することは妥当とは言えない」と表明されています。

以上の法令解釈や各自治体の状況を踏まえ、自衛隊への適齢者名簿の提供は個人情報保護法、住民基本台帳法に照らして個人情報に関する法的解釈が一切ないものであり、当町での名簿の提供をやめるべきと考えますが、お考えをお聞きます。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 自衛隊への名簿の提供についての御質問でございますが、先ほどの資料提供に関する根拠でも御説明はいたしましたとおり、自衛隊法や地方自治法などの関連規程により7割を超える自治体が資料提供を行っている実態もありますが、同時に法解釈もまちまちで、今お話しございましたように多くの自治体もその対応に苦慮していることも事実であるというふうに考えております。

議員のおっしゃるとおり、住民基本台帳法第11条第1項では「国または地方公共団体の機関は、法令で定める事務の遂行のために必要である場合には、市町村長に対し、当該市町村が備えておる住民基本台帳のうち、第7条第1号から第3号まで及び第7号に掲げる事項に関わる部分の写しを当該の国または地方公共団体の機関の職員で当該国または地方公共団体の機関が指定する者へ閲覧することを請求することができる」というふうに規定をされており、これは住民基本台帳の閲覧についての規定であり、住民基本台帳法では資料の提供ができる規定がなされていないことから、また個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利や利益を保護する立場にもございますので、今後は近隣自治体や他の地域での住民訴訟の状況などを参考にして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 再質問ですが、今後検討するとのことですが、昨年は名簿の提供を6月頃に実施しており、検討期間はあまりありませんので、早急に結論を出す必要があると思います。

重ねて申し上げますが、個人情報を慎重に取り扱い、個人の権利や利益を保護する立場にある自治体の立場から見て当町での名簿の提供はやめるべきと考えますが、名簿の提供をやめる方向で検

討していただけますか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） この自衛隊への名簿の提供の関係につきましては、どの自治体も国や県の考え方との板挟みになるところもあるように感じておりますので、各自治体もそれぞれ閲覧なのか名簿の提供なのか、法律の解釈や自衛隊を取り巻く厳しい現状、世界的な情勢もある中で、自国の防衛のために、国防のために様々な災害対策や被災地域の支援などの公益性の高い重要な任務を担っていただいております。しっかりとした積極性のある自衛隊、自衛官を募集したいという思いなどへその対応に差異があるのではないかとこのように考えております。

先ほど申し上げましたが、住民訴訟をやっている地域もございますし、名簿の提供を希望しない方への除外申請に取り組んでいる自治体もございます。したがって、これらを参考にしっかり精査・検証した中で個人情報情報を慎重に取り扱い、個人の権利や利益を保護する立場でございますので、しっかり検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 名簿の提供を取りやめていただくように重ねて要望しまして、次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問です。移住・定住施策と空き家バンクの取組のその後についてであります。

私は、昨年の6月議会で今回と同じテーマで一般質問を行いました。その際、いずれも前向きな答弁を頂きましたので取組を進めていただけることを期待しておりました。昨年末に、町民の方から「あの課題は進んでいるのか」と問合せを頂きましたので担当課長に進捗状況をお聞きしましたところ、担当しておられた職員が自己都合で昨年9月に退職されたことなどもあって、ほとんど進んでいないことが分かり、愕然といたしました。

6月議会で答弁していただきましたが、当町の人口減少は令和元年度までは毎年100名を上回っていましたが、令和2年度からは転入者の増加により64名、94名、74名と100名を下回り、人口減少が鈍化しています。長野県全体でも残念ながら人口は減少していますが、他県からの転入は以前に比べ増加しており、県内の市町村は今が絶好の機会として重要課題として位置づけて取り組んでいます。

移住・定住の促進は当町にとって死活的とも言える非常に重要な課題ですが、そのような位置づけで取組が行われているかについてただしてまいります。

最初の質問です。当町の空き家バンクの現状について質問します。現在までの空き家バンクの登録数、売り家と借家別でお答えください。と、販売済み数、賃貸契約数、未契約数をお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の移住・定住の取組に関する御質問でございます。

町の大きな課題となっております人口減少問題に対する対策におきまして、移住・定住の促進は、お話ございましたように、大変重要な施策の一つとなっております。

子育て世代の移住・定住関連の施策といたしましては、子育て支援に対する取組として、18歳までの医療費無料化、子育て応援給付金の支給、小中学校給食費または保育園の副食費の無償化、高等学校通学費等補助、町営住宅家賃の低減等の施策を実施しております。

これに加えて、空き家バンクを活用した移住・定住施策も人口減少問題対策の施策として大変重要な施策となっております。また、空き家バンク関連の施策は、これも町の大きな課題の一つとなっております。空き家問題と関連をしまして、空き家の活用と移住・定住施策とを結びつける重要な施策となっております。

これからも空き家の発生数が増えていくことが予想されておりますが、空き家バンクの活用と絡めながら課題解決に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

御質問の空き家バンク登録数等につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、空き家バンクの登録数等の関係について答弁させていただきます。

空き家バンクの登録・成約件数につきまして、本年2月までの状況をお答え申し上げます。登録総数は54件で、登録の内訳としまして、売買希望が45件、賃貸希望が9件でございます。このうち、成約件数は総数43件で、内訳は売買35件、賃貸8件となっております。未契約数は11件となります。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 6月の一般質問で、ここ5年間の空き家バンクの登録数と契約済み数をお聞きしました。平成30年は登録数が10件で契約数が2件、令和元年が登録数が3件、契約数が3件、令和2年が登録数が4件、契約数が6件、令和3年が登録数が7件、契約数が4件、令和4年が登録数が12件、契約数が13件との答弁でした。

令和4年度が、登録数・契約数ともに非常に増加していました。令和5年度の現時点での登録数・契約数をお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクの登録数に関する御質問でございます。

年度途中ではありますが、現在のところ、令和5年度の登録件数は6件、契約数は9件となっております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 残念ながら、令和5年度は令和4年度に比べ、登録数・契約数ともに減少、特に登録数が減少しています。今後、登録数をいかにして伸ばすかが課題と思われれます。登録数を伸ばす取組を検討していただきたいと思っております。

次の質問です。

長和町空き家情報登録制度実施要綱では、空き家希望者は空き家バンク登録に2枚の帳票、希望

物件の登録に1枚の帳票、計3枚の帳票の提出が明記されています。

しかしながら、昨年度までは、空き家バンクの登録申込書を提出していないにもかかわらず、電話による申込みをもって受け付けてしまうという状況になっており、6月の私の質問に対して、「現在は登録申込者等が未提出の内覧希望の受付につきましては見直しを行い、全ての内覧希望者に登録を頂いてから内見を実施しています」との答弁でしたが、現在そのとおり実施されていますか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクの登録申込みに関する御質問でございます。

さきの一般質問で御指摘いただきました事項につきまして、長和町空き家情報登録制度実施要綱に基づき、申込書類を提出していただくことを徹底し、適正に運用のほうをしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 移住者への情報の提供についてお聞きします。

6月議会で、空き家情報利用登録申込書提出者に長和町の暮らしの便利帳や長和町空き家改修費等補助金交付要綱、長和町の観光パンフレット等、移住に当たって役立つ情報等を送付して長和町の情報・魅力を知っていただくことを提案しましたが、現在の移住希望者への情報提供はどのようにされているかお聞きします。

また、移住者向けの情報をまとめたチラシの作成など今後検討していくとの答弁を頂きましたが、チラシの作成はどのようになっていますか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家情報利用登録申込者に対する町の情報提供に関しての御質問でございますが、申込み後、実際に空き家の見学が行われた際に、空き家改修費等補助金の概要を説明しています。この時点では、長和町暮らしの便利帳の配付につきましては、数量に限りがありますことから行っておりません。移住が決まり、転入された際に役場の窓口でお渡ししております。

移住者向けのチラシにつきましては、過去に作成したパンフレットの在庫がありますので、こちらを活用しております。東京・大阪・名古屋の3大都市圏で行われる移住相談会でも、来場者の方に配布のほうをしております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 再質問ですが、過去に作成したパンフレットの在庫を活用しているとの答弁ですが、6月議会で「移住者向けの情報をまとめたチラシの作成などを今後検討していきたい」と答弁されたこととの食い違いについての説明をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） チラシ作成に係る答弁内容に関する御質問でございます。

移住者向けのチラシは作成しておりませんが、過去に作成したパンフレットの在庫がありますの

で、こちらを活用しております。この過去に作成したパンフレットにつきましては、昨年6月議会の田福議員の一般質問が行われた頃には配布していませんでしたが、議員の御質問後に以前作成したパンフレットの在庫があることが分かりましたので、現在はそのパンフレットを配布させていただいているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 移住者同士の集まりについてお聞きします。

6月議会で、当町に来たいという人を増やしていくためにも、移住者の皆さんの集まりを開いて移住者の皆さんの声を聴くことを提案し、「移住者の皆様の声を真摯に受け止め、必要な措置を講じていくためにも移住者の皆様の交流について対応していきたいと考えています。移住された皆様の声を聴くことにより、移住を考えている皆様がこの町に来たいと思える環境を整えるための施策を検討していきたい」との答弁でしたが、どのようになっていますか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 移住者の皆様の声を聴くための交流会の開催に関する御質問でございます。

現在のところ、移住者の皆様の交流会といった具体的な取組は実現できておりません。近隣自治体では移住者の皆様の交流会を実施している自治体がありますので、それら自治体の例を参考にさせていただき、長和町でも交流会を開催することができるのかどうか、また交流会の開催のほかに移住者の皆様の声を聴く方法があるのかどうか、検討していきたいと考えております。

長和町が抱える大きな課題の一つである人口減少問題に対する重要な施策の一つとして、引き続き、空き家バンクを活用した移住施策の取組を継続して行ってまいりたいとも考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 再質問です。

6月議会から8か月が経過していますが、全く進んでいないこと、そして答弁のトーンが低下していることに驚いています。6月議会で、上田市では転入後、移住者同士の集まりがあったと申し上げました。その気があれば、上田市の状況を聞いて当町で取組ができたと思います。

6月議会で、「移住者の皆様の声を真摯に受け止め、必要な措置を講じていくためにも、移住者の皆様の交流について対応していきたい」との答弁は何だったのでしょうか。

今後、移住者の皆様の声を聴く場を設定するつもりがあるのかどうか、あるとすれば、いつまでに行うつもりであるのかお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 移住者の皆様の声を聴く場の設定に関する御質問でございます。

議員の御質問にもありました上田市の移住者交流会につきましては、移住者の皆様同士が情報交換を行ったり、その生活ぶりを職員が聴くことによって、移住施策の参考とすることなどを目的に企画されております。

開催内容につきましても、情報交換や相談のみの実施ではなく、イベント的な企画を実施、多くの皆様に参加していただくことができるよう工夫されています。このように充実した内容で開催されていますが、移住施策に関しましては上田市では専任の移住・定住コーディネーターを設置して対応しております。

長和町につきましては、上田市とは職員体制に大きな差もあります。現状、移住者が交流する場を設定することにつきましては困難ではありますが、移住者の皆様の声を聴くことは重要なことであると考えますので、令和6年度中に検討する予定となっております空き家対策関連担当部署の設置に併せ、検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 立科町では、ふるさと交流館の中に移住サポートセンターが設置されていて、立科町のホームページでアピールされています。6月議会で、立科町のシステムを参考にして移住者サポートの実施を要望しました。「今後、まずは移住者への相談窓口の拡充やオンラインでの相談サービスの提供など、移住を希望する方々が円滑に情報を得られる仕組みづくりを検討していきたい」との答弁を頂きましたが、どうなっているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 移住を希望される皆様に対する仕組みづくりに関する御質問でございます。

立科町の施策について、ホームページを拝見して確認させていただきました。歴史ある中山道芦田宿の街道沿いに移住サポートセンターを設置し、移住希望者への相談、空き家物件の見学案内、移住後の相談など移住施策に非常に重点を置いた取組をされているということが伺われます。サポートセンターには専属スタッフを配置し、年末年始の休業日以外は土日も含めて開館しているなど体制的にも整った運営をされております。

長和町でも同様に移住相談体制を整え、専属的な人員を配置するとなりますと、人件費や施設などの運営費など多額の予算が必要となると考えられることから、専門的な移住相談窓口の設置などは現状では難しいと考えております。

しかし、移住希望者への相談窓口や情報提供などの仕組みづくりは移住施策を進めていく上で重要なことですので、移住などをミッションとしている地域おこし協力隊との連携及び町の職員体制を踏まえて今後検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 空家等の実態調査の結果による300軒を超える空き家が空き家バンク登録の可能性があります、登録数を増やすために、「空き家バンク制度の存在や利用方法等を個別にダイレクトメールで空き家所有者に送付するなどの対応について検討していきたい」との答弁でしたが、どうされましたか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンク制度のダイレクトメールによる周知などに関する御質問でございます。

空き家バンク制度の周知や登録を促す取組としまして、空き家を所有される方々の多くは町外に在住されているという状況から、毎年税務係で発行する固定資産税のお知らせに空き家バンク制度の案内を同封してお知らせしています。

実際に空き家バンクに登録を申込みされた方にお聞きしますと、この同封した案内を見て登録されたという方も多くいらっしゃいましたので、引き続き、同様な形で空き家バンクを周知していきたいと考えています。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 「契約数を増やすための方策として、空き家所有者が不動産業者に支払う空き家の売買の仲介に要する費用に対する支援についても検討してまいりたい」との答弁でしたが、どうなっているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家所有者の不動産売買仲介費用の支援に関する御質問でございます。

契約数につきましては、先ほどの御質問に対する回答のとおり、高い契約率となっている状況ですので、仲介手数料への補助はなくてもよい物件があれば成約に結びつくと見られますので、仲介に要する費用の支援は現在のところ考えておりません。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 長和町空き家改修費等補助金交付要綱では、補助金の支給対象者は町外からの移住者で、補助金の対象は空き家の改修工事が上限100万円、家財道具等の処分経費が上限10万円です。

私は、6月議会で長和町空き家改修費等補助金交付要綱の見直しを行い、空き家バンクに登録した空き家の所有者も家財道具等の処分経費の補助金支給対象者に加えるよう検討を要望しました。

「空き家の利用を促進していくためには、空き家物件に残されている家財道具等の有無が空き家を利用するかどうかの大きな要因になると思われまますので、買い主だけでなく売り主も家財道具等の処分経費に補助金を活用できるよう、他市町村の事例を参考にしながら要綱の改正を検討したい」との答弁を頂きました。改正はいつ行われますか。検討状況についてお聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家所有者への補助制度に関する御質問でございます。

空き家改修費等補助金交付要綱による家財道具等処分運搬経費について空き家所有者に対しても支給対象に加えてはどうかという御提案ですが、現在まだ検討段階でございます。

空き家の見学時に家財道具などが残されたままでありますと、イメージがよくないこともあるかと思えます。しかし、先ほどの御質問で登録件数を答弁させていただきましたが、一度登録後に建

物を解体したり、所有者の御都合で取下げをされた事例が7件あります。家財道具等処分運搬経費の補助対象者に空き家所有者を加えた場合、その後取下げをされてしまうと問題が生じてしまうことも考えられることから、空き家所有者に対する補助制度につきましては慎重に検討をしていきたいと考えています。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 今の件について、要望申し上げます。

補助金支給後に空き家バンクの登録取消しになった場合の対応が問題であり、慎重に検討しているとのことですが、6月議会で申し上げました私の出身地である岡山県の勝央町の空き家所有者に対する補助金制度の概要、帳票等を先日担当者にお渡ししましたので、当該自治体等に問合せもしていただき、問題点を解決して、ぜひとも実施を進めていただきたいと思います。よろしくお願います。

次の質問に移ります。

当町の空き家バンクの契約交渉には、直接型と間接型の2通りの方法があり、町は契約交渉等の仲介を長和町と協定を結んでいる不動産業者などへ依頼する方法の間接型を強く勧めています。現在、間接型の協定を結んでいる町内不動産業者などはモリケンさんだけ1社であります。

私は、6月議会で、空き家バンクの登録数、契約数の増加も考えられる状況の中、1社だけに限定するのではなく、複数業者との協定を結ぶべきではないか」とお聞きしました。「今後は、宅建協会会員等にも協力を依頼し、提携先を増やすことにより、長和町の空き家バンクの充実を目指していきたい」との答弁でしたが、どうなっていますか、お聞きします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンク仲介に係る複数業者との協力に関する御質問でございます。

空き家バンク制度に基づく仲介業務につきましては、現在町内の不動産業者1社と連携して進めているところでございます。この事業者とは、長和町が空き家バンク制度を開始して以来、継続して連携している事業者でございます。

仮に町外の複数業者と協定をして進めていくということになりますと、原則1つの物件に1業者が取り扱うこととなりますが、空き家バンクを内見されたい方が複数の物件の内見を希望された場合、日程調整が複雑になるといった課題が考えられます。

また、現在の町内事業者は空き家の下見調査から内見案内まで全て無償にて御対応していただいておりますが、町外事業者を依頼した場合は有償になる可能性が十分考えられます。その費用を町が負担するということとなりますと、年間では大きな金額となり、財政負担が生じるものと考えられます。

このような課題が考えられるため、空き家バンク仲介に係る複数業者との協力につきましては慎重に判断していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 再質問を行います。

複数業者と協定を結んだ場合、複数物件の内見の日程調整や下見、内見の有償化等の懸念等の課題があるため、慎重に判断していきたいとの答弁でした。

昔ながらの担当業者が1社である場合、気心が分かっており、仕事がしやすいという担当者の気持ちも分からないではありませんが、逆に1社による弊害もたくさん出てきます。そういう声も利用者からお聞きしています。

改めて申し上げますが、冒頭での羽田町長の答弁にもありましたように、町の大きな課題となっている人口減少に対する対策において移住・定住の促進は重要な施策の一つであり、空き家バンクの登録数、契約数の増加も考えられる昨今の絶好の状況の中、移住・定住を大きく進めるためには1社だけに限定するのではなく、複数業者と協定を結ぶべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 複数業者との協定に関する御質問でございます。

町の空き家バンク制度を始めるに当たって、町内で協力していただける事業者につきましては、現在仲介業務をお願いしている1社しかなかったと聞いております。

町の空き家バンク関連の要綱には、内見・下見時の費用について規定したものはございません。空き家バンクによる不動産事業者の利益は、仲介手数料となります。内見希望者への案内を、例えば5回、10回行っても、購入が決定したときの仲介手数料のみとなります。このようなことから、無料でも手を挙げてくれる事業者はないのではないかと考えられます。

複数事業者による対応につきましては今まで申し上げてきました課題が考えられますが、空き家バンクにつきましては今後登録や利用希望の需要が増していくのではないかと思いますので、対応することができる事業者の範囲を広げていくことも考えていかなければならないと感じております。

対応することができる事業者の範囲を広げていくためには、長野県宅地建物取引業協会上田支部との調整・連携が必要になると思われまますので、先ほど答弁させていただきました課題を解消することができるかどうか確認しながら対応について検討し、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 今の懸案事項ですけど、私6月議会の中で複数業者との契約の問題について、岡山県のケースについて詳しく申し上げました。また、誤解とか理解不足のところがあるような気がしますので、後日また担当の方とお話しして、その辺の懸念をちょっと取り払っていきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次の質問に進めます。

当町の「空き家バンク」制度では、買手の募集は、当町のホームページの「空き家バンク」と長

野県の移住者向け空き家ポータルサイト、「楽園信州空き家バンク」での情報提供となっていて、「登録済物件については町や宅建業者が利用希望者を探すことはありません」と、宅建業者も買手の募集を行わないこととなっています。

6月議会で、私は、当町の「空き家バンク」情報を不動産業者のホームページも含めてもっと多くの方に見てもらえるよう、現在のシステムの見直しを要望しました。「町の空き家バンク関連の情報を、不動産関連の業者も含め、より多くのウェブサイトに掲載し、多くの方々に長和町の空き家バンクを知ってもらうことができるようなシステムについて検討していきたい」との答弁を頂きましたが、どうなっていますか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクのウェブサイト掲載に関する御質問でございます。

空き家バンクの情報をより多くのウェブサイトへ掲載することにつきまして、長和町のホームページ以外では、楽園信州空き家バンクにも情報提供しております。これ以外で、県内の空き家バンクのポータルサイトとなる事業者は、インターネットで検索しますと数社にとどまる程度でありました。

県内の自治体の多くは楽園信州空き家バンクへ掲載し、他のサイトへの掲載は少ない印象でありました。

国内大手のインターネット検索サイトで、「長野県空き家バンク」と入力し、検索してみますと、いずれも楽園信州空き家バンクは上位に表示され、誰もが入りやすいサイトであると思われれます。

また、楽園信州空き家バンクのホームページは絞り込み検索機能も充実しており、見やすいサイトでございます。

長和町としましては、引き続き、町の公式ホームページと楽園信州空き家バンクへの掲載を継続して、空き家情報を提供してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 移住・定住を進めるための当町のホームページの改定についてお聞きします。

今年度、町のホームページのリニューアルを進めています。「空き家バンク」のホームページは、町のホームページとは別途にリニューアルする計画で補正予算を計上しましたが、町のホームページに含めて行うことに変更したとお聞きしていますが、その進捗状況についてお聞きします。今年度内、3月中に完成するのでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクのホームページリニューアルに関する御質問でございます。

空き家バンクのホームページにつきましては、先の田福議員の一般質問の答弁におきまして、別サイトを立ち上げて対応していきたいという旨の答弁をさせていただきましたが、町公式ホーム

ページの中の一つのページとして、運用を考えております。町公式ホームページのリニューアルが令和5年度事業として進められておりますので、この事業の完了に合わせ、公開を予定しているところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 6月議会で、私は、青木村と立科町のホームページを参考に、当町の「空き家バンク」のホームページを大幅につくり直していただくことを要望しました。「空き家バンク」のホームページは、どのようなところに力点を置いてリニューアルされていますか。

リニューアルに当たって、私が要望した“長和町の魅力を画像と言葉で伝えて、「来て」ではなく、「来たい」人を増やすホームページ”という観点は検討していただけたでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクのホームページのリニューアル内容についての御質問でございます。

町の新たなホームページは、受託した業者により作成が進められているところでございますが、大詰めを迎えているところでございます。現行のホームページ以上に見やすい仕上がりになると期待しているところでございます。

また、移住・定住の特設サイトを公式ホームページ内に設けて、移住者向けにPRしていきます。内容につきましては、実際に移住された地域おこし協力隊の皆さんから提案していただき、町の魅力も含め、定住のキーポイントでもある日常生活の様子なども伝えていくことができると考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 再質問いたしますが、町の公式ホームページのリニューアルは、令和5年度事業、すなわち、3月までの事業として進められているが、まだ受託業者が作成準備の段階で、物件情報の細かなレイアウトなどは、まだ提示されていないとのことであります。

完成までに1か月を切っている時点で、状況で間に合うのでしょうか。

委託業者には、「空き家バンク」のホームページのリニューアルについて、何を力点にして作成するように指示されたのですか。そのチェックはしておられないのでしょうか。

最後に答弁された「内容は、実際に移住された地域おこし協力隊の皆さんから提案していただき、町の魅力を含め、定住のキーポイントでもある日常生活の様子なども伝えていくことができると考えています」との意味が分かりませんが、3月末で完成するのでしょうか。今から内容の準備をするのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家バンクのホームページのリニューアル内容に関する御質問でございます。

空き家バンクのホームページにつきましては、構成など詳細部分は指示しておりませんが、空き

家バンクを含めた移住に係るホームページのデザインにつきましては、情報広報課と担当者との間で確認しながら作業を進めています。

後述の答弁につきましては、特設ページを設ける予定の移住・定住に関連したページの方針をお伝えした内容でございます。

また、新しいホームページの公開につきましては、本年3月29日の公開を予定しており、本公開に向けての準備を進めているところでございます。

なお、リニューアル後のホームページにつきましては、担当職員のほうで掲載内容の更新が可能になります。移住関係や空き家バンク関係の内容更新を迅速に行うことができるようにもなりますので、常に新しい情報提供ができるようにして、より多くの方々に長和町に移住したいと思うことができる内容にしていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 3月29日に公開ということなので、ぜひ見せていただいて意見等を生かしていただけたらと思います。

次の質問です。当町の長期総合計画での位置づけの関係を含めて、「移住・定住、空き家バンク」の取組について、町長にお聞きしたいと思います。

まず、移住・定住、空き家対策に民間の活力を得る取組についてであります。

「『第2次長和町長期総合計画—後期基本計画—』の第2節『つながりが広がるまちづくり（交流の促進）』の推進施策1『国内交流の推進』、施策方針2『移住・交流に向けた民間活力の導入』、②移住・定住に向けて取組を進める事業者、起業者を支援します。」と記載され、町の計画として、民間活力を得る取組が挙げられています。

また、昨年、令和5年12月13日に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」では、使用目的のない空き家がこの20年で1.9倍に増加し、今後も増加する予想であること、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要性を背景として、改正が行われ、その中に、支援法人制度が盛り込まれました。これは、市町村が、空き家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を「空家等管理活用支援法人」に指定し、当該法人が所有者への相談対応や、所有者と活用希望者のマッチングなどを行うとされています。

県内でも、移住・定住や空き家対策が進んでいる市町村では、自治体単独ではなく、民間と協力した取組が行われています。当町での現在の取組とその評価、今後の取組についてのお考えをお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 第2次長和町長期総合計画—後期基本計画—に掲載をしております推進施策「国内交流の推進」の中の施策方針「移住・交流に向けた民間活力の導入」についての御質問でございますが、これまで移住・定住に向けて取組を進める事業者は町内にはございませんでしたので、民間事業者への支援は実績としてはございません。

今後の取組の関係でございますが、地域おこし協力隊員が起業するため設立をいたしました任意団体ナワメ社の事業目的の一つに移住・定住を支援する事業も計画をされております。町といたしましては、令和5年度より町の田舎暮らし体験住宅の管理運営業務をナワメ社に委託をして行っております。今後もナワメ社との連携をして移住・定住を結びつく施策を検討して、推進をしていきたいというふうに考えております。

また、空き家バンク運営に関しましては、上田市では合同会社信州うえだ移住支援センターに民間委託して行っております。この取組につきまして、上田市より空き家バンクの広域運用の御提案を頂いておりますので、広域化で行うメリットも十分あるというふうに考えられますことから、ここら辺のことをしっかり検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後の質問になります。次に、当町の「移住・定住、空き家バンク」の現在の取組状況と体制についてであります。

「第2次長和町長期総合計画―後期基本計画―」では、「移住・定住、空き家バンク」の課題について、施策方針5「空家等の有効活用」の中で、「①町内の空き家情報の充実と、有効利用に向けた取組を進めます。②移住相談や『お試し移住』など、移住につながる取組を進めます。③空き家バンク及び空き家別荘地等の情報を充実させ、移住希望者とのマッチングを推進します。」と記載されています。

この1年間の取組を振り返って、それにふさわしい取組、成果が上がっているとお考えでしょうか。また、担当しておられた職員が自己都合で昨年9月に退職されたことも今年度の取組に大きな影響を与えたと思いますが、この課題を実施する体制は一人体制でよいとお考えですか。複数体制が必要ではないですか。お考えを町長にお聞きします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長期総合計画でいう空き家情報は、空き家バンクの事業となります。先ほどの御質問に対する答弁と重なりますが、令和5年度中の登録件数は6件、成約件数は9件ございました。令和4年度も成約が13件ございましたが、新型コロナウイルスの流行の以降は、地方回帰の流れがあり、成約件数は増えていることから、空き家バンクを通じた移住の取組は成果があったと考えております。空き家バンク制度開設以来、通算して評価を捉えますと、令和5年度は好調な成果であると考えております。

また、成約件数が好調な一方で、取引可能な物件の数が少なくなっております。このことから空き家バンクへの登録促進が今後の大きな課題でもあることから、空き家所有者に対しまして、空き家バンクへの登録を促していきたいというふうに考えております。

移住相談は、これまで三大都市圏へ出向いて行う移住フェアへの参加といった取組が主となりましたが、職員体制が今より強化できれば、さらに移住イベントの開催などを充実した取組をすることが可能となりますので、職員体制の一層強化を進めていくことができればというふうに考えてい

るところでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 以上をもちまして、私の本日の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森田公明君） 以上で、5番、田福光規議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時10分まで休憩いたします。

休 憩 午前10時00分

---

再 開 午前10時10分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9番、渡辺久人議員の一般質問を許します。

渡辺久人議員。

○9番（渡辺久人君） ただいま議長の許可を頂きましたので、通告に従い、本日私は長和町地域防災計画の改訂について、2番目に福祉避難所について、3番目に一般住宅の耐震状況と対策について、以上3点質問をいたします。

最初に、長和町地域防災計画の改訂についてです。

地域防災計画は、地方公共団体が作成する地域の災害に対する防災対策の計画です。その地域防災計画は、災害対策基本法で市町村防災会議において防災基本計画に基づき、毎年地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならないと定められています。

長和町では、平成30年に改定されています。現在、長和町の地域防災計画も改定に向けて策定中と思いますが、今回の改定は6年ぶりの改定になります。令和元年の台風19号の災害から5年を経過しての改定となります。改定の要旨、概要、策定までの過程、内容について幾つか質問をいたします。

最初に、6年ぶりの改定予定であります地域防災計画の趣旨及び概要はどのようなものか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づきまして長和町防災会議が作成する計画であって、町域における災害予防、災害応急対策及び復旧・復興に関して町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者等の防災関係機関、住民が行うべき事務及び業務の大綱を定め、防災活動を総合的・計画的かつ有効的に実施することにより、防災関係機関、住民が持つ全機能を有効に発揮をしまして、長和町の地域及び住民の皆様の生命・身体・財産を保護するとともに、地震及び風水害等による被害の軽減を図り、社会の秩序の維持及び公共の福祉に資することを目的といたしております。

本計画は、長野県地域防災計画の改定そして防災基本計画の修正、災害対策基本法等の改正、防災関連ガイドライン等との整合を図りつつ、必要事項の改定を行うものでございます。

町、県、防災関係機関、事業者並びに住民は、いつでもどこでも起こり得る災害による人的被害並びに経済被害を軽減するための備えをより一層充実させる必要があることから、その実践を積極的にかつ計画的に促進をするものというところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 関係法令それから長野県の防災計画の改正に合わせての改定ということですが、長和町では6年ぶりの改定で、その間には令和元年の台風災害なども発生しております。気象情報に対する警戒レベルの改正、後ほど質問いたしますが、避難所の扱いなどがここ数年で変わってきております。

次の質問です。

防災計画の改定は、防災会議で承認された後正式な計画になると思います。計画の素案作成は、業者に委託されています。その後、この素案はどのような会議あるいは役場内で検討されているのか。住民の意見募集は行うのか。また、計画承認の防災会議開催まで今後どのようなスケジュールか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 素案に基づきまして、町庁内各課、防災会議の委員さん、長野県・上田地域振興局を含めた防災関係機関へ意見照会を行い、意見内容につきまして協議・検討、素案に見直し・修正を行うところでございます。

次いで、意見を反映した修正素案をもってパブリックコメントを実施いたしまして、住民の意見募集を行う予定となっております。

その後でございますが、最終的な長和町地域防災計画案として3月下旬を目途に長和町防災会議に諮る予定で、各種事務事業を進めているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 昨年12月末に、私長久保地区防災会議の会長であることから、町の防災委員として改定予定の防災計画の素案について意見を求められました。500ページほどある素案でしたが、改定部分を中心に目を通し、100項目以上意見を述べさせていただきました。

防災担当からはしっかりと検討していただき、回答を頂きました。しかし、私が心配するのは、役場内各課で対面で会議を行って計画を読み込んだのでしょうか。また、防災会議の代表的な委員で会議を開催し、計画内容・スケジュールを決定すべきであると思います。議会にも説明をしていただければと思います。

3月15日を期限に町民意見を募っています。さらに、3月25日は防災会議の開催が予定されています。年度内改定が目標であったならば、年度始めからしっかりと余裕を持ったスケジュールで進める必要があったのではないのでしょうか。

次からの質問は、これまでの防災計画と改定予定の内容についての質問になります。

風水害対策編災害予防計画で、学校における実践的な防災教育の推進と実施計画が記されています。単なる避難訓練だけでなく、実践的な防災教育は行われているか。防災教育の内容と、誰がどのように行っているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 実践的な防災教育の推進につきましては、学校に確認を行ったところ、煙体験、避難訓練、消防署見学・講話などを行っているところでございます。特に、避難訓練では山に避難した後に土砂崩れのおそれがあることを想定し、山から平地の別の場所へ再避難するなどをしているところでございます。

その他、学級通信、校長講話などにおきまして、家族で災害の際の集合場所、避難場所をあらかじめ決めておくように指導しておるということでございます。

正しい知識を知ることや備えること、行動することや訓練することなど、防災教育に取り組むことは命の大切さについて考えたり関心が高まったりの効果や、家庭や学校などでのコミュニケーションを図る機会が増える波及効果も期待できるのではないかと考えておるところでございます。

今後につきましても、地域や企業などと連携した防災教育の検討も必要であると考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） ただいまの答弁で、防災教育の一環の避難訓練では、山に避難し、その後土砂崩れのおそれがあることを想定し、山から平地の別の場所に再避難するとありました。

私は、この避難の仕方に非常に不安を感じました。長門小学校、和田小学校は土砂災害警戒区域内であり、長門小学校は特別警戒区域に接しています。山への避難は大きな間違いです。本当にこのような避難を行ってれば、取り返しのつかないこととなります。

東日本大震災の際、宮城県石巻市の小学校では避難先の判断を誤り、全児童の7割が犠牲となりました。犠牲となった児童の遺族が市と県に損害賠償を求めた訴訟では、最高裁は震災前の津波対策について学校側の過失を認め、遺族側の勝訴が決定しております。

防災教育に論点を戻します。

災害を管理します国土交通省では、水害に対する災害教育は十分な取組がなされていないことから、防災教育ポータルと題して学校での防災教育に役立つ情報、コンテンツとして授業で使用できる教材例、防災教育の事例などを紹介しています。

私の考える実践的な防災教育とは、防災に関しての専門家、地域で実際に災害を経験した方の話、地域の地勢や特性に詳しい住民からの情報を基に小学生自ら地区の防災上の探求をしてその結果をマップにするとか、高齢者や障がい者など要配慮者への気配りや介助、消防団員との交流、地区の防災訓練に参加することなど地域と密着した教育です。また、この後質問しますマイ・タイムラインづくりや総務省消防庁のeカレッジなどを行ったらいかがでしょうか。

次の質問です。第28節防災知識普及計画に記載されている住民に対する防災知識の普及として、災害時に役立つ実践的な防災知識、マイ・タイムラインの普及また企業への防災知識の普及を行う必要がありますが、どのように普及するのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） マイ・タイムラインとは、住民一人一人のタイムライン、いわゆる防災行動計画でございまして、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇するときに自分自身が取ら標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え、命を守る避難行動のための一助とするものでございます。

この行動計画の検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水のハザードマップを用いて自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、またどういったタイミングで避難することがよいかを自ら考え、さらには家族と一緒に日常的に考えるものでございます。

このマイ・タイムラインにつきましては、地域防災計画の改定時に含める内容として考えておりました。国・県におきましても同様に普及を目指して取り組んでおります事項でございます。長野県のホームページにマイ・タイムラインの作成についての様式等もございますが、町においても同じ様式の紙ベースで用意いたしまして、今後御活用いただけるよう鋭意検討してまいりたいと思っております。

また、企業への防災知識の普及につきましては、随時BCP、事業継続計画作成の助言ですとか、適宜企業向けの広報資料等によりまして啓発活動の推進を同様に検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 再質問をお願いします。例えば、今年度中にこのようなことをやるといった具体的な答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 避難訓練時や自主防災組織などによります会議等の開催時などにおきまして、国・県においても推奨されておりますこのマイ・タイムラインを適宜積極的に普及を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 再質問をお願いします。防災知識普及の対象となる事業所は幾つあるのでしょうか。説明会・講演会を今年度中に行うとか、BCP作成の掌握など、具体的に答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 対象となります福祉事業所は、16事業所でございます。

BCP、事業継続計画作成の掌握につきましては、本来対象事業者の策定・保管となっており、役場への提出義務はないため、掌握できないのが現状となりますけれども、先ほども申し上げまし

たとおり、啓発活動の積極的な取組の推進を検討する中で、連携・連絡を密にしながら把握等をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。災害廃棄物の処理についての質問です。

災害発生時には、大量の災害廃棄物の発生が予測されます。災害廃棄物の適正処理を確保し、円滑かつ迅速に処理し、生活環境の保全と公衆衛生の確保を図り、速やかな復旧・復興につなげなければなりません。

災害廃棄物は、廃棄物処理法により市町村が処理すべき一般廃棄物に位置づけられています。防災計画では、「長和町災害廃棄物処理計画に基づき処理を行う」と記載されていますが、処理計画とはどのようなものか。また、「広域で連携」とありますが、現状連携はできているのか、連携すべき事項はどのようなことか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 災害廃棄物の処理計画についての御質問でございますが、処理計画とは平常時の災害予防対策と、将来起こり得ると言われております大規模災害時に発生する町民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある非常災害により生じた廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や処理方法を示すものでございます。これによりまして、町民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止を図るとともに、早期の復旧・復興に資することを目的したものでございます。

広域連携につきましては、平成8年4月には県内77市町村間におきまして相互応援を行います長野県市町村災害時相互応援協定が、また平成20年3月には地震、風水害等において発生した廃棄物であって、その処理について市町村等が生活環境の保全上協力を要請する必要があると判断し、長野県に要請したのに対し、協力要請をするものとした災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定を社団法人長野県産業廃棄物協会と締結しているところでございます。

また、協力要請の業務といたしましては、災害廃棄物の撤去や収集運搬、中間処理や最終処分などがございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 再質問をお願いします。災害廃棄物の集積場所はどこになりますか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 和田の湯遊パーク総合グラウンドを想定してございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 私も長和町災害廃棄物処理計画と調べてみたんですけどなかなか出てこなくて、あるのかどうか疑問に思ったんですけども、この計画を確固たる計画にしていきたいと思います。

次の質問です。長和町地域防災計画の公表の予定は。また、地区防災会議で説明の予定はありま

すか。修正後の概要版の作成、住民周知の予定はあるか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 今回改定いたします地域防災計画でございますが、改定に際しまして多くの皆様にアドバイスや御指導を頂きました。御協力いただきました皆様に感謝とお礼を改めて申し上げます。

また、この計画は地域の防災活動を促進するとともに、地域コミュニティにおけるさらなる自助・共助の重要性の認識と促進を図っていかねばなりません。したがって、全ての業務が終了した際にはホームページなどにより周知を図るとともに、計画のページ数が多いため、簡略化した概要版のようなものの作成も併せて検討し、周知も図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 概要版の作成をぜひお願いします。また、次回の改定時には概要版が本計画となるような簡単明瞭な防災計画を作成していただくことを要望します。

次の質問です。2番目の、福祉避難所の扱いについてです。

指定避難所の一つの分類として、福祉避難所があります。福祉避難所とは、避難所での生活において特別な配慮を要する要配慮者である高齢者・障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、医療的ケアを必要とする者、病弱者等及びその家族を収容する避難施設で、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等へ入所するには至らない者と定義されています。

また、関係法令では要配慮者を滞在させる避難所にあつては、円滑な利用の確保、良好な生活環境の確保を行うため、内閣府令で定める基準に適合するものであることとした指定福祉避難所について定められています。また、広義の福祉避難所は、指定福祉避難所のほか、協定等により福祉避難所として確保されている施設と分類されています。

質問です。長和町の福祉避難所は、内閣府令が定められた要件をクリアされた指定福祉避難所ではないと理解してよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 当町の福祉避難所につきましては、土砂災害警戒区域等の兼ね合いによりまして、災害対策法に基づく指定福祉避難所ではございません。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 再質問です。土砂災害警戒区域等の兼ね合いとは。また、指定福祉避難所はなぜ設置しないのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 災害対策基本法第20条の6第3項に基づきます指定福祉避難所につきましては、基準として「想定される被害による影響が比較的少ない場所にあるものであること」とされているところでございます。

具体的には、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域など災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を避けて指定することとされておりまして、当町においての指定は難しいとの考えによりましてそのように申し上げたところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 答弁いただいたとおりに、立地場所の安全性が確保されていないことから長和町では指定福祉避難所はないと理解いたします。

次に、福祉避難所として老人福祉施設、障がい者支援施設、保健センター等が推奨されています。防災計画の資料編に記載されている長和町の福祉避難所はどこか、洗い出しを行ったのでしょうか。協定はすべて締結されているか。山の子学園共同村とは協定は締結したか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 福祉避難所につきましては、地域防災計画改定に合わせまして精査をいたしましたところでございます。

福祉避難所でございますが、老人保健施設いこい、デイサービスセンター長門、デイサービスセンター和田、小規模ケア施設大門の家、山の子学園共同村、グループホーム和田でございます。

また、山の子学園共同村を含めました全ての施設におきまして、協定を締結しております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 老人保健施設いこいが加わり、協定が結ばれました。ただいまの答弁のとおり、いずれの施設も土砂災害警戒区域内または浸水区域であります。このことをしっかりと認識しておいていただきたいと思えます。

次に、改定予定の長和町地域防災計画では、「一般の指定避難所を福祉避難所として指定するよう努める」と記載されています。指定避難所を福祉避難所とすることは可能なのか。要件は満たされているのか。また、町内の旅館・ペンション等への指定は考慮しているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 福祉避難所が人員等受入れ困難時におきまして、電気等の設備や場所等の確保ができた場合、総合的な判断におきまして指定避難所を福祉避難所としても運用できましたらしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、町内の旅館・ペンション等の指定につきましては今のところ考えていないのが実情でございますけれども、今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 現状の福祉避難所では、要配慮者全てを収容することは不可能です。一般の指定避難所での要配慮者の受入れでは、専用スタッフの配置も必要と思えます。町内宿泊施設への避難も併せて御考慮願いたいと思えます。

次に、長和町では災害時避難行動要支援者を対象に個別計画を作成中です。福祉避難所利用の対象者として、デイサービス等施設利用者であればその施設を福祉避難所の避難者としてひもづけす

るのが理想です。個別計画の中に盛り込まれているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 個別避難計画につきましては、現在優先度の高い方から順に作成中でございます。その中で、直接福祉避難所へ避難を想定する優先度の高い方につきましては、渡辺議員がおっしゃる通り、サービスを利用している施設へ避難することを推奨しておりまして、計画作成を業務委託してございます各民間事業所がどこに避難をするのか、福祉避難所関係者と連絡を取り合い、しっかりとひもづけをした中で決定しているところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 福祉避難所の利用者は、先ほど説明したとおり要配慮者です。災害時避難行動要支援者以外の要配慮者は把握しているのでしょうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 要配慮者につきましては、町民福祉課の高齢者支援係のほうで把握し、毎月更新作業を実施しておるところでございます。

ちなみに、現在町内におきましては2, 104名の方がおりまして、名簿で管理・把握しておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 2, 104人の要配慮者がいるということで、全人口の38%になります。この方々が一気に福祉避難所へは避難できないと思います。

次の質問です。

福祉避難所への避難の方法は、一つとして福祉避難所へ直接避難する、一つとして近くの避難所に一旦避難してから町の判断で対象者が福祉避難所に移動のこの2つのパターンがあります。直接避難できることが推奨されていますが、長和町での避難方法はどのようになっているか、災害時要支援者の個別計画に示されているか、利用者と施設の双方に周知して理解されているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 先ほど答弁でも触れさせていただきましたけれども、優先度の高い、介助があっても普通車での移動が困難な方、重度心身障がい児・者につきましては直接福祉避難所へ移送することを想定しております。

また、個別避難計画の中に避難先を記載する欄がございまして、対象者、計画作成者、福祉避難所、行政その他関係団体におきまして、今後しっかりと情報共有をさせていただき予定でございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 個別計画で通所されている方を把握できても、通所されていない方や個別計画に該当しない方を取りこぼさないよう、要配慮者の扱いをお願いしたいと思います。

次に、協定による福祉避難所であっても、管理者と連携し、福祉避難所における必要な物資・器材の備蓄を図る必要があると思います。また、専門的人材の確保、移送手段の確保など協定ではどのようになっていますか。さらに、協定による福祉避難所であっても、福祉避難所の設置・運営マニュアルが必要です。また、訓練の実施が求められます。このような平時の取組はできているかどうか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 協定によります福祉避難所につきましては、災害時の要援護者への支援者等の確保に関わる計画及び必要物資の備蓄等につきまして、必要に応じて協議を行っているところでございます。

また、対象者の移送につきましては、対象者の家族または介助者によることを基本としていたるところでございますが、必要によっては福祉避難所の車両にて送迎を行うことも想定しております。

福祉避難所の設置・運営マニュアルにつきましては現在ございませんが、各福祉避難所等と連携いたしまして、策定に向けて検討していきたいと考えております。

避難訓練につきましては、各施設におきまして作成いたしました避難確保計画の中では各施設とも実施しておるところでございますが、福祉避難所としての訓練はいたしておりません。今後、各福祉避難所と連携いたしまして検討してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。

新聞記事では、このたびの能登半島地震で福祉避難所の開設は、石川県7市町で施設の損壊、人手不足で想定の27.6%にとどまっています。福祉避難所に一般避難者が殺到し、要配慮者の受入れができなかった。また、要配慮者の一般避難所での避難生活は災害関連死のリスクが高まります。

各市町村では、指定福祉避難所を指定する取組が行われた上で、区域内での要配慮者の避難できる避難所の確保が困難な場合には必要に応じて県が調整し、他の市町村と協定を締結するなど連携して福祉避難所を広域的に確保する必要があります。県との調整、長和町の広域的な取組を伺います。羽田広域連合の副連合長にお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 大規模災害時の福祉避難所につきましては、想定される人数以上の避難者が予想され、町内だけでは当然受入れが困難であるおそれがございます。その際は、町からの要請に伴いまして上小圏域内あるいは長野県域において県と速やかに調整・連携を図り、福祉避難所の確保に全力を努めてまいりたいというふうに考えております。

身近なところでは上田地域広域連合が挙げられると考えるところでございますが、有事の際に一つの単位として、広域での取組についてどうなのか、それぞれの市町村で考えていきたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 改定予定の長和町防災計画では、広域避難、広域一時滞在という文言が記載されています。また、能登半島地震では同じ意味の2次避難、1.5次避難が実施されています。

広域避難は令和4年頃から各自治体で防災計画に取り入れられていますが、長和町では6年ぶりの改定ということで出遅れています。広域避難、広域一時滞在とはどのような避難なのか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 広域避難につきましては、「災害の予測規模、避難者数に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合におきまして、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れにつきましては県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし、緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる」となっております。

また、広域一時滞在は、「町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合におきまして、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県市町村への受入れについて県に対し、当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる」となっております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 福祉避難所と同様、長野県や他の自治体との協力体制、応援協定など市町村の相互防災計画はできているのでしょうか。さらに、避難者の輸送、災害時の具体的な避難所の指定、受入れ方法を記載したマニュアルはできているのかをお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長野県におきましては、市町村災害相互応援協定が締結されており、これは県内で災害が発生した場合におきまして、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づきまして総力を挙げて応援活動を行うものでございます。

応援の内容につきましては、物資等の提供及び斡旋、救援及び救助活動に必要な車両等、避難収容施設、人員派遣等多岐にわたっておりますが、実際の災害の種類、そして規模、箇所等を勘案し、輸送、避難所の指定、受入れ方法等は状況に応じて臨機応変に変わることから、あえて細かいマニュアルはございませんが、長和町は受援計画及び長野県広域受援計画等がございますので、発災後速やかに他市町村、県と情報共有を図りまして、迅速に連携した中で対応していく考えでございます。

あわせて、当町におきましては目黒区との相互援助協定を締結しておりまして、主に物資、資機材、職員派遣等の協力体制がございますので、有事における発災後の状況にて要請してまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） それでは、次の長和町の一般住宅耐震状況と対策についての質問です。

本年1月1日に発生した能登半島地震では、2月28日現在、この日が最新内閣府の災害情報ですが、死者241名、負傷者1,540名、家屋被害、全壊・半壊など含め7万7,703棟、火災の発生17件、避難の状況は避難所数482、避難者1万1,625人となっており、避難の状況はピークでは393施設3万3,662人が避難していました。

断水は、石川県で最大12万2,180戸、いまだ2万200戸が断水しております。

停電は、石川県で発災時約4万戸、2月28日現在は710戸でほぼ改善をされているとのことです。

その他、災害関連死15名、行方不明7人となっています。改めて、亡くなられた方、被災された方にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

亡くなられた方の多くは、倒壊した建物の下敷きとなっています。新聞記事によると、現行の耐震基準が導入されていない1980年（昭和55年）になりますが、それ以前に建てられた住宅の割合が石川県珠洲市では65%、全国市町村の中で最も高く、半島内の能登町では61%、輪島市も56%と耐震基準前の古い住宅が多かったことが被害拡大につながった可能性があると言われております。

長野県内には、6つの主要活断層帯が存在しています。主要な活断層は、県内をほぼ南北に縦断するように糸井川—静岡構造断層帯が伸びており、諏訪湖付近には伊那谷断層帯が並走しています。また、県内に被害を及ぼす可能性のある海溝型地震には、南海トラフで発生する地震があります。

その中で、糸井川—静岡構造線断層帯、牛伏寺断層を含む区間では、マグニチュード8程度の地震が今後30年以内に発生する可能性があるとして予測されています。

質問です。

糸井川—静岡構造線断層帯での長和町の被害想定は、地震の揺れによる建物の全倒壊120棟、半壊470棟、土砂災害による全壊10棟、半壊40棟、合計630棟、死者10人、負傷者70人、避難者最高860人、上水道断水人口5,490人の被害が想定されています。

この被害想定最新の数値を確認されているか、お伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長野県における過去に被害をもたらした地震や活断層の分布状況、現時点での科学的な知見を踏まえ、県内の主要都市で被害が甚大となると考えられる地震を地域防災計画にも地震被害の想定として盛り込む予定でございます。

そして、御質問の糸井川—静岡構造線の断層帯の地震につきましても最新の数値は把握している

かということでございますが、ただいま渡辺議員がおっしゃった被害想定の数値でございます。

ダブりますけれども、地震の揺れによる建物の全倒壊が120棟、半壊が470棟、土砂災害による全壊が10棟、半壊が40棟、合計で630棟、人的被害として死者10名、死傷者70名、そのうち重傷が40人、避難者最高860人、上水道の断水人口が5,490人の被害がそれぞれ想定されております。この数値が最新であるというふうに認識をしております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次に、長和町における公共建築物の耐震化状況及び持ち家住宅・共同住宅の全戸数と1980年以前の戸数及び耐震化率はどれほどか。また、地区の避難所となっている公民館などの耐震の状況をお伺いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 最初に、公共建築物の耐震化状況について答弁させていただきます。

令和3年度に改定した長和町公共施設総合管理計画において調査した結果では、バス停や消防詰所、消防器具庫なども含む255の公共建築物のうち、169施設が1981年以降の新基準による建築、86施設が1980年以前の旧基準による建築となっています。旧基準のうち、9施設は耐震補強済み、77施設が未補強となっています。

集会施設は48施設あり、新基準が34施設、8施設が補強済み、6施設が未補強となっております。

持ち家住宅・共同住宅の関係につきましては、産業振興課長より答弁いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 住宅の関係でございますが、町は長和町耐震改修促進計画を5年ごとに策定してございますが、この計画において令和3年4月現在、推計でございますが、住宅総数約5,500戸、耐震性を満たすもの約4,000戸とされており、耐震化率は約73%となります。昭和56年5月31日以前建ての旧建築基準法の住宅は、令和3年4月現在約2,000戸あり、このうち約1,500戸は耐震性が不十分であると推察されるものでございます。

避難所となっている公民館の耐震状況につきましては、教育課長より答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 避難所として指定されている公民館で、耐震補強が未実施の施設は1つございます。しかし、建設年度が昭和57年であることから、昭和56年6月以降の建物でございまして、本来であれば新耐震基準で建てられていると思われまので、再度調査を行いまして、耐震補強の必要があれば財政係と協議をして、実施を計画してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 次の質問です。

国土交通省の国土強靱化年次計画では、令和12年までに耐震性が不十分なものをおおむね解消

すべく耐震化を促進すると計画されています。

また、長野県耐震改修促進計画（第Ⅲ期）では、持家住宅の耐震化率は、平成30年時点で約79%と推定されています。

住宅の倒壊などによる圧死を防ぐための対策として「住宅・建築物耐震改修総合支援事業」を実施しております。

この事業の内容、補助金額、町のかさ上げはあるのか、窓口はどこなのか、これまでの実施と、この事業の継続の必要があると思いますけれども、その辺をどのように周知するのかお伺いします。  
○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） まず、「住宅・建築物耐震改修総合支援事業」につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、長和町におきましては「長和町木造住宅・避難施設耐震診断事業実施要綱」、「長和町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱」に基づき、平成19年度より事業を実施してまいりました。

この事業の内容でございますが、まず、「長和町木造住宅・避難施設耐震診断事業実施要綱」では、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発を図るとともに、必要に応じて耐震改修の実施の促進を図るため、県木造住宅耐震診断士を派遣し耐震診断を行うことにより地震による住宅の倒壊の被害を防止することを目的とする事業でございます。外観調査等簡易な方法により既存木造住宅の地震に対する安全性を評価する「簡易診断」と、県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき調査し既存木造住宅の地震に対する安全性を評価する「精密診断」がございます。費用は簡易診断3万7,000円、精密診断は6万5,000円かかりますが、個人の負担はございません。

続きまして、「長和町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱」でございますが、長和町耐震改修促進計画に基づき、町内の住宅の所有者が行う耐震改修に要する費用に対し補助するもので、「精密耐震診断」を実施した既存木造住宅の所有者であって耐震改修工事を実施するものが対象となります。補助額は対象経費の2分の1以内の額で、上限100万円となります。

町の窓口は産業振興課商工観光係にて行っており、現状、この補助金に関して、かさ上げは行ってございません。

実績でございますが、この10年間におきまして、耐震補強を行う上で必要な精密診断を6件、耐震補強は令和5年度1件実施しているところであり、なかなか進んでいない現状がございます。

現状、国、県からの指導を踏まえ、90%の耐震化を目指しております。今まであまり進んでいない状況ではありますが、能登半島地震の発生により、町民の方からの問合せが増えております。今後、国、県と連携を図り、事業の浸透を図ってまいりたいと考えております。

事業の継続につきましては、当然に継続・推進していかなければならないと考えておりますが、令和6年度当初予算を編成しているところでは町民の皆様からの要望はありませんでした。しかしながら、その後、お問合せを頂いている現状を踏まえ、国、県へ令和6年度事業にて実施できるよう対応してまいりたいと考えております。

啓発につきましては、町の広報などの媒体を使用し周知してまいります。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 最後の質問になります。

先月2月8日開催の臨時議会で町長は、「長和町も石川県同様の被害が発生する懸念もあり、地震への警戒心を強め改めて防災対策の見直しなどを考えなければ」と述べています。

令和6年度の防災力強化につながる予算はどれほど計上されたのか、その事業内容をお伺いします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 「防災関係予算は、災害発生時に事後の補正予算などで対応するのが一般的」とする考え方もあるようでございますが、防災における町の役割は、地域防災計画に定める内容を確実に実行することであるというふうに考えております。予算に直結するわけではございませんが、「災害に強いまちづくり」「災害に強い体制づくり」「災害に強い人づくり」という目標に向かい、減災に向けた取組に努めていくことであるというふうに考えております。

「災害に強い体制づくり」につきましては、警察、消防などの機関や通信、電力、水道などの事業体への連携を構築し、自治体を中心となって、正しい情報をいかに収集し、住民の皆さんに伝達していくかということが、重要な課題であるというふうに考えております。情報を得られれば、住民は安心して、「自助」「共助」への行動ができると考えております。自治体として、「災害に強い体制」とは、救援活動といった実行部隊の連携のみならず、情報の収集・伝達・発信などの情報連携を構築することであり、このことに特化した訓練も必要であるというふうに考えております。

「災害に強い人づくり」につきましては、防災対策の基本は、自分の命は自分で守るという「自助」を実行する「人」と言われております。そして「人」と「人」とがお互いに助け合うという「共助」が連携した発災当初の活動が減災にとって最も重要であり、被害規模は決まってくると言っても過言ではございません。

どの自治体も地域防災計画の基本としているところは、「自助」「共助」による対応でございます。職員をはじめ消防、警察等各防災機関の対応力は、災害が大きくなればなるほど限界があり、「自助・共助」による対応が求められるのは、必然で、その担い手である「人」に対してどのような視点に立って「人づくり」という支援を行うことが課題であるというふうに考えております。全ての住民の皆さんが、高齢者の方、障がいをお持ちの方等も含め、おのこの「自助」として行動していただかなければなりませんし、その上で「共助」につながるよう施策を展開することが重要であると考えております。自治体は、リスクに立ち向かう「自助に取り組む人づくり」を最重要施策として継続的に取り組むことが求められておりますので、これらすばらしい財産としての「ひと」の結集である住民力と「自助・共助」の構築を目指した訓練などのソフト事業にも鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

予算の関係につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 令和6年度の防災に関する予算でございますが、2億1,070万円ほど計上いたしました。内容につきましては、常備消防費といたしまして、広域連合への負担金が1億6,800万円、非常備消防費として消防団に関わる費用が4,470万円、消防設備費といたしまして、消防施設に関わる経費が357万円となっております。前年比で652万円の増額予算となっております。

防災力強化につながる予算をどのくらい計上したのかという御質問でございますが、具体的には、土のう購入等につきまして56万1,000円、自主防災組織の消耗品で21万円、防災用の備蓄品で100万円、免許講習会の手数料といたしまして9万5,000円、地区防災会議の補助金といたしまして10万円、自主防災組織の資材購入への補助金といたしまして75万円、防災士の養成講座資格取得補助金といたしまして15万円、積載車の購入で200万円、ホース等の購入で149万5,000円、消防団の分団の運営経費といたしまして582万5,000円、消防施設の改修等でございますが280万円というものが主なものとなっております。

以上です。

○議長（森田公明君） 渡辺議員。

○9番（渡辺久人君） 答弁ありがとうございました。

消防費イコール防災費ではありません。後段で答弁いただいたように、それぞれ防災訓練を行ったりとか、啓発したりとか、講習会とか、そういったところで防災力を上げていただければよいかなと思います。

また、住宅の地震対策については、私も、「自助」自らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要と考えます。今後、より一層の啓発に努めていただくことをお願いしまして、本日、私の質問を終了いたします。

○議長（森田公明君） 以上で、9番、渡辺久人議員の一般質問を終結いたします。

ここで11時18分まで休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

---

再 開 午前11時18分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

7番、原田恵召議員の一般質問を許します。

原田恵召議員。

○7番（原田恵召君） それでは、通告いたしました4点につきまして質問をまいります。

本日、住宅の耐震補強補助と震災時の水の供給について。2つ目として、イギリス、セットフォードとの国際交流（その2）。3つ目として、おたや祭りの文化保存伝承のために歴史資料発見に懸賞金を。4つ目に、町内のごみの分別についてという4点について伺ってまいりますので、答

弁をお願いいたします。

4点かなり時間がかかりそうなので、内容、中身省くところもございますので御承知ください。

まず最初に、先ほど渡辺議員からもございましたが、この震災における対応としての住宅耐震補強補助の実態はということで伺いたいと思います。

住宅の耐震補強補助と震災時の水の供給についてのまず1つ目の項目の住宅耐震補強補助の実態、過去の実績について町では、何件実施したのかを伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 町では、長和町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱に基づきまして、昭和56年5月31日以前建ての旧建築基準法により建築した木造住宅にて、長和町木造住宅・避難施設耐震診断事業実施要綱に基づく精密診断を実施をしまして、評点が1.0未満、これはやや危険があるということで、そういったところにつきまして補助の対象となります。

今回の能登半島地震発災により、住民の皆様から制度につきまして問合せが増えている状況でございます。

あわせて、県では耐震補強に関して補助の上乗せを行うとしております。今後、県から詳細な説明が各市町村に対してあるとお聞きしておりますので、町は今後住民の皆様からの御要望に対応してまいりたいというふうに考えております。

過去の実績につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 耐震補強補助に関する過去の実績でございますが、この10年間におきまして、耐震補強を行う上で必要な精密診断を6件、耐震補強は令和5年度1件実施しているところでございます。

令和6年度におきまして、当初予算を編成しているところでは、町民の皆様から要望がなかったことから、現状、国・県に対して補助要望はしてございませんが、能登半島地震発生後、住民の皆様から精密診断を実施し、その後、必要であれば耐震補強を検討したいとのお問合せをいただいておりますので、令和6年度事業にて実施できるよう対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 国・県の補助で町が窓口なんですけれども、この平均で幾らかかっているのか、また工事費及び補助金は実際はどうかという、その内容について伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 耐震補強の実績が、この10年間で令和5年度実施の1件のみであり、現在、実施中のため工事費は確定してございませんが、申請時では約260万円の見積もりが出ており、補助金は上限の100万円を交付する予定でございます。

今まで精密診断を行い、評点1.0未満の診断が出された建物の資料を見ますと、実際に補強工事に係る概算工事費は、およそ500万円から多くて1,000万円を超える状況となっております。

ます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 自分の家でするので、その耐震工事を行うのに費用がかかって県から100万円上限でという話ありがたい話なんですけれども、先ほども話がありましたとおり、この100万が150万になるという新聞報道もございましたが、その中でその家の一部だけの耐震工事でも認められるのかという質問をしたいんですが、市町村によって補助額や割合が異なっているが、長和町は最高100万円の補助のためには幾らの工事が必要になるのか。先ほどの話で500万から1,000万という話もございましたが、補助の割合と上限額、また出費を抑えるために最低限の工事として普段いる居間やトイレ、お勝手の補強工事で補助の対象にならないか、多くの希望者に利用してもらうには、この方法がよいと思うがどうかということで伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 精密耐震診断の結果、総合評点が1.0未満の既存木造住宅について耐震補強工事を行い、工事後の総合評点が0.7以上かつ工事前の総合評点を上回る工事が対象となります。

長和町では、補助額を耐震改修対象経費の2分の1以内、補助上限を100万円としています。これは、国の社会資本整備総合交付金の制度であり、上限100万円に対し、国が2分の1、県4分の1、町4分の1の負担割合となります。

市町村で補助額が違うのは、それぞれ独自で上乘せをしているものと推察されます。

最低限の工事が対象となるかどうかということでございますが、長野県建築物構造専門委員会の専門家により実施した精密診断の結果、工事後の総合評点が0.7以上、かつ工事前の総合評点を上回る工事が対象としていることから、条件に見合う補強工事であれば、家の一部だけの耐震工事も対象となります。

一般的に住宅を改修する補助制度は別に検討していただきたいと存じます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 長和町には、住まい快適促進助成事業という、これはホームページからプリントアウトしたものなんですけど、最高20万円という補助があって、このいわゆる町のリフォーム補助金は非常に使い勝手がよくて、またその効率のいい熱とか寒さとか、そういうものにも利用できるものなので、こういうものがまだ6年の3月31日で終わりとなっているんですが、継続しているのかということと内容はどうなっているのかということで伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町住まい快適促進助成事業に関する御質問でございますが、緊急経済対策として町内の建築業界の活性化を図るとともに、町民の住環境の向上に資するため、住宅の所有者が行う町内の施工者による住まい快適促進工事に要した費用に対し予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

対象事業は、住宅の機能維持、または機能向上のために行う修繕・補修・模様替え・改築・増築・設備改善等の工事で、町内に本社を有する法人または町内に住所を有する個人事業主で住宅建築工事等をなりわいとしている事業者が施工することを条件としております。

対象経費は、施工者に発注して実施する10万円以上の工事に要する経費で、対象経費の10分の2以内、ただし、20万円を限度としております。

また、過去に、この補助金の交付を受けた住宅、または申請者は対象外としていることから、1回のみ利用が可能となっております。

この事業は、平成23年度より実施しており、緊急経済対策の位置づけから3年をめどに事業継続の有無を検討し、令和5年度まで継続しております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 100万円に対しまして最高で20万円という内容なんですけど、使い勝手のいい助成制度ですので、これを20万円から40万円なりに増額して、耐震と冷暖房対策としての気密化改修にも使えるようにしたらどうかということで伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現在、町内事業者のなりわいの一助として事業を継続してきた経過がございます。現状、長和町住まい快適促進助成事業は、令和5年度までとなっておりますが、令和6年度1年間事業継続を予定し、令和6年度予算へ計上してございます。

令和6年度1年かけ、この補助制度の検証・必要性に加え、どのような制度にしていけばよいか、御質問の内容も含め関係部局・関係団体と協議、検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ぜひ、御検討をよろしくお願いします。

2つ目の質問の水道についてなんですけど、災害時における長和町の水道の供給体制についてということで、能登の震災では、半島の先まで水が行かないという状況が今現在も続いております。

そんな中で①として、震災の程度にもよるが、復旧におよそどのぐらいかかるのか、長和町として。大門は、水源がほとんど湧水で、配水池と供給する家が直結し、配水池が各所にある。つまり配水池が壊れると水が供給されなくなる欠点がある。

和田、長久保、古町は、上流からの水が流れてこないと断水になる欠点があるが、それぞれ復旧にどのぐらいを要すると考えているのか伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長門地区の水道は、主に入大門からの湧水で、古町まで供給されていて、長久保の深井戸でも長久保配水池へ水の供給をしております。

一番元の入大門配水池が壊れた場合についてですが、まず水源、導水管、送水管、配水管、周辺道路などに被害がなく、入大門配水池が壊れただけの場合の復旧方法でございますが、配水池に代わる仮設の配水池と接続する管など業者をお願いし、そろい次第作業を行い、管をつなぐことで各

家庭に水は送ることができます。この場合、1週間程度の断水で済むかと思えます。

それ以外の和田、長久保、古町の配水池や送水管、配水管等が同時に被害に遭ったとしたら、正直その被害状況の想定は難しいのではないかと考えられます。

今回の能登半島地震程度の被害を想定すれば、復旧までには限りなく時間がかかることとなります。

能登半島地震の場合、水源への被害、浄水場の被害、管の断裂、土砂崩れ、道路の寸断、家屋の倒壊など、復旧には相当の時間が必要と考えられます。

水道関係では、このような災害時、日本水道協会による災害協定によって行動いたします。

長野県は、日本水道協会中部支部に所属し、中部支部本部の名古屋市から長野市に連絡が入り、そこから各支部代表（長和町では東信支部で佐久市水道局が代表になります）が、ここに連絡が入ります。

能登半島地震もその連絡体制により、4日には上田市や東御市などが給水車で給水活動に参加しております。

そのため、長和町で水道が被害を受けた場合の状況を佐久水道局に報告し、必要なものを供給してもらう体制になっています。

また、上小地域でも困った際には、上田市や東御市に援助を求めることも体制としてあります。ですので、長和町でどうにもならない場合は、援助を求め対応することも必要と考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ②としまして、震災後の漏水の調査はどのようにして行い、どのように復旧をさせるのかについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 災害時、即時に漏水調査を行います。

現在の水道施設監視システムに異常がなければ、送水量や排水量などで状況確認ができます。その中で、以前より送水量や排水量が増加している地域を特定し、現地の漏水調査に入ります。

状況が悪い場合は、漏水調査を業者に委託して実施してまいります。同時に、本復旧ができる箇所なら本復旧を行い、そうでない場所は、仮復旧や仮設による給水をできるだけ早い対応をしております。箇所数、延長にもよりますが、漏水箇所さえ分かれば数日もあれば復旧できると思えます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今回の震災におきまして、水が本当に大切だなというのをつくづく感じる場所ですが、（3）としまして、町では水の備蓄は何日分あるのか、理想は何日なのか、各避難所の水は何日分あるのか、また避難が長期化したとき、二次避難所へ移動するのはどんなときなのかについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町での保存水の備蓄でございますが、現在、町全体で500ミリリッター容器3,552本、これにつきましては、古町コミュニティセンター360本、和田支所で1,104本、姫木平のコミュニティセンターで240本、役場の庁舎の倉庫で648本、長門老人福祉センターで720本、美し松の別荘管理事務所で120本、和田のコミュニティセンターで360本ということで備蓄してございます。

日数につきましては、3日分から7日分が理想と言われておりますけれども、長野県で実施した県地震対策基礎調査の結果と、その後の社会情勢等を考慮いたしまして、当町では想定被災者の20%、対応日数3日分程度を目標としておりまして、想定被災者1,000人分と仮定した場合、1日1人500ミリリッター1本程度が目安となっておりますので、おおよそ3.5日分になるかどうかと考えておるところでございます。

当然のことながら、計算上は足りておりませんが、併用いたしまして、保存水のほか1,000リッターの給水タンク、湧水等を活用いたすところでございます。

また、有事の際、各避難所におきまして、国の物資調達と輸送調達等支援システムを活用いたしまして、迅速に支援していただける体制につきましても備えておるところでございます。

また、二次避難所の御質問でございますが、渡辺議員との質問と重複いたしますけれども、広域避難につきましては、「災害の予測規模、避難者数に鑑み、町の地区外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所への提供が必要であると判断された場合において、県内の他の市町村への受入れにつきましては、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れにつきましては、県に対しまして当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らして緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる」となっております。

避難が長期化した際には、ホテル、旅館、民宿での自立した生活が可能な方、御家族の介助により生活が可能な方につきましては、県の指示により、希望者の状況等にもよりますが、可能ということでございます。

以上です。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 水を町の備蓄に頼るのではなくて、やはり個人が食料なり米なり、水も備蓄するという、そういう必要があるということを今後PRしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。12月議会一般質問の続きでございますけれども、イギリス、セットフォードとの国際交流について（その2）として見直しがされたのか。①6年度の予定と予算は幾らか、生徒は何人が行くのか、付添いは何人か、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 国際交流に関する御質問でございますけれども、今年度の渡航事業は、

まだまだ不安定な社会情勢の中で、大使たちの安全と交流事業の円滑な再開を図ることと、大きな責任を担っての渡航でございました。

ハードな移動スケジュール、多岐にわたる交流事業でございましたが、全ての目的を無事遂行することができ、今後の交流事業の継続を支える大きな力となったものと感じております。

次に、令和6年度の海外派遣交流事業の計画でございますが、日程は7月29日、日曜日に日本を出発し、8月6日火曜日に帰国の予定となりました。

主な訪問先といたしましては、7月30日にオランダ、ライデン市のナチュラリス生物多様性センターを訪問し、シーボルトコレクションの黒耀石調査の結果を報告し、7月31日から8月5日までは、イギリスのセットフォードに滞在をしてティーンエイジヒストリークラブの子供たちと交流するとともに、双子遺跡であるグライムズグレイブズ遺跡やセインズベリー日本藝術研究所のあるノリッジ市等を訪問します。

また、ケンブリッジ大学を訪問して、大学図書館所蔵の中山道笠取峠の古写真の見学調査を行い、ケンブリッジ大学の考古学専攻の学生を対象としたプレゼン及び石器づくりのワークショップを実施する計画を立てております。

詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 令和6年度の国際交流事業における予算及び渡航人数でございますが、渡航費の予算総額は856万5,000円、渡航する黒耀石大使は9名、日本からの引率は3名でございます。

引率のうち2名につきましては、ケンブリッジ大学の古写真の調査研究に関わる研究者として同行いたします。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今、引率3名とあったんですけども、引率3名は町の職員なのかを伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 引率でございますが、1名は明治大学の元教授の先生、残り2名は研究者として1名でございますが、残り2名は職員ということになります。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） この町の事業の中で非常にそのバランスが悪いと思うのは、なぜ、町費をここまでつぎ込んで特別扱いしているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） イギリスへの海外派遣を行う本事業につきましては、地域の未来を担う青少年の人材育成を目的としており、長和青少年黒耀石大使という制度は、町の魅力を広く発信するという任務も担っております。

当町では、子育て日本一を目指し、子供たちの一貫教育に力を入れておりますが、この地域から一歩大きく足を踏み出そうとする中高生を対象とする黒耀石大使の取組は、広い視野からふるさとの魅力を再発見し、その魅力を自ら発信し、未来に継承しようとする次世代教育の試みとして大きな可能性を秘めております。

この黒耀石大使の公募に当たりましては、参加の機会を広く提供するために、中学2年生から高校2年生の4か年と年齢幅を持たせ、子供たちや町の皆様にも活動の趣旨を知っていただくために、広報やホームページ等で広く呼びかけ、あわせて対象者となるお子様がいらっしゃる全ての御家庭に、募集要綱と申請書等の関係文書を送付しております。

応募されたお子様の中にはその活動を広報等で知り、町の魅力を発信するお手伝いをしたい、また内向的な自分自身を見直すチャンスにしたいと抱負を述べて参加をする姿も多く見られます。

長和町が、この青少年を対象とする国際交流事業に着手した発端は、さきの12月議会でも御説明いたしましたが、平成22年9月定例議会において、子供たちの教育方針となる教育基本法等の改正を受け、周辺市町村が既に取り組んでいる海外渡航事業の実施を当町でも推進すべきであるという長和町議会社会文教常任委員会の意見を受けて検討が始まりました。

教育基本法改正の骨子には、「身近にある地域文化財を大切にするとともに、他国の文化・伝統を尊重し、広い視野から国際社会の在り方を考える姿勢の育成」が新たな目標の一つとして追加されております。

イギリスとの交流は、長和町と社会連携を結ぶ大学関係者や海外とのパイプを持つ有識者から助言を頂き、長和町を象徴する黒耀石の遺跡と類似する歴史遺産がある地域として、また遠く離れた海外での子供たちの交流事業を支援していただける博物館や研究所など、公的機関との連携が得られることを重要な条件として選定をさせていただきました。

特に、協力協定を結んだセインズベリー日本藝術研究所は、日本文化研究の拠点として著名であり、長和町の歴史遺産や黒耀石大使の活動を世界に向けてPRをしてくださっております。このことは黒耀石のブランド化と同様に、未来を担う子供たちにとっても当町のアイデンティティー創生につながる大切な連携事業であると認識しているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問に、ストーンヘンジというふうにあるんですけども、今回はないらしいんですが、ケンブリッジはサイモン・ケイナー博士も出ている大学であるということ。またその古写真を見に行くという話なんですけれども、御存じのように長崎大学に中山道の古い写真がございますので、それと同じものなのかどうかということを行く前にチェックしていただきたいなというふうに思います。

この渡英の目的は何なのか、目的は何か。今回もオランダありますけど、オランダに行ったりする必要はあるのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 本事業は教育基本法にうたう国際社会の平和と発展に授与する態度を養うという目標にのっとり、遠く離れていながらも類似する黒耀石とフリント鉱山の歴史遺産を仲介として、地球という大きな視野から人類の英知を理解し、その学びを広く発信し共有することによって、平和な未来社会への橋渡しとなる活動の実践を目指しております。

また、国際支援を頂いている各機関からは、子供たち自らが主体的に関わる研究と教育活動という基本姿勢を応援するものとして協定の同意を頂いております。

イギリスへの渡航経路に位置するオランダでの調査は、日本とヨーロッパの関係史を証明する研究活動の一環であり、東芝国際財団の研究助成金が認可されて実現をしたものでございます。

報道にありますように、その成果は子供たちの協力を得た学術的な実績として高く評価されると同時に、身近な存在であった「ホシクソ」と通じて、日本、そして長和町が世界とつながりを持つことをアピールする結果となり、今後の国際理解教育の礎ともなると注目しております。

また、今年度行いました世界遺産として有名なストーンヘンジでのデモンストレーションは、黒耀石大使による英語でのプレゼンテーションと石器づくりワークショップの内容が高く評価され、セインズベリー日本藝術研究所とイングリッシュヘリテージ協会の要請を受け、世界中から最も来訪者が多い夏休みに併せて実施することとなったものでございます。

同日、ストーンヘンジのビジターセンターでは、日本の縄文文化を紹介する企画展が開催されておりました。長和町の子供たちは、まさにその日本を代表する黒耀石の大使としてミッションを達成したことになります。

学術的な新しい発見を事業に反映させることができること、また、日本からの一方通行ではなく、交流の相手先から新しい取組の提案がなされるということは、本交流事業が両地域にとって、また関係するそれぞれの組織機関にとって実のある事業に成長しているあかしと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） この事業が、そもそもその町のためになっているのか、誰のためにやっているのか。その町のPRと言いましたけれども、どうなのか、それについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田教育長。

○教育長（藤田仁史君） 大使の第1期生が渡英したのが平成28年度ですが、そこから7年が経過した昨年の夏、コロナ禍を克服した第3期生と4期生が合同で交流事業を行いました。

子供たちを対象とした取組は、その成果と言えるものが出るまでに10年、20年という期間を必要とするもので、一朝一夕に目に見える成果が出るというものではございません。しかし、次世代を担う子供たちが、他国の異なる環境や歴史に根差した文化に触れ、人的交流を経験することが国際的広い視野を育成すると同時に、生まれ育ったふるさつを見直すことにもつながると信じております。

そして、そうした国際的な場で、自分の地域の魅力を発信し、交流を通して経験した事柄を自分

を送り出してくれた町の皆様に還元することで、世代を超えた人材育成とまちづくりにつながる発展的な効果が期待できるものと考えております。

実際、大使たちの活動を知った町の大人の皆さんも、この交流事業に関心を寄せてくださるようになってきております。

また、町の歴史遺産を生かした国際交流事業と、その主軸を町の子供たちが担っているという取組は、国内外において大きな注目を集めており、黒耀石大使第1期生の活動を皮切りに、第2期生、そして、今回の第3期生・4期生の活動も新聞等で大きく取り上げられております。

これらの取組につきましては、文部科学省主催の「トビタテ！留学JAPAN」において事例紹介の依頼を受け、去る2月20日に全国の自治体関係者に向けて発表を行いました。こうした地道なPR活動も、この地域の力としてまちづくりの礎になるものと考えております。

また、この黒耀石を軸とした、このような活動等が、新聞や情報番組といったメディアに取り上げられることにより、地域や国における長和町の知名度が上がり、黒耀石体験ミュージアムの入場者数も過去最高を記録するなど、人づくりのほか観光面における交流人口の増加にも寄与しているものと受け止めておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） その町に還元することを世代を超えた人材育成とまちづくりにつながる発展的などという話がありました。

それでは、今まで渡英した子供たちは何人なのか、現在地元に残っているのか、将来も残る見込みはあるのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 平成28年に第1期生が渡英して以降、令和4年までで累計36名の子供たちが海外派遣交流事業で渡英をしております。

この3月に高校を卒業される方を含めれば、そのうち32名の方が高校を卒業され、その大半が進学等で町を離れていると伺っております。

家業を継ぐなど就職に際して長和町へ戻られている方も幾人かいらっしゃるようでございます。

本事業に参加してくれた子供たちも、また、そうでない子供たちも、できることならば長和町に戻ってきてほしいという気持ちはございますが、自分の将来をどうするかは、子供たち自身の選択によるものであり、その選択を尊重をしていきたいというふうに考えております。

ただ、この夏に渡航事業に参加した大使の保護者の方からは、コロナ禍で修学旅行も何も経験できなかった世代だが、すばらしい事業に参加させていただいた。町からこんなにも多くのことをさせていただいたのだから、ぜひこの子供たちに長和町のためにいろいろお返しをさせてもらいたい、進学や就職で町の外へ出ていても、継続的に町の事業に参加できる仕組みをつくってほしいといったようなお声もいただいておりますので、具体的な仕組みや体制づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

また、大使たち自身も、長和町やこの交流事業、後輩たちのために何かしたいと言ってくれており、長和町地方創生推進協議会の委員を務めてくださっている元大使の方もいらっしゃいます。

本年度の事業について申し上げますと、先日、信濃毎日新聞でも取り上げていただきましたが、美術を学んでいる3期生と4期生の学生のお二人が、シーボルトについてのパンフレットづくりに協力をしてくださいました。

様々な進路へ進んでいく大使たちが、お互いの絆を大切に思い、それぞれの特性を生かして、町の取組に関わっていただいているというのが現状でございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （3）としまして、2年に1回と毎年行くのでは費用はどう違うのか。①として2年に一度は、先方の都合か町の考えか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 黒耀石大使として、国際的な場で長和町の歴史と文化をアピールし、さらに渡航後には、その活動で経験し学んだことを発表・報告するという任務を達成するためには、事前研修と国内での発表活動のための期間を確保することが必須です。海外派遣を2年に1度としているのは、このためでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 次の質問は、飛ばしまして、その次の（4）個人負担金を増やしたほうがよいのではないかと。

①渡英日数を減らし、少人数で付き添いも減らし、ホテルも小さなホテルでよいのではないかと。やりくりして町からの出費を減らす考えはないか。これがさっき言ったオランダが必要なのかという話なんですけど、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 渡航日数や引率の人員に関しましては、現地での交流事業等の内容、また、渡航する子供たちの健康面と安全面、御家庭の皆様の安心面といった事柄を考慮いたしまして、旅程等を検討しております。

経費につきましては、町の一般財源からの出費をなるべく減らすため、これまで引率の人員に関わる渡航滞在費等は研究者として企業の財団からの助成金申請に努め、財源としての外部資金を獲得してまいりました。

また、国際交流全体の活動資金につきましても、文化交流・青年交流事業として様々な補助制度への申請を試み、自治体国際化協会をはじめとする団体からの助成を受けてまいりました。

イギリス滞在中のホテルや移動バス等の利用に関しましては、実行委員会に帰属する現地の駐在員さんから子供たちの安全を前提として細やかな情報を頂き、インターネット等を利用して日本から直接予約するなど、経費を抑える工夫を重ねてまいりました。

この直接手配につきましては、コロナ禍の影響によって窓口となれる旅行業者の数が激減したと

いう状況にございましたが、営業再開の傾向にあるとの情報を頂いておりまして、今後の経費節減の手法として復活できるものと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） （4）の②として、国際交流基金を増やすとか、ふるさと納税で財源を確保するなどしているのかということ、令和4年末で300万あった国際交流基金で、令和5年で218万使っておりますけれども、増やしているのか、大丈夫なのか伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 既に国際交流基金及びふるさと納税をともに財源といたしまして充当活用しておりますが、今後とも担当である企画財政課と協力をいたしまして拡充の対策をとってまいりたいと考えております。

企業版ふるさと納税につきましては、現在、検討を行っており、企画財政課と連携して財源確保に引き続き努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 私はやめろとは言っていないので、事業を縮小して町からの出費を減らすようにするにはどうしたらいいかということで質問しているんですが、ルールをきちんとつくった方がいい。例えば、個人負担は半額ではどうかについて伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 国際交流事業及びその海外派遣については、「長和町青少年海外派遣交流事業」として要綱を定め、「長和町・ブラックランド国際交流事業実行委員会」に諮って事業を実施しております。

第6期以降の個人負担金の増額等に関しましては、財源の確保等と併せまして実行委員会にお諮りしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 極端なことを言って、半額なら半額頂いて、それで、将来町に働くように、町の企業、町の会社に働くようになったらお返しするというのも手だと思いますので、今現在の大金を使っているやり方が問題があると思いますので、御検討をお願いします。

次の質問に移ります。おたや祭りの文化保存伝承のために歴史資料発見に懸賞金を。

皆さん御存じのとおり、おたや祭りは1963年に長野県無形民俗文化財選択に指定されております。

1828年（文政11年）の文書が最古のもので、その後、従来よりおたや祭りの起源がはっきりせず、それが国の選択ならにならない理由とされていきましたが、近年、近隣で別所温泉の岳の幟や、上田の真田の戸沢のねじが国選択になっております。一度文化庁に起源がはっきりしなければ指定にならないか確認したらどうか。今言った戸沢のねじは、起源がはっきりしていないが国の選択になっており、また、岳の幟については500年前とした記述があるそうです。これについて伺

います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 「おたや祭りの習俗」すなわち山車づくりにつきましては、お話ございましたように江戸時代から続く素朴な農民美術、民衆芸能として昭和38年に長野県無形民俗文化財に選択をされております。

県の無形文化財には、指定・選定・選択の3ランクがございます、山車づくりは下位の選択であるため、上位の指定となるよう平成2年に旧長門町教育委員会で再度申請を行っておりますが、県の諮問機関である文化財保護審議会では、山車づくりの起源がどこまで遡るのか、また他の累例との比較検討が必要とのことで、諮問を見送った経過がございます。詳細につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 現在分かっている山車づくりに関する最も古い記録は、長久保の旧家に残る江戸時代後期の天保6年の日誌にある「御旅屋賑わし、かざり物数ヶ所見事なり」との記述でございます。

歴史的背景の裏づけとなる文献資料が乏しいのは、代々伝えられてきた古町豊受大神宮に関する古文書、記録類が名主宅で保管されておりましたが、明治25年の火災によりまして消失したためと言われております。

平成5年の第32回と平成25年の第33回の古町豊受大神宮式年遷宮の記念誌作成の折にも集中的に史料調査を行っておりますが、天保6年を遡るような資料は発見されませんでした。

今回、国の無形民族文化財への申請を行ったかどうかの御質問でございますが、まずは再度、県の無形民俗文化財指定の可能性と、さらには国の無形民俗文化財への申請の可能性について、県教育委員会、文化庁へ図っていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 今、課長の言った年号と私の言った年号が違うので、確認をお願いしたいと思いますが、私はホームページのほうから出してありますので、1828年なのか1835年なのか、確認を後でしていただきたいと思います。

まず、今の状況でどうなのかという、34年たっていますので、1回県に行って確認していただきたいなということ。それでも駄目な場合なんですけど、本当に起源がはっきりすれば国選択に指定となるなら、上田市のように懸賞金をかけて古文書を探してもらうのはどうか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） それではまず先に、指定されている、原田議員の言われている年号とこちらの年号の違いについて御説明をさせていただきます。いいですか。じゃ、また後ほど御説明させていただきます。

それでは、御質問の部分でございますが、上田市では、国史跡上田城のやぐら復元整備に当たりまして、その根拠となる絵図面、古写真、古文書等を収集するため、懸賞金を設けて広く募集を行われておりますが、お城の資料となると本来、機密情報でもあるため苦勞されていると伺っております。

おたや祭りに関する一等史料は消失しておりますが、おたや祭りには古くから現在の当町ばかりではなく、近隣の立科町や上田市の武石、丸子地域等から参拝者が訪れておりますので、上田市ほど大々的ではございませんが、おたや祭りや山車に関わる文献資料の募集を近隣市町へも図っていくのは有効な取組だと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 有効な取組だとおっしゃっていただいたんですが、やるかやらないか、検討するのか、それをお伺いしたいんですけど。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） それでは、最後の質問ですが、時間がなくなってまいりましたので早口でまいります。

町内のごみの分別について。町内のごみの分別は順調に行われているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 当町のごみの分別についての御質問でございますが、ごみの分別につきましては、資源循環型社会を推進していくため、平成24年度から生ごみは生ごみとして排出するようにし、現在9種類22品目に分類し、出していただくよう町民の皆様をお願いをし、ごみの減量と再資源化に努めております。

一般家庭から排出されるごみは、排出物の処理及び清掃に関する法律第2条において、一般廃棄物であると定義されており、地方公共団体の責務であるとされております。

よって、町は平成24年度に、「一般家庭のごみ分別収集の手引」と「ごみ資源物の分け方・出し方」のポスターを家庭保存として全戸配布を行い、出し方や出し場所についてお知らせをしているところでございます。

町で収集するには、町で決められたルールに従って出していただくことが大前提となりますが、住民皆様の御理解と御協力、そして、地区の環境衛生係さんの御協力により、以前に比べ不適正な分別は大分減少しておりますが、いまだにルールを守らない方法で、ごみの排出があることも確認をしておるところでございます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ルールを守らない方法という、ぜひ広報等を活用して徹底していただきたい

いというふうに思います。

次の②は、飛ばさせていただきます。

その次（２）としまして、学者村には自治会がなく衛生係もないが、今後ごみの回収が行われると聞かすが、スムーズに行くのか、また、今まで町の指導と衛生係の協力によって実施されてきた経過がないがしろにされているのではないか。もはや衛生係は必要ないのか。

①として、学者村は今までどおりの回収方法ではいけないのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） それでは、私からは現状の学者村別荘地におけるごみの回収方法について答弁をさせていただきます。

現在、学者村別荘地以外の直営別荘地、美し松別荘地、ふれあいの郷別荘地、美ヶ原高原郷別荘地では、町内と同様、指定のごみの日に、それぞれ各別荘地の集積所に排出されたごみを町の収集業者様に回収していただいております。

しかし、学者村別荘地では、令和５年１０月末時点で、１８０名を超える別荘オーナー様が長和町に住所を移し生活していることから、他の別荘地と比べ膨大なごみの量となっており、可燃ごみ、不燃ごみともに、別荘管理人がごみを分別、指定の場所まで運搬している状況が続いております。

別荘係としましては、直営別荘地内のごみの回収方法について差が生じていること、また、学者村別荘地においては、別荘管理人がごみの分別に及び運搬作業に週２日を費やし、ほかに実施しなければならない別荘地管理業務の支障となりつつあることを何とか改善できないかということで、生活環境係と別荘係との間で、学者村別荘地のごみの回収方法について協議を重ねてきたところがあります。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは私から、学者村別荘地における今後のごみの収集などについて答弁をさせていただきます。

まず最初に、今まで各地区にあるごみ収積場等の適正な管理・環境美化については、今まで携わられてきた環境衛生係さんの皆様の御協力があったことであり、この場を借りてお礼を申し上げます。

今後も環境衛生係さんの協力は不可欠であり、引き続き御協力をお願いしてまいりたいというふうに思っております。

学者村別荘地におけるごみの収集についてであります。廃棄物の担当といたしましては、学者村別荘地であっても町民が排出するごみであることから、令和６年度より現在の覚書期間満了となる１年前倒しをし、３か所の収集場所において、可燃ごみ、不燃ごみの３種類、計４種類について収集業者様の御協力と御理解を頂き、令和６年度より試験的实施期間として収集を行いながら、課題等の把握を行い、令和７年度からスムーズに本格収集ができるよう考えております。

なお、適正な分別の周知につきましては、以前より学者村別荘地オーナーの会の皆様と別荘管理

人が、長和町のごみの分別方法をどのようにしたら別荘オーナー様に理解してもらえるかをテーマに協議を重ね、別荘オーナー様でも分かりやすく分別できるよう独自のごみの分別表やサインボードを作成し啓発をいただいている経過もございますので、引き続き別荘係と連携をしながら、さらに御理解いただけるようこの問題に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ②としまして、業者が回収するとなると、きちんと分別されていることが前提であり、名前が書かれていることが前提であるが、大丈夫なのか、分別してなかったら回収せず置いておくということで、それを誰が分別するのか、仕事が増えるのではないかと伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 現在におきましても、町のルールを基準とした学者村別荘地独自の分別表により排出されているところもあり、また、別荘管理人からは一部の方ではあるが、ごみ袋に名前の記名がなかったり、適正な分別がないものがあると聞いております。よって、令和6年度の試験の実施期間中に課題等を把握し、必要な対策をとりたいというふうに考えております。

なお、適正な分別ができていないごみは、町中と同様に警告シールを貼り、再度分別などをしてもらうこととしています。その後、期間を空け、引き取りのないごみにつきましては、町が回収するようになるかと思えます。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） 最後ですが、回収業者には手間と燃旅費が余計にかかるが、それは予算措置したのか、業者は納得しているのか、これについて伺います。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 収集運搬業に係る委託料の算出は、令和元年度に算出し、令和2年度に締結した覚書書により対応しております。覚書期間は5年間で、令和7年3月31日までとなっています。よって、現在の委託金額は、令和2年度と同額としております。

今回の学者村別荘に関する収集運搬をお願いするに当たり、令和6年度からの収集距離は増えますが、当時の燃料単価で計算するため委託料は微増となるだけであり、町として、この金額では収集業者様の負担が大きいことから、その旨の事情を説明し、委託料を引き上げ提示をしたところでございます。

町の財政事情が厳しい中、収集業者には最終的に満足のいく納得はしてもらえなかったかもしれませんが、現在、覚書期間中であることから、覚書の金額を基本に算出させていただいた金額を基に、収集業者様にお願いをさせていただきました。

なお、現在の覚書期間が令和6年で終了することから、来年度は改めて収集運搬業務の仕様書を作成する中で、現在の物価高騰、燃料高騰等を加味した仕様書を作成し、令和6年度からのごみ等の収集運搬業の事務を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 以上で、7番、原田恵召議員の一般質問を終結いたします。

ここで昼食のため午後 1 時 2 0 分まで休憩といたします。

休 憩 午後 0 時 1 8 分

---

再 開 午後 1 時 2 0 分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

3 番、荻野友一議員の一般質問を許します。

荻野友一議員。

○3 番（荻野友一君） ただいま議長の許可を頂きましたので、私の一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問につきましては、長和町公共交通「ながわごん」のデマンド運行についてと、長和町の少子化対策について質問させていただきます。

最初に、長和町では人口減少と少子高齢化が進み、公共交通機関を利用する人が減少し、買物難民の防止や高齢者の福祉のため、これからの地域交通を考え、「ながわごん」のデマンド運行が決まりましたが、まだまだ町内においてデマンド交通に対する理解が深まっておりません。4 月から始まる実証運行について、幾つか質問させていただきます。

まず初めに、長和町で「ながわごん」のデマンド交通導入が決められた経緯について、また、デマンド交通導入による長和町における地域交通の将来について町の考えをお尋ねします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） デマンド交通導入までの経過及び町の地域交通の将来についての御質問でございます。

デマンド交通の導入につきましては、長和町が誕生する前の合併協議会の合併協定に基づきましてデマンド交通を含め検討をいたしました。

平成 1 9 年 4 月には、旧長門町と旧和田村のバス料金統一を図るとともに、長和町巡回バスとして町内路線を構築。平成 2 0 年 4 月には巡回バスの運行をジェイアールバス関東株式会社へ委託。平成 2 1 年には、学者村 3 期別荘地への乗り入れを開始。平成 2 3 年 4 月には、町道におけるフリー乗降を実施し、この間、住民の皆さんからの要望事項、停留所の増設、バス路線の変更、ダイヤの見直しなど、その都度行ってまいりました。

令和 2 年 1 0 月には、それまで運行していなかった支線路線へワゴン車による曜日別運行を開始をし、現在の巡回バスの運行体制となりました。

しかしながら、巡回バス利用者が平成 2 7 年には 4 万 6, 0 0 0 人ほどあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響も受け、令和 4 年度には 2 万 2, 0 0 0 人ほどまでに減少し、巡回バスに乗客がない場合の運行が目立つようになりました。

これを受けまして、令和 4 年度巡回バスの運行を委託しているジェイアールバス関東株式会社とこれまでの検討課題として上がっていたデマンドバスの導入に向けた検討を開始をしまして、ジェ

イアールバス関東株式会社より導入することの合意を受けたため、今年度導入に向けた準備を開始をしたものでございます。

町の地域公共交通の将来についてでございますが、12月議会で補正予算をお願いをしまして、議決をいただきました。長和町地域公共交通計画策定業務委託により令和6年度末までに計画を策定する予定となっておりますので、皆様からの御意見もいただきながら町の地域公共交通の将来について計画をし、実践をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、基本的にデマンド交通とは、どのようなものか、分かりやすく説明をしていただきたいと思っております。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンド交通に関する御質問でございます。

デマンドには、需要や要求という意味がございます。お客様からの要求、いわゆるデマンドに応じまして、希望の乗車場所から目的地まで送迎する利便性の高いバスのことでございます。

また、タクシーとは異なり、1台の車両に他のお客様と乗り合いしていただくことで効率的な運行を行うものでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） デマンド交通を導入するに当たり、地域の移動需要についてのマーケティングが行われたと思っておりますが、現在の長和町の年齢別人口と18歳以上の年齢別自動車運転免許証の取得率をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町の年齢別人口と18歳以上の年齢別自動車運転免許証の取得率についての御質問でございます。

まず、町の年齢別人口でございますが、本年の2月15日現在の人口でございます。0歳から9歳が264人、10歳から19歳につきましては412人、20歳から29歳が331人、30歳から39歳が425人、40歳から49歳が567人、50歳から59歳が685人、60歳から69歳が932人、70歳から79歳が1,053人、80歳から89歳が611人、90歳から99歳が289人、100歳以上が13人ということで、合計で5,582人となっております。

18歳以上の年齢別自動車運転免許証の取得率についてでございますけれども、運転免許証につきましては、長野県の警察が管理しておりまして、運転免許センターへ照会し、回答を頂いた内容をお答え申し上げます。

令和6年1月末現在で長和町の免許所有者につきましては、男性が2,282人、女性が1,901人、合計で4,183人ということでございまして、警察から頂いた資料から取得率を計算いたしますと、当町におけます18歳以上の人口が4,992人なので、取得率につきましては男性が91.98%、女性が75.68%、合計で83.78%ということでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今のお答えの中で年齢別の人口から考えましても、免許証所有者の高齢化というのは、これからどんどん進んでいくと思います。そのため地域交通の重要性はこれからますます増すものと思われまます。

買物難民の増加なども増えてくることと考え、今回のデマンドバス運行と併せて、道の駅などの一般の買物利用などができるよう産業振興課との調整なども併せて進めていただきたいと考えております。

次の質問ですが、現在、運行中の長和町巡回バス「ながわごん」が導入され3年経過しましたが、3年間の運用実績、過去3年間の運用経費についてお尋ねします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 過去3年間の運行実績並びに運行経費に関する御質問でございます。

初めに、運行実績の年間延べ利用者数でございますが、令和2年度につきましては2万5,763人、令和3年度が2万4,462人、令和4年度が2万2,078人でございます。

1便当たりの乗車率でありますけれども、令和2年度が2.1人、令和3年度が2.1人、令和4年度が1.8人でございます。

次に、運行経費でございますけれども、巡回バス利用収入につきましては、令和2年度が87万4,710円、令和3年度につきましては99万1,620円、令和4年度が90万9,250円でございます。

運行委託料につきましては、令和2年度が6,408万9,300円、令和3年度につきましては5,838万8,000円、令和4年度が5,838万8,000円でございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 現在運行中の巡回バスの運行に関し、どのような問題点があったのかと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 現在、運行しております巡回バスの問題点に関する御質問でございますけれども、最初の導入の経過でも御説明させていただきましたが、巡回バス利用者が平成27年には4万6,000人ほどあったものの、新型コロナウイルス感染症の影響も受けまして、令和4年度には半数以下の2万2,000人ほどまでに利用者が減少したこと。利用者が減少したことによりまして、巡回バスに乗客がない場合の運行が目立つようになったこと。そして、曜日限定の運行や季節性の運行など、利用者の希望に沿えない場合があることなどが考えられております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 昨年度から日本の各地域で話題にもなっております地域交通の手段の一つとしてライドシェアが取り上げられていますが、オンデマンド交通とともに長和町でも検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） ライドシェアとは、一般ドライバーによる自家用車の相乗りサービスのことで、出発地や目的地が同一の人が相乗りでドライバーが無償で運転するタイプと、ドライバーが有料で利用客を送迎するタイプ、２種類があるようです。海外では両方とも普及している国もあるようですけれども、日本では第二種運転免許を持たないドライバーが有償で利用客を運ぶことは原則禁止されておりますので、有料で送迎するタイプのライドシェアは厳しく規制されてまいりました。

しかしながら、規制緩和の議論も進んでおりまして、２０２４年の４月からはタクシーが不足する地域や時間帯に限ってタクシー会社がライドシェアの運行管理をするなどの条件の下、大幅に解禁される方針となっております。

メリットとすれば、低料金で利用できる、利便性が高まる、自分の車で収入を得られる、移動を楽しめるがあるようでございます。

デメリットにつきましては、事故が発生した時の補償の問題、ドライバーの資質や運転技術の問題、安全性の問題があるようでございます。

現在、日本で認められておりますライドシェアは、基本的にカープール型のみでございまして、道路輸送法第７８条での例外を除いて自家用車は有償で運送しなければならないと定められております。このためTCNサービス型は、白タクのみとされてございまして、基本的には違法となるところでございます。

ただし、自家用有償利客運送という制度がございまして、公共交通が不足しているエリア、それや福祉向けの運送など、許可を受ければ地域住民や観光客向けの有償のライドシェアが可能となっております。

特区の制度を生かして、有償のライドシェアを導入している自治体や実証実験を検討中の自治体なども増えてきております。

これにつきましては、二酸化炭素の排出量の削減、ライドシェアによる交通渋滞の緩和、アイドリリング時間の抑制にも貢献し、環境への配慮におきましてもライドシェアに期待が寄せられているところでございます。

したがいまして、現状におきましては、ライドシェアにつきましても検討する段階ではありませんので、法整備を受けて効果性や効率性を加味しながら、今後の課題として研究・検討してまいるといことで考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○３番（荻野友一君） 次に、デマンドバス運行計画についてお尋ねします。

最初に、運行エリアについて、町内については現行の巡回バス運行エリアとなり、町外乗降ポイントについて、丸子方面、立科方面、茅野方面の３方面ですが、それぞれJR鉄道各駅との連絡について、どのように捉えているのかお尋ねします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） J Rバス鉄道各駅との連絡についての御質問でございます。

現在運行中の巡回バスにつきましても、丸子方面、立科方面、茅野方面の町外バス停への運行につきましても、他のバス会社の運行時刻に併せての接続できるよう運行しておるところでございます。J Rの各鉄道駅への連絡をしております。

デマンド運行の変更後につきましては、利用される皆様が町外の各バス停へ、他のバス会社への接続の時間に到着できるよう予約をしていただき、御利用いただくことと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） デマンドバスの利用料金につきまして、片道300円、高校生以下、町内無料、町外は片道300円、75歳以上、身体障がい者手帳1級から3級、精神障がい者保健福祉手帳・療育手帳保持の方、運転免許証を返納された方、ながの子育て家庭優待パスポート、多子世帯応援プレミアムパスポートをお持ちの方、片道150円となりますが、この料金の設定根拠は何かお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 料金の設定につきましては、上田市で運行しております丸子デマンド交通や武石デマンド交通及び上田市が行っております運賃低減バス運行などを参考に、1乗車300円とさせていただきます。

75歳以上の方や身体障がい者手帳などをお持ちの方の割引につきましては、現在、運行しております巡回バスの制度を引継ぎ半額とさせていただいたところでございます。

また、半額の対象となる方に、ながの子育て家庭優待パスポート、多子世帯応援プレミアムパスポートをお持ちの方を新たに追加いたしまして、より多くの方に御利用いただければと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、運行体制について、現在運行中の巡回バス、ワゴン車5台とありますが、現在導入から3年6か月を経過し、各社とも10万キロの走行距離を超えましたが、あと何年運用できると考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 車両につきましては、ジェイアールバス関東株式会社へ運行を委託しております。運行前点検等その都度実施していただいているところでございます。

走行距離が10万キロを超えておりますが、点検整備を日常的に行っております。現状での不具合は発生しておりません。この先何年使用できるかにつきましては、デマンド運行を開始する4月以降の運行状況にもよりますが、運行に支障が出ないよう車両の更新を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） オンデマンドバス導入後のデマンド交通に関わる新規自動車導入については、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンド交通に関わる新規車両の導入についての御質問でございます。

先ほどの御質問でもお答えさせていただきましたが、現在、巡回バスで使用している車両につきましては、4月以降の運行状況にもよりますが、運行に支障が出ないように、時期を見て車両の更新を行ってまいりたいと考えております。

なお、運行しております巡回バスにつきましては、車両が大きく狭い道路へ入っていくことができない場所もあるため、小型車両の導入につきまして、できるだけ早い段階で導入できるよう手続を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 次に、デマンドバスの運行時間について、8時半から15時半となっておりますが、運行時間はどのような経緯で決められたのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンドバスの運行につきましては、現在巡回バスの運行を委託しておりますジェイアールバス関東株式会社へ引き続きお願いする予定としており、現在、町からJRバスへ運行を委託している業務につきましては、巡回バス、スクールバス、保育園バスの業務がございます。これらの運行業務につきましては、それぞれ運行時間が決まっており、スクールバス、保育園バスについては朝と夕方の決まった時間で運行を行っておるところでございます。

巡回バスにつきましては、スクールバスと保育園バスの運行がない時間帯に運行を行っており、その時間帯が8時30分から15時30分となることからデマンドバスの運行時間として設定をさせていただいております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 運行時間に関する質問になりますが、先日配られました広報の中に運行時間表が入っていたんですけれども、現在、依田窪病院へ朝の9時頃に到着する姫木平発と男女倉発の巡回バスにつきましては、廃止になるということですのでよろしいのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） ただいまのお話でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、保育園バス、学校のスクールバス等ございまして、現在、姫木方面から9時頃病院へ着くバス、男女倉方面から9時頃病院へ着くバスにつきましては、ドライバー不足によりまして廃止になるという考えでよろしいかと思っております。

ただ、4月からにつきましては、実証運行ということでございますので、この関係については、実証運行を経てどうなんだということを検証した中で、JRとも協議をしながら、もっと早い時間

のほうが病院やなんか行く方が多いので、いいのではないかという議論にもなると思いますけれども、そういったことも加味しながら検討してまいりたいと思います。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） ドア・ツー・ドア型フルデマンド方式は、どのようなものか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） ドア・ツー・ドアの大型のフルデマンド方式につきましては、デマンドバスの運行エリア内におきまして現在運行しております巡回バスのバス停や運行に伴う時間表の概念がなく、デマンドバスの運行時間内であればデマンドバス運行エリア内の自宅前などの希望の場所から商店などの希望の場所まで御利用が可能な運行となっております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 国道の大変激しい交通のある乗降場所について、交通量の多い道路に面したお宅での乗降につきましては、どのような対処をするのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 交通量の多い道路での状況につきましては、乗降される際、周囲の車両に十分御注意いただきまして乗降いただくようお願いしたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 今の答えて、注意喚起することで安全性が確実に確保されればよいのですが、場所によって安全な乗降位置を設定することを要望したいと思います。

次に、デマンドシステムについて。A Iシステムによる予約・配車及び運行ナビゲーションになりますが、この内容についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） A Iシステムは、これまで受付センターに予約が入り、受付事務を行っている事務員さんが配車計画を行い、車両へ伝えておったところでございますけれども、このA Iシステムでは受付センターで受付した受付情報をコンピューターに入力し、コンピューターがリアルタイムで計算、配車計画を作成した後、走行している車両に随時情報を送信し、運行ルートの指示を行うシステムのことでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 予約について、予約コールセンター、携帯電話アプリとありますが、アプリの使用できる携帯電話70歳以上の町民の保有率はどれくらいか把握できているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 70歳以上でアプリが使用できる携帯電話をお使いの方の保有率につきましてはの御質問でございますけれども、町では保有率については把握はしておりません。デマン

ドバスの予約につきましては、予約コールセンターもしくは携帯電話アプリでございますので、お使いいただいている携帯電話や固定電話から予約コールセンターへ御連絡を頂き、御予約を頂ければと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 予約コールセンター自体はどこにあるのか。その場所で町内の急な道路事情の変化に対応できるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 予約コールセンターの設置場所につきましては、デマンドバス運行の委託を予定しておりますジェイアールバス関東株式会社小諸支店の中に設置する予定でございます。

コールセンターにおける運行エリアの急な道路事情の情報などにつきましては、車両を運行しておりますドライバーから情報をジェイアールバス関東株式会社のシステム等を通じて小諸支店内のコールセンターや他のドライバーへ情報共有されることとなっております。

なお、大雪などの状況確認におきましては、運行を委託しておりますジェイアールバス関東株式会社により、午前3時ごろ朝一番の路線バスの運行前に現地へ出向き、積雪状況等の確認を行い、道路状況等の情報共有を行っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） あと1か月を切っているわけなんですけれども、4月からの実証運行開始について、住民への周知について、どのように行われているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 住民の皆様への周知についての御質問でございますが、今月号の広報配布に併せてパンフレットを配布させていただきました。

また町ホームページやアプリ、ライブビジョン、音声放送や文字放送なども活用しながら周知を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 携帯電話アプリの使用方法についての説明は、誰が、どこで、いつ行うのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 携帯電話のアプリの使用方法についての御質問でございますが、パンフレットに記載してございますとおりでございますが、現時点ではシステムを構築中でございますので、予約サイトができ次第、ホームページを通して周知をしてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町内の行政サービスに関しましてもDX（デジタルトランスフォーメーション）が進められております。

スマートフォンは大変便利な道具ですが高機能のため使い方が理解できず困っている方も多いと

思います。

デジタルサービスが必要な人に届くよう、行政のサービスで利用するアプリについて、きめの細かい説明をして、住民の多くの方が快適にアプリを使用できる環境をつくることも大切な施策になると思います。

ホームページの掲載だけでなく、具体的に体験し、学べる機会をぜひ設けていただきたいと要望いたします。

次に、電話予約の方法について、具体的にどのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 電話予約の方法に関する御質問でございますけれども、受付センターへ御連絡いただき、お名前、住所、電話番号、お迎えの場所、目的地を伝えていただき、最後にお迎えの時間や目的地までに到着したい時間をお伝えいたします。受付が終了いたしますと、お迎えの時間をお伝えすることとなります。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 予約時にシルバーカーやベビーカーの予約も必要になるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） シルバーカーやベビーカーの車内持込みに関する御質問でございますが、車両の車内や後部スペースの空き状況によって持ち込みは可能でございます。お申し込みの際に、その旨をオペレーターにお伝えいただけますようお願いすることとなるかと思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） デマンドバスの料金の支払い方法は、どのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 料金の支払い方法についての御質問でございますけれども、料金につきましては、これまでどおり御利用の都度、現金でお支払いをお願いいたします。

なお、これまでの巡回バス同様に、バス券を事前に購入していただき、乗車していただくことも可能でございます。バス券は10枚つづりとなっておりますので、割引の対象になる皆様の場合につきましては、割引の内容が証明できる手帳などお持ちいただき、御購入をお願いしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） バス券でも支払いができるということですが、バス券の購入場所、購入方法についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） バス券を販売している場所でございますけれども、役場の庁舎、役場

の各支所、依田窪病院、やすらぎの湯、ふれあいの湯におきまして販売しておりますので、現金をお持ちいただき、御購入をお願いしたいと考えております。

なお、先ほどの御質問同様に、割引の対象となる皆様の場合につきましては、割引の内容が証明できる手帳などをお持ちいただき、購入をお願いしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町外からの利用者に向け、町外の交通機関との連絡時間の周知の方法についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町外利用者の皆様に向けました町外の交通機関との連絡時間の周知方法についての御質問でございます。

町外の利用者様に向けましたデマンドバス運行に関する周知方法につきましては、町のホームページや町内の各バス停にデマンドバス運行への変更についてお知らせをさせていただきます。

町外の交通機関との連絡時間の周知方法につきましては、デマンドバス運行へ変更することによりまして連絡時間の概念がございませんので、御利用いただく皆様がデマンドバス運行時間内の都合のよい時間で御予約いただければと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 町外からのデマンドバス利用者、特に観光客誘致の観点から観光協会、宿泊業者、商工会とどのような連携をとり、利用促進を促す計画を立てる考えがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） デマンドバスの利用促進に関する計画についての御質問でございますが、先ほどの御質問でもお答えさせていただきましたが、町外の利用者様に関しては、ホームページや町内の各バス停にデマンドバス運行のお知らせをさせていただく予定となっております。

観光客誘致の利用促進につきましては、町商工観光係を通じまして観光協会並びに商工会等へ周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） デマンドバス運行に関しまして最後の質問になりますが、デマンドバスの運行費用見込みと、オンデマンド運行に関する補助金について具体的な金額をお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） デマンドバスの運行費用の見込みと運行補助に関する質問でございますが、運行費用に関しましては、現在、運行中の巡回バス運行委託料の範囲内でデマンドバス運行へ移行できるよう、ジェイアールバス関東株式会社と協議をしておりますが、デマンドバス運行に伴い新たに発生するシステムライセンス料、車載タブレット使用料につきましては、町が新たに負担するものでございます。これらにより、令和6年度当初予算では6,140万円を計上をさせて

いただいております。

料金収入につきましては、これまでの巡回バス利用料100円が、デマンドバス運行に移行し300円となることから、令和6年度では令和5年度の3倍ほどの収入を見込むことができると予想しております。

令和5年度は決算が済んでいないため、令和4年度の決算額から予想しますと272万7,750円程度が見込まれます。

運行に関する補助金につきましては、現在、国からの各種補助金を受けるために必要な長和町地域公共交通計画を策定中でございます。この計画が策定され、国から承認を受けますと、各種補助金を申請することが可能となりますが、具体的な補助金額につきましては、算定する計画の内容やデマンドバスの運行内容や利用状況により対象が異なってくることから、具体的な補助金額は現時点では見込めませんが、車両の導入に関する補助金や運行経費に関する補助金及びシステムの導入費用に関する補助金などが考えられるところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 続きまして、長和町における少子化対策について質問したいと思います。

昨年、国から異次元の少子化対策が示されました。少子化の振興は、人口の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子供を持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼします。

時間的な猶予はありません。今こそ結婚、妊娠・出産、子育ての問題の重要性を社会全体として認識し、少子化という国民共通の困難に立ち向かう時期に来ていると言われていています。

少子化の背景には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事、育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての中の孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担の重さ、年齢や健康上の理由など、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が、複雑に絡み合っています。

少子化対策における基本的な目標として、一人でも多くの若い世代の結婚や出産の希望をかなえる希望出生率1.8の実現に向け、令和の時代にふさわしい環境を整備し、結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いの生き方を尊重しつつ、主観的な選択により希望する時期に結婚でき、かつ希望するタイミングで希望する数の子供を持てる社会をつくることが少子化対策の基本的な目標となっています。

基本的な考え方、新しい令和の時代にふさわしい少子化対策として、1、結婚、子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる。2、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える。3、地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進める。4、結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる。5、科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用すると上げられています。

この中の地域の実情に応じたきめ細やかな取組を進めるにあたり、地域によって少子化の状況は

大きく異なっており、その要因や課題にも地域差があります。

少子化対策を進めることは、地方創生の観点からも重要なことでもありますから、地方創生と連携した取組を進めることが必要となります。

さらに、女性や若者の地方への移住・定着を促進することは、将来にわたって活力ある地域社会を実現するために有効であることから、地域における女性や若者が活躍できる魅力的な雇用の創出や働きやすい環境の整備を促進しなければなりません。

少子化問題は、2030年代に入るまでが日本のラストチャンスと言われています。

長和町では、他の市町村に比べ早くから高校生までの医療費無料化、子育て応援給付金、高等学校通学費補助、給食費無償化等の子育て支援の施策が行われてきましたが、私は今回、長和町職員の働き方改革についてと、子育て世代の移住・定着について幾つか質問させていただきます。

まず初めに、国から異次元の少子化対策が示され、長和町としては新しい少子化対策をどのように打ち出すのか、町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和5年12月22日閣議決定となりました、お話しございました異次元の、次元の異なる少子化対策の実現に向けた子ども未来戦略の方針によりまして、町でも取組を行ってまいります。

主なものとしたしましては、既に実施しております伴走型相談支援や出産育児一時金の拡充、今後の取組としたしましては、産後ケア及び児童手当の拡充、2歳児までのこども誰でも通園制度の導入などでございます。

また、来年度改正される保育士の配置基準につきましては、現在も改正配置基準より充実した保育士の配置を行っておるところでございます。

長野県が来年度計画をしております3歳未満児の多子世帯等保育料の減免支援拡充や子ども・子育て応援市町村交付金による子育て政策の実現は、先行した取組を行っており、現行の小学校3年生から中学3年生までの子ども医療費の助成拡大につきましても、既に町では18歳までの医療費完全無料化を行うなど、切れ目のない手厚い子育て支援に力を入れております。

異次元の政策の事業内容が示されておらないものもありますので、今後の国や県の動向に注視し、移住・定住の促進や町の活性化、子ども・子育て世帯のニーズに即した子育て支援の充実など、少子化対策に有能な施策に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 本来ですと、全ての企業で抜本的な改革をしなければならない働き方改革の中で、町の職員の正規職員の雇用の拡大、男女ともに育児のための正規短時間労働について町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 御質問の働き方改革につきましては、労働者がそれぞれの需要に応じた

多様な働き方を選択できる社会の実現を目的としているものと認識をしております。

正規職員の雇用の拡大につきましては、令和6年4月の採用予定者から新規卒業者だけではなく、社会人経験者を対象とした募集も行い、年齢枠を広げて雇用の拡大を図っております。

しかしながら、募集をかけてもなかなか応募が少ない現状があり、時間なども含めての、期間などを含めての募集方法の検討が必要であるというふうに考えております。

また正規短期間労働につきましては、育児や介護をしている職員が仕事との両立ができるように、労働時間を短縮して働くことのできる制度であり、短時間勤務の導入により、育児や介護ができる時間を増えるためワーク・ライフ・バランスを取りやすくなると考えております。

育児のための短時間労働につきましては、部分休業の申請を行うことによりまして、給料額などの減額となりますが、小学校就学まで短時間労働とすることができ、この制度を活用して短時間勤務を行っている正規職員もごございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 現在の町の職員の育児休暇の取得率は、母親、父親、それぞれどのような割合になっているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 育児休業の取得率についてでございますけれども、母親につきましては100%、父親につきましては0%となっております。

令和5年6月13日、閣議決定されました、こども未来戦略方針では、国際的に見ても低水準にある夫の家事、育児関連時間を増やし、共働き・共育てを定着させていくための第一歩が男性の育児の取得促進であります。

男性育休は、当たり前となる社会の実現に向けての官民一体となって取り組む。このため、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化されておりますので、当町におきましても、男性の育児休業の取得促進が課題となっておりますのでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 少子化対策の中で、長和町としては、子育て世代の積極的な受け入れが必要だと感じますが、働く場所がなければ受け入れることができません。産業振興の面から、どのような対策を打ち出すのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 雇用の場に関する御質問でございますが、令和5年12月現在の上田地域の有効求人倍率は1.45倍と依然高い水準を維持しております。各企業は、超人手不足の現在、新卒者をどのように獲得するか、様々な努力をしているところでございます。

町は、上田職業安定協会へ参画し、ハローワーク上田と連携し、この地域で働きたい若者などの人材と、地域企業を結ぶ事業を実施しております。

加えまして、長和町商工会と連携し、地方創生事業として町内企業の紹介を商工会のホームページ

ジを活用し、魅力発信をしているところでございます。

また、企業誘致の推進を図るとともに、既存企業が町内にとどまり事業展開ができるよう、地域未来投資促進法などの国の制度を活用しながら対策を講じているところでございます。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 移住者の受入れ、定着について、農業従事者としての受入れについて町の考えをお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 町の基幹産業である農業に移住者が携わっていただけることは、農業振興のみならず農地の多面的機能の増進や景観の保全、地域の生活環境の維持や活力の向上・創出にもつながるものと考えております。

受入れに当たっては、就農意欲はもとより、農地の確保や資機材の調達、就農計画に基づいて実践的な栽培技術の習得や資金面の確保等に加え、生活面での支援についても、関係機関と連携を図りながら、きめ細やかな配慮が必要であると認識しております。

町では、都市部からの人材を積極的に受け入れ、新しい発想や創造により農業振興につながる取組を推進するため、令和6年度に、信州・長和町地域おこし協力隊として任用するための募集をしたところでございます。

当町に定住・定着し、信州うえだファームでの研修を主とした農作業等への従事や農業者との交流を通して就農するために必要な生産・栽培技術や経営ノウハウなどを習得していただくとともに、任期終了後は農業で自立され、地域の担い手として活躍されることが期待されますので、こうした施策を通じて、引き続き効果的な取組を展開してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 地球温暖化対策の一環としても長和町の森林資源の管理・育成は絶対に必要なことだと考えますが、少子化対策、移住者の定着という観点から新しい雇用の創出について考えることはできないのか。

また、森林組合の職員について、長和町への移住希望者とのマッチング等ができないのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町は、御承知のとおり全体面積の87%を山林が占める町でありますので、森林資源の管理・育成は必要不可欠な状況でございます。

その状況の中で、雇用の創出とのことでございますが、現在、長和町内の林業事業者は個人1社、1組合の状況であり、1組合は信州上小森林組合依田窪支所でございます。

信州上小森林組合では、林業従事者の確保に非常に苦慮されており、募集しても応募がなく、人材不足の状況が続いているとのことでございます。

信州上小森林組合が、林業従事者を確保していくことが、少子化対策や移住者の定着につながる

のではないかと考えております。

なお、新規従事者の確保については、信州上小森林組合が行っている状況であり、町ができることとすれば、新規従事者確保のための支援や補助ではないかと考えております。

新規職員の基礎技術研修や資格取得などにはかなりの費用が必要であるとお聞きしております。今後、信州上小森林組合と協議し、町単独では難しい面もありますので、上小地域が一体となって信州上小森林組合へ新規従事者の確保の支援や補助ができる体制づくりを検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） すみません、一つ質問を飛ばさせていただきます。

次に、コロナ禍を経験し、長和町に移住して、在宅にてリモートワークを行っている移住者の経験談などから、新しい働き方の提案、移住者の募集などの事業を考えることはできないのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） コロナ禍において、テレワーク・リモートワークが推進され、在宅にてフリーランスで仕事をする方などが増えてきた中で、長和町へ移住された方や、中には企業に在籍しながら在宅勤務をしていた方も見受けられました。

この傾向は、新しい働き方の提案、移住者の募集などの事業として今後も推進できる要素を持っていると考えられます。

今年度より、信州・長和町観光協会において、第2のふるさとプロジェクト事業に取り組んでいます。この事業は、長和町を知ってもらい、交流人口の増加や、移住・定住を推進するものでございます。家族で長和町に中長期で滞在していただき、仕事はテレワークで行っていただくという事業であり、長和町を第2のふるさととして検討していただき、将来的に移住につながればと考えているものでございます。

こうした事業を来年度以降も積極的に計画、実施してまいりたいと考えてございます。

一方で、コロナ禍が落ち着いたことにより、再び首都圏一極集中になるのではないかとといった話もある中で、実際に移住した方からのお話や経験などを参考に、町の魅力発信ができるような施策を移住担当係及び関係機関と連携し取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 荻野議員。

○3番（荻野友一君） 少子化対策は、県も市町村も現在の地方自治が存続できるかどうかの瀬戸際に立っている問題だと考えます。また、未来の長和町がどのような形で存続するのか、今考えなければならない大きな問題でもあります。

先送りにすることなく、具体的な目標と施策を行わなければ希望する未来は訪れないことになるでしょう。ぜひ行政主導により官民協働で考え、計画し、実行する組織をつくっていただきたいと思っております。このことを要望し、私の一般質問を終わりにします。

○議長（森田公明君） 以上で、3番、荻野友一議員の一般質問を終結いたします。

ここで2時30分まで休憩いたします。

休 憩 午後 2時18分

---

再 開 午後 2時30分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

6番、羽田公夫議員の一般質問を許します。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 議長の許可を頂きましたので、これより一般質問をさせていただきます。

なお、質問書を提出してから今日まで時間がありましたので、何回か見直しをするうちに内容の筋には変わりありませんけれども、ところどころ加除修正といえますか、なかったり、あったりということがありますので、事前にお断りしておきます。

本日の質問内容は、大きく2つ上げてあります。

1つ目は能登半島地震の災害状況から学ぶ、として上下水道の問題、木造住宅の耐震化の問題、ボランティア活動について、自主防災組織について、2つ目は中学校部活動の地域移行についてであります。

なお、地震関係の質問につきましては、午前中に渡辺議員と原田議員も取り上げており、重なる部分もありますが、質問する内容は多少違いますので、このまま進めていきたいと思っております。

今回の一般質問に入る前に地震関係を題材に取り上げるにつき、けがをされた方々にお見舞いを申し上げます。また、亡くなられた方々には、お悔やみを申し上げたいと思っております。

質問に入ります。令和6年も明けたばかり、新年を里帰りして両親の元、家族そろって祝っていた元旦から、能登半島一帯を最大震度7の大地震が襲いました。倒れた家屋から出火、さらに追い打ちをかけるように山崩れ、津波と、まさに災害のオンパレード状態で、悲惨な現実を住民に押しつけてきました。現地発の報道を見て悲しくなるばかりです。

そんな悲惨な画面を見ながら、今回の地震はいろいろな場面で考えさせられ、参考になる場面が随所に見られ、自分なりに考えて安心して暮らせる長和町を目指して、いろいろな角度から検証してみたいと思った次第であります。

我が長和町の防災といえば、今までは風水害が中心で対応が考えられてきたように思います。今回は地震であります。幸いなことに長和町の直下を横切っているような活断層はなく、安定した地盤の上に位置しています。しかし、長和町も和田峠を一つ越えると、国内でも最大級の糸魚川—静岡構造線断層帯が走っていて、これが震源となると、本町も最大震度7程度の揺れが想定されていて、他人事ではなくなります。

そんなことを考え、能登半島地震を長和町に重ねながら、心配される点について一般質問をさせていただきます。

最初は、上下水道についてであります。

生活インフラの中で、水については第一に注目がいくものと思います。現地報道の中にも、地震で止まってしまった水道の代わりにペットボトルの配給や、自衛隊、他市町村からの救援の救水車が活躍している姿が映し出されますが、我が長和町であればどうであろうかということで質問に入りますが、我が長和町も全長約230キロメートルの上水道完備で水のおいしい長和町と言われていますが、現在使われている水道管のパイプとつなぎは耐震化されているのか、また、水道管はどのぐらいの深さに設置してあるのか、その深さは何を基準にしているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 令和6年能登半島地震に伴っての長和町に布設されている水道管についての御質問でございますが、今回の大地震は、電気・上下水道・道路等の能登地域全てインフラが甚大な被害を受けており、その被害を把握するまでにも時間がかかっていました。

その中で生活に必要な水道が出ない中での避難生活を送られていた被災された方々は本当に大変な思いをされていたことだと考えております。

さて、長和町の水道管は、ただいま議員がおっしゃるとおり、管の種類や大きさは異なりますが、お話ございましたように約230キロメートルと人口の割には長く維持管理も大変でございます。

和田地区では、耐震化の水道管も布設してある箇所がありますが、まだまだ対応は十分とは言えません。詳細につきましては、この後、担当課長より説明をさせますのでよろしくお願いたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 水道管の耐震化についてでございますが、水道管布設全長約230キロメートルの耐震化が進んでいる管は約31キロでございます。そのほかの管は耐用年数がありますが、耐用年数を過ぎている管も現在では約40キロメートルあり、年数がたてば、その数字も増加してまいります。

次に、水道管の設置されている深さと基準についてでございますが、管の上から土かぶり、おおむね100センチから125センチの深さに布設してあります。その基準は、厚生労働省から示されている水道施設設計指針により決められております。

例えば、公道に管を布設する場合は、道路法及び関係法令によるものとともに、道路管理者との協議によって決まります。国道などの交通量が多く、大型車と通行する場所では125センチでの布設となっております。また、公道以外に管を布設する場合は、当該管理者の使用承認を受けることになっております。おおむね100センチ程度に布設されております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。

町が作成しました長和町国土強靱化地域計画によりますと、水道水を安定的に供給するために、水道施設の耐震化を促進するとあります。国平均の耐震化率は4割未満です。国は、令和10年度

までに平均を60%まで上げたいようですが、長和町の現在は何%で、目標はどのぐらいに設定しているのか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 長和町の現在の耐震化率と目標設定についての御質問でございますが、現在の耐震化率は13.2%でございます。目標設定につきましては、今後の計画で徐々に古い管から布設替えをしてまいります。工事費も大きいため、計画ではこれから40年後までには合計75ミリまでの管は耐震化されたものに替えていく予定でございます。

その計画では、令和45年で耐震化率は69.45%になります。ただし、この計画は料金改定も併せて進めていかなければ事業費が算出できない状況にあるため、利用者の負担も増えることが前提にあります。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。

被災地では、水が供給されないために水洗トイレが使えずに、その対応に苦勞しているようです。長和町では、待ったなしのこの問題にどのように対応していくのか、また青木村からし尿等を受け入れています、その問題も併せてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 災害発生時に下水道処理場及び下水道管が被災した場合には、下水道施設のごく一部の被災であれば、バキュームカーでくみ取るといった対応で済む場合もあるかと思いますが、能登半島地震のような大規模で被災した場合は、処理場及び管渠全体の被災状況の調査をしてから復旧工事を行うといった流れになるかと思えます。

復旧までには、相当な職員数と時間を要すると考えられますので、長野県や周囲市町村へ応援を依頼し、工事業者への協力も仰ぎながら一日も早い復旧を目指すこととなります。

また、町では主要広域避難施設にマンホールトイレ各1基を備蓄してありますので、トイレ施設使用不可の場合には速やかに設置し、トイレを利用することのできるよう対応いたします。

そのほか、長野県等関係機関とも連携し、仮設トイレを必要な場所に設置することを想定しています。

青木村と共同で行っている長和町汚泥再生処理センターの運営につきましては、町民課長より答弁を申し上げます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から、青木村と共同で行っております長和町汚泥再生処理センターの運営について答弁をさせていただきます。

甚大な自然災害により施設の機能が麻痺をいたしますと、町はもちろんのこと、青木村からのし尿や浄化槽汚泥の搬入ができなくなり、利用者の皆様や収集運搬業の皆様に御迷惑をおかけすることになりますので、災害規模・施設の被災状況によりますが、青木村と管理運営を委託している業

者等と連携をとり、施設の復旧に努める所存でございます。

また、町では、有事の際の応援要請といたしまして、平成24年8月に、長野県環境整備事業協同組合と「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」を締結し、また、長野県は、市町村からし尿の収集運搬、下水道管断裂に伴う汚水のバイパス輸送について支援要請を受けた場合や、緊急対応が必要と認められる場合は、当該市町村に通知した上で、災害時等の資料等の収集運搬に関する協定に基づきまして、長野県環境整備事業協同組合に支援の要請をする協定を平成20年3月に締結としたところでございます。

よって、今、答弁をさせていただいた内容等で有事の際は対応するようになるかと思いますが、今後、能登半島地震における同様な事業に対する対応も確認をしながら、当町においても必要な対応を検討し、長和町汚泥再生処理センターの運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 災害時において一番の心配点は、処理場までの間で下水管の断裂ではないかと思えます。上下水道の復旧は時間がかかりますが、一体化して考え、素早い対応しかないものと思えます。一刻も早く、安心して水が使える環境をお願いして、次の質問に移ります。

木造家屋の耐震化について。

「犠牲者9割が家屋倒壊で」という痛々しい見出しの新聞報道にショックを受けました。副見出しには、「古い木造多く、高齢化で耐震工事進まず」とあります。

家屋倒壊で多くの圧死や窒息死と見られ、被害の大きい地域は高齢化率が高く、古い木造家屋も多く、資金難などで耐震工事が進まない。倒壊したのは旧耐震基準で建てられた住宅が多く、耐震化率を高めるためにどのような施策を出せるか、国や市町と考えていきたいとの談話が掲載されました。

以上の現実、大都会以外ではどこも同じ悩みではないかと思えます。もちろん、長和町でも避けて通れない現実ではあると思えます。

町発行のハザードマップを開いてみると、78ページに、地震に備えて住宅の耐震化強化をしようと、いろいろな手続が載っています。役場で聞いてみますと、最高100万円の補助が出ることが分かりました。

県でも耐震化に向けて補助金を考えているようですが、高額な修理費を用意しても、自分の代で終わりと考えてしまう高齢者には、自宅の耐震化に決断が鈍ってしまうのも事実ではないかと思われま。

質問です。市町村では補助金が100万から150万ほど出ているという話もありますが、長和町として耐震化してよかったと喜ばれる補助金を上乗せして出せないか、お尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 羽田議員の御質問にありますとおり、今年元日に発生した能登半島地震において、犠牲者の多くの方は高齢者の方で、倒壊した住宅の下敷きになったとの報道がされてお

ります。

震度6強を観測した石川県の珠洲市は、古い木造住宅が多く、倒壊家屋が折り重なり、壊滅的な状態であったとのことをごさいます。

珠洲市の耐震化率は、平成30年度末で約51%であり、また甚大な被害があった輪島市の耐震化率は約45%であったと報道をされております。

長和町の耐震化率は、令和3年4月現在で73%でございますけれども、能登地域に比べて耐震化率が高いからよいということではなく、さらに耐震化率が高まるよう努めていくとともに、改めて災害に対しての備えを万全にしていかななくてはならないと認識をしておるところでございます。

耐震化改修の補助金に関しては、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 耐震改修に関する御質問でございますが、町は国県の制度を活用し、長和町木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱を設置してございます。これは、昭和56年5月30日以前建ての旧建築基準法に基づき建築された住宅等に対し、長和町木造住宅避難施設耐震診断事業実施要綱に基づき、専門家により精密診断され、標点1.0未満（やや危険・危険がある）と診断された住宅等に対し、耐震改修対象経費の2分の1以内、上限100万円の補助金を交付するものでございます。

今まで精密診断を行った方はいましたが、現状住んでいるのに支障がない、新築を検討したいなど、耐震改修が進まない状況でございます。

御質問の町独自の補助金上乗せにつきましては、このほど長野県より補助金の上乗せを行うとのことのお知らせがあり、今後、各市町村宛てに県の対応について説明があると連絡を頂いている状況でございます。

町といたしましても、改めて制度の周知等を行い、国県の状況を見ながら研究・検討をしてみたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 再質問でお願いしたいと思います。

県でも耐震化の補助金に関して、上乗せという問題について検討されているという様子であります。

ただいまの答弁や新聞報道でありましたが、現在、県ではどこまで話が煮詰まっているのか、分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 報道等によりますと、県は50万円上乗せするという報道がされております。詳細につきましては、今月の15日の日に長野県のほうから説明会を開催するお聞きしておりますので、その状況を踏まえまして、町民の皆様にも周知等を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。

長和町では、耐震化の補助金の対象になる昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅が何件くらいあるのか。町の実態とその取組についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 長和町耐震改修促進計画を5年ごとに策定してございます。これに基づき、令和3年4月現在、約2,000戸が昭和56年5月31日以前建ての建築物として推計されております。

次期計画を令和6年度中に策定する必要もあることから、今後、固定資産台帳など詳細な資料を把握するなど、町の現状を把握し、計画策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 当該家屋の住民が安心して暮らせるよう、耐震化診断までは無料なので、さらに一歩進み、積極的に受けられる環境づくりに努力をお願いして、次の質問に移ります。

ボランティア団体の育成についてであります。

能登半島地震が発生し、被害状況がマスコミで報道されると、全国各地からボランティア活動の問合せが石川県に殺到しました。交通網が寸断されている現地が大混乱に陥った様子も報道されています。秩序を取り戻す必要から、ボランティア活動の現地入りは控えるよう石川県知事が異例の待機要請をする姿もありました。

日本において、ボランティア活動が広く国民に認知されたのは、阪神・淡路大震災のときからで、ボランティア活動は日本の災害の当たり前の姿として定着してきました。

そして、ボランティア活動に参加している人たちが口にするのは、以前の災害で助けられたありがたさをお返ししたい気持ちで参加したと異口同音に言われます。

今は、素晴らしい行為として、国民に認識されるようになりました。日本は災害列島でもあり、そこに住む日本人にはお互いさまという精神が流れています。

災害が比較的少ない長和町にあっても、またいつ災害に対処しなければいけない場面が生じてくるかもしれません。そのときは、全国から長和町へボランティア活動で駆けつけてくれる姿が思い浮かびますが、そのときのためにも、町内から希望者を募り、ボランティア団体を養成してみてもどうでしょうか。ちょっとした補修や修理等、さらに重機の免許があれば、現地で重機の作業も等々、考えれば切りがありませんが、災害の多い日本にとっては、これから必ず必要性が高まる分野だと思います。

そこで質問です。長和町強靱化計画には社協がボランティア活動の受入先に明記されていますが、多くのボランティアを受け入れるためにも、上記の理念の下、スキルの高いボランティア団体をつくり、育成していくことは可能かお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 台風等によります風水害や地震、津波などの災害が発生した場合、被災地では災害ボランティアによる支援活動が大きな力を発揮し、ボランティア活動が果たす大きな役割の一つとなっております。

大きな災害の場合、全国社会福祉協議会がその役割を担い、窓口になるわけですが、当町の社会福祉協議会におきましても、令和3年11月から災害ボランティア事前登録制度の取組を開始しておるところでございます。

ボランティアの内容については、1つ目として、現地で活動を行う実働ボランティアでございます。作業内容につきましては、泥出し、瓦礫の撤去、家財道具の運び出し等を行い、危険な現地での活動は行いません。

2つ目といたしまして、災害ボランティアの運営スタッフとしての活動でございます。作業内容については、ボランティアの受付、町外ボランティアへの道案内、困り事への掘り起こし等でございます。

これらを目的といたしまして募集を始め、令和6年1月31日現在、登録者は27名の方に登録を頂き、長野県社会福祉協議会まちづくりボランティアセンターから、実際の被災地での活動経験がある講師を招いて、災害ボランティア登録者の皆さん等を対象に年4回の研修を行っておるところでございます。

研修を進める中で、災害が発生した場合の災害ボランティアセンターの立ち上げや運営につきまして非常に重要性が高いことが共通の認識として理解できたため、登録いただいております災害ボランティアの皆さんには、町が被災した場合のボランティアセンターの運営にかかっている方向で進めてまいりたいと社協では考えているとのことでございます。

また、社協の職員は、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練などに参加もしておりますし、今年1月にございました能登半島地震では、登録されている災害ボランティアの皆さんの中でも実働ボランティアとして被災地に入って活動されておられる方もおります。

町社協も県社協と連絡を密にし、職員1名を石川県七尾市へ派遣した経過もございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 再質問お願いしたいと思います。

答弁をお聞きしていて、既に登録者27名ものボランティアがいらっしゃるということに、関係機関の皆様の御努力に対し敬意と拍手を送りたいと思います。

体験や研修を積み、防災意識を持たれた方々が町民の中に増えれば増えるほど災害に強い町ということになるのではないのでしょうか。

できることならば、ボランティア登録の方々をさらに増やす方向で取り組めないかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） この事業につきましては、町の社会福祉協議会で主体となっております。

して、実施しております事業でございます。

ボランティア元年と言われております阪神・淡路大震災では、137万人ものボランティアの皆さんが活動・活躍されたことが進化し、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを運営する現在のような協働型の災害ボランティアセンターが整ってきたのかなと思っているところでございます。

町としても、このような社会福祉協議会の取組に対しまして積極的な協力・応援、そして、支援もしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。自主防災組織の活性化についてであります。

私の今住んでいる区にも自主防災組織があります。町からのお誘いもあり、つくられたようですが、毎年、役員名簿は提出していますが、1年交代の区長が組織の会長を兼務しています。形はあるが、1年交代で過ぎてしまいます。このような区や自治会もほかにもあるのではないのでしょうか。

個人的にはもらえる補助金もあるのに使わない。せめて役員だけでも集まって、顔合わせや区内の高齢者の実情を話し合い、情報交換でもしてみてもいいと思いますが、動く気配はありません。

今、能登半島地震のクラスの地震が長和町を襲ったらどうなるか。自助はよいが、共助を飛ばして、いきなり公助へ行ってしまうようであります。あれがない、これが欲しいと、他人頼みの動けない高齢者になってしまいそうな気がします。

組織をつくったなら、それがひとり立ちできるまで支え、指導をしていかなければいけないのではなかったか、解散するのは簡単ですが、せっかくできた組織を解散などしたら、二度とはできることはないだろうと思います。

同じように、この組織が幾つもあるとしたら集めて、年1回でも会長会を開き、研修の場をつくる。そこには、組織の必要性から組織の存続のための行動マニュアルを学び、区民にも必要性を浸透させていければよいと思います。

防災担当者も地区へ入り、積極的な支援に徹し、その熱意が区の役員に伝われば、一步成功というレベルであると思います。

何としても二度とつくることのできない自主防災組織を潰すわけにはいかないと思います。

そこで質問です。自主防災組織はいつ来るか分からないための防災組織ではあるが、万が一のためにも、ぜひとも残しておかなければいけない組織であると思います。安心して暮らせるコミュニティづくりに、町として自主防災組織を立ち直すために、最大限の支援・協力をしてもらえるかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 災害対策基本法におきましては、災害が発生した場合、市町村は住民に最も身近な行政主体として、市町村の有する全ての機能を十分に発揮して災害対応・対策に当たる

こととなり、自主防災組織は市町村と協力して災害応急対策を行うこととなっております。

一たび大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐためには、国や県、市町村の対応、これは公助だけでは限界があり、早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身を自分の努力によって守る自助とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むこと、いわゆる共助、これが必要であると言われ、この自助・共助・公助が有機的につながることにより、被害の軽減を図ることができるとされております。

また、自主防災組織とは、自分たちの地域は自分たちで守る、こういう自覚、連帯感に基づきまして、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し軽減するための活動を行う組織であり、災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法において、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織として、市町村が努めなければならない旨、規定がされております。

したがって、自主防災組織の役割は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し、被害の拡大防止と最小限に抑えるため、日頃から地域内の安全点検や、住民への防災知識の普及、啓発、防災訓練の実施など、地震被害に対する備えを行い、また実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、あるいは情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に大きな役割があると同時に、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等、地域単位の自主的防災活動も求められますので、組織の課題と言われております防災活動に対する意識不足や役員の高齢化などにも対応できるような、一人でも多くの住民が防災への関心を持てるよう、地域とともに安心・安全な暮らしを守ることができるよう、組織づくりや育成に向けて関係する消防機関などとも連携をし、協力体制を深めながら鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それぞれ今お話ございました、区長が1年交代とか、そういったような問題につきましては、その地域でしっかりと引継ぎをしていただいて、そういう意識をつないでいただければというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 再質問をお願いいたします。

私の質問と町長の答弁も、自主防災組織の必要性は必要であるということは述べていますが、災害を前にして風前のともしび状態の現在の自主防災組織の維持・活性化については、鋭意取り組んでいきたいとの答弁で、議論がかみ合っていないようです。

端的に質問いたします。自主防災組織の立て直しのため、町が積極的に直接支援の立場で動いてもらえるかという1点についてお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 自主防災組織を立ち上げて動かない区への支援をどうする考えがあるかということでございますけれども、先ほど来、出てございますが、要因といたしましては、役

員の任期や地域の高齢化、そして、地域リーダーの不足などによるものがあるのではないかと考えるところでございます。

自主防災につきましては、組織の設立について地域に説明をし、文字どおり自主的に組織されたものであると認識しておるところでございます。

自主防災活動に関しましては、活動に対する助成もありますので、ぜひとも御活用いただければとも思っております。

また、午前中の渡辺議員の御質問の際にもお答えしたところでございますが、災害の際におきましても、最も重要になることについては、やはり自助であり共助ではないかというふうに考えておるところでございます。

これらを地域コミュニティと併せて成長させ、そしてまた、進化させながらしっかり構築させていかなければなりません。

したがって、研修会の開催などしっかり案内するとともに、実施する中で自主防災組織について少しでも、そして少しずつでも、地域の皆様が防災・減災に対する意識レベルを上げることができるように、町としても積極的に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今の答弁で前よりは前進したのではないかと思いますけれども、期待して見ていきたいと思っております。

次の質問に移ります。文化財の保護についてであります。

今回、能登半島において失われたものの中に、神社仏閣が倒壊したり、人々の心を癒やすモニュメント等が壊れたり、文化的地場産業の漆器が大打撃を受けたりと、心を癒したり、なりわいの元になる伝統産業が壊されています。

これらも再建し、元に戻るまでは多くの人々の計り知れない苦勞と時間がかかると思いますが、容易なことではないということだけは分かります。

長和町には、国宝や重要文化財と呼べるものはありませんが、町の宝と呼べる歴史的な遺産があります。

質問です。今までに残すべき価値あるものとして、改修の際、補助金が出ている建物等は幾つあって、その保存状態の状況はどのようになっているのか、耐震補強はされているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 本年の元日に発生した石川県能登地方を震源とする令和6年能登半島地震により、被災地ではいまだに続く余震と寒さの中、不安が募る状況が続いておりますが、皆様の安全と一日も早い復興をお祈りをいたします。

また、当町におきましても、職員が交代で、長野県チームの一員として災害ボランティアに派遣を行っておりますが、被災地の救済と被災地の復興支援のために尽力されている方々に深く敬意を

表します。

さて、能登地区をはじめ石川、富山県の各地で、文化財にも大きな被害をもたらしました。被災地では、人命救助、生活再建が進められる一方で、この文化財復旧に向けた動きも出始めているというふうに情報で聞いております。

当町におきましても、今お話ございましたけれども、貴重な文化財、そしてまた、歴史的な建造物が数多くあり、災害に対する備えを再認識しているところでございます。

町の文化財の状況につきましての詳細は、担当課長から答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 町の歴史的建造物に関する御質問でございますが、平成17年の町村合併以降の数字となりますが、町から補助金を交付して修理した歴史的建造物は24件ございまして、国から補助金、交付金を受け修理を行った町所有の歴史的建造物が3件ございます。

保存状態は、所有者や管理団体によって比較的良好な状態に保たれているものの、経年劣化によりまして屋根等の修理が必要な物件もございます。

また、補強などが必要と思われる物件におきましては、状況に応じて耐震診断を行った上で耐震整備を施してまいりたいと考えております。

ちなみに、合併以降、耐震補強が施されました施設は、平成27年度に改修整備を行いました長久保、丸木屋のみでございます。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 1件のみということで、ちょっと心細い感じではありますが、質問です。耐震補強がなされていない古い建造物は、追加の作業が必要になるのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 当町の歴史的建造物は、建築基準法が適用される以前に建てられたものでございますので、建築基準法から除外される建物となっておりますが、不特定多数の人が集まる施設でございますので、管理の中で常に建物の状況を確認・把握をして、安全確保に努め、国庫補助事業を活用し、必要に応じて耐震対策を行ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 個人所有の文化的価値のあるものは、誰が管理して、どのような状態で保管されているのか、教育委員会ではそれらの情報をどこで把握されているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 指定文化財についてでございますが、所有者や管理団体が日頃の維持管理を行い、所有者の変更や物件の滅失、既存等があれば、教育委員会へ届け出るようになっております。指定文化財の建造物は、消防署の立入検査や消防施設の設置、文化財パトロール等で情報を得ております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 今まで苦しい町の財政の中、長年にわたり、文化的建造物の改修・保存に町が先頭に立って努力してきました。予算が足りないわけですので、使途限定のふるさと納税やクラウドファンディング等で町内外へ呼びかけてはどうでしょうか。やってみる価値はあるのではないかと思います。

次に、中学校部活動の地域移行についてであります。

県教育委員会では、部活動の地域移行について1月末に発表しました。内容は、より具体化が進んだ内容になっていて、基本方針は5つあります。1番は、全て地域クラブに移行する。2、休日の部活は2026年末を目途に移行する。3つ目に、平日の部活はできるところから移行し、25年度までに状況を検証して改めて方針を示す。4つ目に、県教委は市町村の指導者確保などに協力する。5つ目に、県教委は複数市町村の連携による地域クラブ設立を支援するの、5点がはっきり示されました。

部活動は、いずれ学校から離れ地域に移行してまいりますけれども、部活動をしたいと考えたら、自校だけでチームが組める地域クラブへ加入するか、地域クラブで加入して、他校の生徒と共にペアやチームを組んで部活動を楽しむかの選択になってくるものと思います。いずれにしても、地域クラブへの加入は、経費がかかり、送迎の問題も出て、保護者負担の増は避けられません。

質問に移ります。

南部中で単独チームが組める場合には、地元クラブへ町教委として指導者の派遣、優先的に町内施設の確保等の協力についてどのように考えているかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 中学校の部活の地域移行については、先月に長野県内の中学、それから高校教職員有志による部活動を考える組合から、部活動が長時間勤務の一因となっているとし、長野県教育委員会に改善を求める会見が県庁で行われて、改めて教職員の苛酷な労働環境が浮き彫りになり、私も非常に憂慮おるところでございます。

昨年度全国町村会として、国に対する重点要望事項の中で、中学校で行われる休日の部活動の地域移行については、拙速に進めることがないよう、町村の意見を十分踏まえるとともに、部活動指導員確保に係る人的、財政的な支援を拡充することを強く申入れを行わせていただきました。

その後、国におきましては支援策として、地域クラブ活動への移行に向けた実証事業、それから中学校における部活動指導員の配置支援、新たなスポーツ環境の構築等への補助金を創設したものの、都道府県、指定都市に向けた内容が多く、小規模町村にはハードルが高く、地域に沿った支援策とは言えません。

また、指導員確保に関わる報酬等の支援も示されておらず、この施策が本当に少子化の中、将来にわたり、我が国の子供たちがスポーツに継続的に親しむことができる機会の確保に結びついていくのか、懸念をしているところでございます。

この件に関しましては、今後も国及び県に対して、引き続き意見を述べていきたいというふうに

考えております。地域移行に関する現在の状況につきましては、担当課長より御答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 地元クラブへ町教委として、指導者の派遣、優先的な町内施設の確保等の協力に関する教育委員会の考え方についてという御質問でございますが、まず、依田窪南部中学校の運動部の活動の状況について御説明をさせていただきます。

まず、野球部でございますが、丸子中学校と合同で部活動を行っております。平日はそれぞれで、休日は主に依田窪南部中学校で部活を行っております。

次に、サッカー部でございますが、丸子中学校と丸子北中学校と合同で行っております。平日はそれぞれで、休日は主に丸子中学校で部活動を行っております。

次に、女子バレーボール部でございますが、丸子中学校と合同で部活動を行っております。平日は主に金曜日に依田窪南部中学校で合同練習、休日は主に依田窪南部中学校で部活を行っております。

次に、女子バスケットボール部でございますが、丸子中学校と部活動を行っております。平日は、行かれるときに丸子中学校で、休日は土曜日に丸子中学校で部活動を行っております。

このことから、依田窪南部中学校の部活動は、将来的にも丸子中学校、丸子北中学校と合同で行っていく状況がうかがえます。

続きまして、長和スポーツクラブに部活動の地域移行に対しまして受入れ可能であるかどうか、アンケート調査を今年度行いました。

結果を申し上げますと、野球クラブ、サッカークラブ共に、受入れ、指導者の派遣共に可能という回答でございました。

次に、バレーボールクラブでございますが、中学生に指導できる指導者がいないとのことでありまして、受入れ、派遣共に不可能という回答でございました。

次に、バスケットボールクラブでございますが、こちらは既に地域移行について、中学校の顧問と具体的に話し合いを進めている段階という回答でございました。

次に、エントリー部である柔道、剣道でございますが、長和スポーツクラブでも活動をしながら、中体連の大会に出場をしている状況でございます。

そのほか、部活動にはございませんが、空手、合気道クラブは共に受入れ可能という回答を頂きました。

スポーツクラブのアンケートの結果から、地域移行につきましては、バレーボール以外は受入れ可能であるということが分かりました。

このことから、単独チームを想定した場合の指導者の派遣につきましては、長和スポーツクラブからの派遣及び受入れが可能であると考えております。

次に、優先的に施設の部活動に確保することにつきましては、夏などは県外からの合宿の受入れ

など、町内宿泊業者との兼ね合いもございますので、基本的には学校施設をお使いいただくことになると思いますが、土日に利用をする場合は、長和スポーツクラブの練習と併せて調整可能であると考えております。

なお、文化芸術関係でございますが、吹奏楽部、美術部、パソコン部が活動しております。吹奏楽部におきましては、現在、地域の皆様のボランティアによる指導もいただいておりますが、美術部、パソコン部と併せて指導者の確保について検討をしております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 次の質問に移ります。

指導者への謝金や会場使用料、大会参加費等について、町教委としては、どのような資金面で助成していく考えを持たれているのかお尋ねいたします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 指導者への報酬、大会参加費につきましては、財政的な状況から、町の一般会計予算だけの負担は厳しく、今後の国や県の補助金などの状況もございますが、活動費として個人の負担は避けられないものと考えております。

施設使用料につきましては、基本的には部活動は学校施設を使用させていただきたいと考えておりますが、町内体育施設を使う場合には、部活動ということでございますので、減免措置を取らせていただきます。

また、美術部は町の施設の利用は可能だと思いますが、吹奏楽部やパソコン部は学校施設以外での活動は難しいと認識をしております。

○議長（森田公明君） 羽田議員。

○6番（羽田公夫君） 私、個人的には、このまま進めば学校での部活動は5年から10年以内で完全に学校から切り離されるものになってしまうと考えております。時代の推移で共に日本のスポーツレベルを基礎から支えていた学校の役割は終わり、地域のスポーツクラブへ引き継がれるようになるものと思います。寂しい限りではありますが、少子化と教職員の働き方改革等の大きな問題もあり、必然的な流れであると思います。

子供たちが長和町に生まれ、成長したことに感謝の念を持ち、豊かな人生を送れる環境づくりのために、教育委員会を中心に地域には最大限の努力をお願いして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 以上で、6番、羽田公夫議員の一般質問を終結いたします。

ここで3時36分まで休憩いたします。

休 憩 午後 3時26分

---

再 開 午後 3時36分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

1 番、阿部由紀子議員の一般質問を許します。

1 番、阿部由紀子議員。

○1 番（阿部由紀子君） それでは、議長の許可を頂きましたので、私の一般質問を始めたいと思います。

今回、私は3つの質問を用意してまいりました。

大きな題として、1つ目が、長和町長期総合計画から見る子育て政策の現状と今後。2つ目として、人口減少問題、若い世代を増やすには。3つ目として、長和町男女共同参画の現状と今後となります。よろしく願いいたします。

それでは、1つ目です。長和町長期総合計画から見る子育て政策の現状と今後。

長和町では、平成28年度に第2次長期総合計画が策定されました。この施策は、町の政治を総合的かつ計画的に運営するためとして、2026年を目標年度とし、10年にわたり町の将来像を実現するための目標や施策を明らかにしたものです。長和町の目指す将来の姿とその実現のための施策を総合的、体系的に取りまとめられており、こちらの計画は検索をするとインターネットでも見ることができます。

今回は、後期の基本計画より、施策方針として掲げた子育て施策について、現状と今後についてをお聞きしたいと思います。

1つ目の質問です。

基本計画第3章の中には、児童館での活動や放課後児童クラブの充実に努めますとありますが、長和町では、現在、児童館として子供たちが遊べる場所がないのが現状だと思います。町のホームページには児童館と記載があるのに、実際には学童保育として機能する児童クラブしかないといった町民の声も聞かれます。この課題に対して、これまでどのように考え進めてきたのか、今後、児童館として子供が遊べる場所は確保していけるのか、答弁願います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 第2次長和町長期総合計画におきまして、子育て支援の充実を推進施策として、子育て家庭の経済的な支援や地域全体で子育てを支援する体制の確立、家庭と仕事の環境整備を進めるなど、安心して子供を産み育てられるよう、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援をして、子育てしたくなるまちづくりを進めております。

長和町の特色ある子育て支援としましては、出生や小中学校入学時の子育て応援給付金及び子育て応援ごみ袋の支給、18歳までの医療費完全無料化、保育料の軽減率拡充と3歳児以上のクラスの副食費無償化、小中学校の給食費無償化、高等学校等通学費の補助、子育て相談や親子の交流の場となっている子育て支援センターを毎日開設するなど手厚い支援を行っており、妊娠期の支援から乳幼児健診や各種学級の実施など、各ライフステージに合わせた切れ目のない子育て支援への取組を行っております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長より御答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 児童館と放課後児童クラブにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大以前ですけれども、ふれあい館の施設内におきまして、児童館を利用する児童も、児童クラブを利用する児童も、ふれあい館施設を区別なく利用してまいりました。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言期間になってからは、児童館として利用する児童にも放課後児童クラブに加入していただき、クラブ児童としてふれあい館を利用していただくよう、保護者の皆様をお願いをしてまいりました。

なお、今年度に長門小学校の空き教室の一部を放課後児童クラブとして利用することを小学校と協議してまいりましたが、学校側の了解を頂き、調整も整いましたので、今年度3学期中に試験的に時間を決めて長門小学校でも高学年の児童クラブを行い、新年度当初より本格実施していく予定でございます。

今後も児童館としての利用と児童クラブの利用について、保護者や学校など関係者との協力を頂きながら、進めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 長和町でも小学校の空き教室を使つての試験的な利用が始まるの事を答弁いただきました。保護者や関係者などのニーズを把握し、子供の居場所についての町の在り方を、ぜひ今後も検討していただきたいと思います。

2つ目の質問です。施策方針には、長和町子ども・子育て支援計画を推進しますとありました。ホームページなどで確認することができませんでしたが、どのような計画でしょうか。また、今後、ホームページへの掲載を希望いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 長和町子ども・子育て支援計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、子どもの教育・保育・子育て支援事業についてのニーズ量を見込み、体制確保の方策を定める計画でございます。

「未来を託す子どもたちを地域が一体となって育む、まるごと子育て長和町」を基本理念として、平成27年度から令和元年度までの第1期計画に続き、令和2年度から令和6年度までの第2期計画により、妊娠、出産、子育てを切れ目なく手厚い支援に取り組んでおります。

ホームページの掲載につきましては、第2期計画を掲載いたしましたので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今説明にありました長和町子ども・子育て支援計画について、先日資料を頂き拝見いたしました。資料の中には、町民の子育てニーズとして、保護者のサービス利用の実態や子育てに関する意識や意見の把握を目的としたアンケートの結果が載っておりました。平成30年12月のアンケートですので、今から5年ほど前の調査になりますが、就学前児童をお持ちの

世帯101件と、小学生をお持ちの世帯126件の合計227件からの回答が載せられております。

アンケートの中では、教育、保育サービスにおいて、「1年間に子供が病気やけがで通常の利用ができなかった経験があった」との答えが、就学前児童で83.1%、小学生児童では58.7%。

その対処方法として、就学前児童で、「母親が仕事を休んだ」が81.3%と最も多く、「家族、親族に見てもらった」が50.2%、「父親が仕事を休んだ」が26.6%と続きました。

その後の質問で、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」という答えが、就学前児童では46.4%、小学生児童では17%との結果となっていました。

病児・病後児のための保育施設等を利用しやすい場所については、就学前児童では、「保育園に併設した場所がいい」という答えが92.3%と最も多く、「小児科など病院に併設した施設がいい」との答えが、就学前児童では65.4%、小学生児童では77.8%となっています。

基本計画第3章では、延長保育、一時保育、休日保育や病後児保育など、多様な保育ニーズへの対応に努め、保育サービスの充実を図りますとの記載があります。現在、町には病後児保育がなく、上田病院及び丸子中央病院の病児保育センターで受け入れてもらっている現状がありますが、保護者からは、通勤前に上田や丸子まで行く労力を考えると現実的ではないですとか、預けるほうが大変と感ずるため、仕事を休むという選択しかないなどの声が聞かれます。当初の計画はどのようなものだったのか、場所や人材の確保など実現しようとしたのか、また、どのような理由があつて、実現に至っていないのか、今後、実現は可能なのか、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 平成24年度から上田地域定住自立圏の取組として、中心市と構成市町村が連携、協力した中で、上田病院において病児・病後児保育の取組を始めました。

第2次長和町長期総合計画を策定した平成28年9月時点におきまして、病後児保育を行う施設が上田病院のみであったことから、病後児保育など多様な保育ニーズへの対応に努め、保育園サービスの充実を図ることを施策方針としており、平成31年4月から丸子中央病院、病児保育センターにおいても上田地域の共同事業として病児・病後児保育を開始したところでございます。

令和4年9月に保育園を利用している保護者の皆さんに保育園の利用に関するアンケートを行い、病後児保育の必要性についてお聞きしましたところ、利用したい方、利用の予定はない方、保育園で病後児保育を行うべきではない等様々な御意見を頂きましたので、今後におきましても、ニーズ状況などの確認をさせていただきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今現在何とかなっているまたは何とかしている、親御さんからの答えですと、どうしてもアンケートへの答えは利用の予定はないといった回答になってしまうのではないかと思います。

先ほどお答えいただいた意識調査のアンケートでは、「子供が病気やけがで通常の利用ができなかった」人が、就学前児童で83.1%、小学生児童では58.7%といずれも半数以上となって

おりましたし、その後の質問での「できれば病児・病後児保育施設等を利用したかった」という答えが、就学前児童では46.4%と約半数近くの方が利用を望んでいた現状がうかがわれるのだと思います。他の市町村でも移住者が多い地域では、病児・病後児保育を地域の病院と連携して行っているケースも見られました。長和町の子育て環境がより充実したものになるように今後も前向きに取り組んでいただきたいと思います。

では、次の質問です。

人口減少問題、若い世代を増やすには。日本の人口減少が、いよいよ本格的に始まって、現在進行形で深刻な問題となっています。

理由としては、少子高齢化が上げられ、地方を中心に既に過疎化が進んでいる自治体がたくさんあります。全人口における若年齢層の割合が減少する少子化と、65歳以上の高齢者の割合が増加する高齢化が同時に進行している状態であり、このまま少子化が進むと、今後、今の私たちの生活に必要なサービスが受けられなくなってしまう可能性もあると言われてしています。

人が住まなくなるということは、その地域で税金を納める人が減っていきます。そうすると、今まで地域にあるのが当たり前だと思っていた学校や病院などがなくなってしまう可能性が出てきます。

公共交通は、利用者が減り、路線を維持することができなくなり、消防士や消防団などのなり手が不足して、地域を守る力が弱まっていきます。このまま少子化が進めば、16年後の2040年までに全国の地方自治体の半数が消滅の危機に瀕するおそれがあると言われてしています。

民間の有識者などをつくる日本創成会議が公表した推移では、推計では、2040年には896の自治体で20代から30代の女性が半減し、将来的に地方の自治体が消滅する可能性があるとも言われています。

長和町もまさに今、この問題に直面しており、町としての機能を維持していくためにも、人口減少への対策と、移住者や若い世代を増やしていけるような施策や努力が早急に求められていると思います。

質問です。現在の長和町の人口は何人ですか。また、各世代別ではどのようになっていますでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 人口減少問題に関する御質問でございます。

日本の人口減少につきましては、議員の質問でも触れられました日本創成会議のほかに、最近では、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した2050年までの推計人口があります。

これによりますと、2050年の日本の人口は1億468万6,000人で、2020年の人口1億2,614万6,000人と比較しますと、17%の減少となっております。市町村の約2割は住民が半数未満に落ち込み、ゼロ歳から14歳の人口はほぼ全ての市町村で減る推計となっております。

また、経済界有志や有識者等で構成される人口戦略会議では、2100年の日本の人口について8,000万人を目指すべきであるという提言を行っています。さらに、人口が減っても成長力を維持する社会をつくる戦略が必要であるとの提言も行っております。

国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、長和町につきましては、2050年までの推計人口は2,821人となっており、2020年度の人口5,600人と比較しますと、50.4%の減少というふうになっております。

著しい人口減少は税収の減や経済活動の縮小により、生活基盤や自治体を維持していくことが難しい状況につながってまいります。この状況を打破していくためには、少子化対策や町に人を呼び込む移住施策の推進が重要であると考えております。

町といたしましても、現在でも数々の少子化対策や移住施策を実施していますが、さらに効果的な施策があるかどうか研究していきたいと考えております。

さて、議員御質問の町の人口に関する質問でございますが、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から長和町の人口、各世代別の状況について、住民基本台帳に基づいて答弁をさせていただきます。

長和町の人口については、2月15日現在、5,582人となっております。

各世代別については、ゼロ歳から9歳が264人、構成比4.73%、10歳から19歳が412人、構成比7.38%、20歳から29歳が331人、構成比5.93%、30歳から39歳が425人、構成比7.61%、40歳から49歳が567人、構成比10.16%、50歳から59歳が685人、構成比12.27%、60歳から69歳が932人、構成比16.70%、70歳から79歳が1,053人、構成比18.86%、80歳から89歳が611人、構成比10.95%、90歳から99歳が289人、構成比5.18%、100歳以上が13人、構成比0.23%となっております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 65歳以上が占める割合は全体のどのぐらいになるのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 答弁をさせていただきます。

65歳以上が占める割合、いわゆる高齢化率についての質問ですが、こちらも2月15日現在の65歳以上の人口は2,455人で、全体の43.98%となっております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 人口の半分近くが65歳以上ということですが、過去10年の出生数と死亡数から見る自然増減数はどのようになっていますか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 過去10年の出生数と死亡数による自然増減、いわゆる自然増減についての御質問ですが、こちらも住民基本台帳に基づく自然増減でございます。

平成25年度の自然増減は71人の減、平成26年度の自然増減は41人の減、平成27年度の自然増減は89人の減、平成28年度の自然増減は77人の減、平成29年度の自然増減は55人の減、平成30年度の自然増減は65人の減、令和元年度の自然増減は86人の減、令和2年度の自然増減は79人の減、令和3年度の自然増減は79人の減、令和4年度の自然増減は90人の減、令和5年度につきましては、2月15日現在、自然増減は81人の減となっており、全ての年度で自然増減は減となっている状況でございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 年々どんどん減っている様子が分かると思います。今後の大きな問題として子供の数が減り、高齢者の割合が増えることで人口の構成比が変わってしまうことが懸念されています。全国的に見ると、今現在は65歳以上の高齢化率が上がることにより、年金や医療などの社会保障は働く世代の二、三人が高齢者1人を支えている騎馬戦型と呼ばれる形で支えていると言われていますが、この先このまま子供が減って働く世代が減っていくと、ほぼ1人が高齢者1人を支えなければならない肩車型と呼ばれる構図になると言われています。長和町もこの状態になっていると言えると思います。

4番目の質問です。長和町の現状と今後予測される状況など、町の見解をお知らせください。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 町の人口構成比の現状と今後の予測に関する御質問でございます。

まず、少子高齢化に関して、長和町の現状と今後の予測される現状について、先ほどの答弁の中でもありましたが、国立社会保障・人口問題研究所が調査し公表されている数値を基に回答のほうをさせていただきます。

こちらは、5年に一度行われる国勢調査がベースとなっておりますことから、現状については2020年の国勢調査を基にした推計となります。

2020年の長和町の総人口は5,600人で、このうちゼロ歳から14歳までの年少人口は524人、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は2,696人、65歳以上の高齢者年齢は2,380人で、それぞれの総人口に対する割合は、ゼロ歳から14歳までの年少者は9.4%、15歳以上65歳未満の生産年齢者は48.1%、65歳以上の高齢者年齢は42.5%という状況でありました。

今後の予測につきましては、今から26年後の2050年の推計人口となりますが、総人口は2,821人で、このうちゼロ歳から14歳までの年少人口は174人、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は1,078人、65歳以上の高齢者数は1,569人で、それぞれの総人口に対する割合は、ゼロ歳から14歳までの年少者は6.2%、15歳以上65歳未満の生産年齢者は38.2%、65歳以上の高齢者年齢は55.6%という推計でございます。

少子高齢化が与える社会保障制度への影響は、先ほどの人口推計から考えますと、現在よりさらに大変厳しい状況になっていくと思われまます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 長和町は、現在、既に1人が1人を支える肩車型で、高齢者を支える状況にあることが分かりました。2050年には1人が2人を支えなければいけない状況に近くなることが推測されるデータだと思えます。このような未来には子育てをすどころか、高齢者の暮らしもどのような状況になるのか、支えてくれる社会、サービスが存在するのか、非常に不安になってしまいます。現状から見ても、今の長和町はより早急に、より真剣に町の人口減少を食い止めるべく、若い世代やこれから働く世代がこの町に住み、そして住み続けられるような環境をつくっていかねばならないと思えます。1人が1人を支える肩車型すら維持できなくなっている現状がもう既に来ているのだなと感じています。

質問です。今現在、長和町の転入と転出の件数はどのようなになっているのでしょうか。また、転出の理由など、届出の際にアンケートなどで把握することは今後可能でしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 私から転入と転出の人数について答弁をさせていただきます。

令和4年度の転入数が147人、転出数が131人、いわゆる社会増減16人の増、令和5年度につきましては、先ほどから答弁をさせていただいているとおり、2月15日現在で、転入数が112人、転出数が150人、社会増減38人の減となっている状況でございます。

転出の理由など、届出の際にアンケートなどで把握することにつきましては、こども・健康推進課がアンケート調査を行っておりますので、その内容につきましては、こども・健康推進課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 小林こども・健康推進課長。

○こども・健康推進課長（小林義明君） 18歳未満の子供さんがいる世帯の転入または転出届出時に平成29年度から居住促進及び子育て施策の基礎資料としてアンケートのお願いをしております。

アンケートの状況ですが、令和4年度は、転入7世帯、転出6世帯の13世帯、令和5年度は現時点で、転入6世帯、転出6世帯の12世帯に回答を頂いております。

転入転出先の地域につきましては、上田市、県外が多く、転居前後の居住形態は、一戸建て、賃貸住宅。

転入転出の理由は、仕事、住宅、知り合いがある。

現在の勤務地は、長和町内、上田市。

長和町のよい施策や住みやすさまたは住みにくさにつきまして、住みやすさとしましては、転入の方からは、自然が多い、子育て支援の充実、18歳までの医療費無料化、職場が近い、転出の方からは、子育て支援の充実、18歳までの医療費無料化、居住環境、給食費無償化、公共施設の充

実、自然が多いなどであり、住みにくいといった評価内容はございませんでした。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 今後も町で暮らしていける環境を整えることと、IターンやUターンなどの移住者を増やしていくことが今後の町の存続には欠かせないと思います。

長和町で移住者は増えていきますでしょうか。また、移住者を増やす対策として行っていることは何か、答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 移住者数の状況などに関する御質問でございます。

移住者が増えているかという御質問であります。移住される方は転入者の一部となります。企画財政課では、空き家バンク制度を所管しておりますが、空き家バンクの物件の所有者との交渉や契約については、不動産業者の業務となるため、売買などの成立の有無は把握しておりますが、購入、あるいは賃貸された方の家族構成などの詳細につきましては、プライバシー保護の観点から把握することは困難な状況でございます。

また、空き家バンク以外にも、町営住宅や別荘地に転入して移住されるケースもあるかと思っておりますが、この関係につきましては、移住者の正確な人数は把握しておりません。先ほど町民福祉課長から答弁いたしました転入者数の内数に移住者が含まれていると御理解いただければと思います。

なお、参考ですが、空き家バンクの成約件数は本年2月までで43件ということになっております。

次に、移住者を増やす対策に係る御質問でございますが、移住者向けに特化した施策では、田舎暮らし体験住宅の運営、空き家バンク制度を活用し、移住された方への住宅改修等補助事業、地域おこし協力隊制度の活用といったことが上げられます。

また、安価な家賃による町営マンション事業や子育て応援給付金、高等学校通学費等補助、給食費無料化など充実した各種の子育て支援事業についても、移住を呼び込む魅力ある施策として上げられるのではないかと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 近頃、テレビやSNSなどもたびたび話題となっていて、移住者が多いとして知られている南箕輪村があります。こちらは、村の人口の7割が移住者で、子育て世代にも大変人気があるようです。子育て世代へのサポートが充実しているそうですが、長和町も給食費の無償化や医療費の無料など、子育て世代には大変ありがたい制度があると感じております。

それでも、子供が減っていく理由や違いがあるとすれば、先ほどの質問でも申し上げた病児・病後児保育や高校からの通学の不便さの解消など、あと、もう一步、二歩踏み込んだ子育てサポートが、この町での子育てが長続きするキーワードになるのではないかと考えております。地方自治体の生き残りを真剣に考えると、子育て世代や若い人が住み続けられる環境づくりが今、必要であると感じます。

質問です。町として、移住者が住みやすいよう取り組んでいることや意識していることはありますでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 移住者の皆様に対する取組などに関する御質問でございます。

町としましては、移住者の皆様が住みやすい取組ということは特別に意識して実施のほうはしておりません。全ての町民の皆様が暮らしやすい、住みやすい長和町となるよう、福祉、医療、教育、産業といった、それぞれの分野で積極的に取り組んでいるところでございます。

特に人口に大きな影響があると考えられる子育てへのサポートについては、町の財政状況も大変厳しい状況ではありますが、これまで行ってきた施策を重点に、引き続き支援していくことができると考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 長和町の人口減少は切実な状況ですので、危機感を持ち、積極的に移住者を増やしていけるような施策が必要かと思われまます。

先ほど田福議員の一般質問内容にもありましたが、移住者からのニーズをしっかりと把握し、町としてもこれまで行ってきた施策を重点に続けるだけではなく、他の自治体から学べるところはないのか、また、移住者は何を求めているのか、また、住んでみて実際どうなのかなど研究をしていたら、早急に今後に活かしていただきたいと思えます。

次の質問です。

移住者の通勤、町に住む子供たちの通学の足の一助となるような、早朝や夜の時間帯のデマンド交通も必要ではないかと思えます。2月に行われた議会全員協議会では、来年度から試験運転するデマンド交通の運行計画についての説明がありましたが、運行時間帯が朝の8時半から午後の3時半とのことで、高齢者の通院や買物には便利になり大変よかったなと思えますが、通学については、現状どおり変わらないということで非常に残念に思いました。

以前より、高校生を持つ親御さんの通学の不便さ、大変さを聞いており、一般質問などでもお伝えしてきたと思えます。上田方面への通学の時間帯だけでも試験運転してほしいなという思いがあります。長和町はどこへ行くにも不便と言われますが、逆に、上田方面へ行くバスへの連携、佐久方面へ行くバスへの連携、諏訪方面や茅野方面へ行くバスへの連携が取れば、通学や働く人への選択肢が随分と広がり、それは他の地域にはないメリットにもなり得るのではないかと思えます。これからの世代へのバックアップにぜひ力を入れてほしいと思っています。10年後、20年度の長和町の未来を考えて、通学の不便さの解消をぜひお願いしたいのですが、町としてはどのように思われますでしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 現段階において、通学におけるデマンド交通に関しては、スクールバスの運行とデマンド交通との連携により対応をしていくことになるかと考えております。

また、教育委員会といたしましては、高校等通学費等補助事業によりまして、保護者の負担軽減を図ってまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 町民の声からも、今後、子育てをこの町で続けていくためには大変重要な課題があると実感しておりますので、どうか御検討いただきたいと思います。

では、大きい項目の3つ目の質問になります。

長和町男女共同参画の現状と今後。前の質問でも触れましたが、少子化の主な原因としては、未婚化や晩婚化の進展、若者の結婚及び出産に関する意識が変化していることや、育児に対する経済的負担が大きいことなどが上げられます。依然として、男女別賃金格差が存在していること、育児や家事に対する女性の負担が大きいことが上げられています。

そこで、少子化の問題を広くとらえたときに必要となってくるのが男女共同参画だと感じています。町民の方からも長和町の男女共同参画への取組や考え方を知りたいという方がおりますので、お聞きしていきたいと思います。

まず、長和町の男女共同参画の活動や取組は、いつ頃からどのぐらいの頻度で進んできているのでしょうか。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長和町の男女共同参画の活動や取組の経過に関する御質問でございますが、長和町では合併後、平成19年度に第1次男女共同参画計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて様々な施策を推進してまいりました。

令和4年度には、第1次計画における主要課題や重点目標を時代や社会の変化、新しい課題に対応できるよう見直しを図るため、第2次男女共同参画計画を策定しております。また、男女共同参画計画を総合的に推進するための組織として、長和町男女共同参画推進協議会を設置をいたしまして、その中において委員と相談、協議を重ねながら施策を進めております。

令和5年度には、町民の男女共同参画に対する意識、意向等について把握をし、施策推進に役立てるため、男女共同参画に関する住民意識調査を実施いたしました。今後、住民の意識を把握した上で必要な取組を行い、男女共同参画社会の実現に向け、国と共にさらに推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 所在地や組織構成、メンバーはどのようになっていますか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 組織等についての御質問でございますが、当町では、男女共同参画推進委員会を組織して取り組んでおります。構成するメンバーは、公民館、社会福祉協議会、社会教育委員、人権擁護委員、商工会、地域おこし協力隊、保健福祉総合センターの保健師、隣保館講座の講師より選任された8名で構成されております。

事務局は教育課内人権男女共同参画係で、長門ふれあい館内に設置をしております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 意識調査のアンケートはどのように行われたのですか。また、アンケート結果はどのようなものが、今後ホームページなどで町民が見ることができるのか、お知らせください。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 町民意識調査についての御質問でございますが、この調査は町民の男女共同参画に関する意識や地域活動の現状などを把握し、町の男女共同参画施策を実施するための基礎資料とすることを目的として実施をいたしました。

調査は、町内にお住いの18歳から69歳までの住民のうち、無作為に抽出をした600名を対象とし、令和5年7月18日から8月8日にかけて調査票郵送による本人記述式で行いまして、253件から回答を頂きました。

調査結果につきましては、回答内容の集約とグラフ化を行いました。

2月末より、長和町ホームページ上にて公表しておりますので、ホームページにて結果を御覧いただくことができます。

なお、今後の取組についても含め、詳細は令和6年度、できるだけ早い時期に広報などの特集として全町民に周知をさせていただく予定でございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 年齢別に区切ったデータを知りたいという声がありますが、見ることはできますでしょうか。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） グラフ化した内容につきましては、全体のデータのほかに、年代別、男女別で比較できるよう整理をし、ホームページ上に掲載をいたしましたので、御覧いただくことができます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 先ほどの少子化の問題として未婚女性が増えていることが上げられますが、未婚の理由として、経済的な問題や収入の低さ、雇用の不安定さが上げられています。女性は非正規の割合が男性よりもさらに高いとされており、国の研究機関の調査では、全体の実に77%が「子育てや教育にお金がかかり過ぎるから」との回答が得られています。町の職員の正規雇用と非正規雇用、男女での比率はどのようになっていますか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 正規雇用と非正規雇用の男女での比率との御質問でございますけれども、正規職員と会計年度任用職員の男女比率について御回答申し上げます。

正規職員につきましては、男性は54名で55.1%、女性は44名で44.9%となっております。

います。また、会計年度任用職員につきましては、男性は9名で9.3%、女性は88名で90.7%となっております。全体では、男性が63名で32.3%、女性が132名で67.7%となっております。女性は非正規の割合が男性よりも高いという議員のお話のとおり、当町におきましても、非正規雇用ではございます会計年度任用職員につきましては、ほぼ女性となっているという現状でございます。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 意識調査のアンケート結果から、町としてどのような答えを導き出したのか。結果を基に行政として、どのように捉え、具体的に今後どのように進めていくのかが知りたいとの声があります。答弁をお願いします。

○議長（森田公明君） 笹井教育課長。

○教育課長（笹井佳彦君） 今回の意識調査の結果につきましては、現状の把握や課題の整理のための基礎資料となるものとして認識しております。特に、「ハラスメントや暴力などの防止のために、相談窓口の充実や解決方法等の情報提供が必要である」との回答がアンケートからも多く寄せられております。

今後、男女共同参画推進委員会で協議を重ね、施策を推進するために、今回の調査結果を役立てていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） 経済的な理由と並んで結婚が減っている理由として上げられているのが、女性に負担が偏っていることが上げられています。積極的に結婚しない理由を聞いた調査では、男女で差があり、女性が高かったのが、仕事、家事、育児、介護を背負うことになるからというもの。その背景には、男は仕事、女は家事、育児という固定的な性別役割分担意識がまだまだ残っていることがあると考えられています。

共働きが当たり前になり、景気もよくなり物価が上がり、経済的な負担もあることから、こうした状況を少しでも改善していくことが少子高齢化を改善し、生きやすい未来をつくることにつながっていくのではないかと思います。そのために男女共同参画が今求められています。

他の市町村では、男性の家事育児参画のための料理教室や育児教室なども盛んに行われています。楽しんで取り組めるようなものもあり、夜の晩酌の際のおつまみをつくろうなどという教室も拝見いたしました。

「おい、お茶」と湯飲みをどんとちゃぶ台に置く時代はもう終わりにして、これからは自分のおつまみは自分で一品用意して、奥さんに「一緒に飲もう」と言ってくれるような社会が望まれているということです。ごみ捨て一つ、洗濯を干してくれるのを手伝ってくれるだけでも助かります。働く女性ならなおさらなので、子育ても家事も一緒にやっていける社会をみんなで作っていくことや、そうした感覚を持ち、働きながらでも子育てができるという環境をつくっていくことが未来をつなげていくことにつながるのだと思います。

子育てに関しては自助で頑張れというには限界が来ています。産まない選択をしている若者が悪いのではなく、産めないような社会にした、私たち、大人の理解と社会を変える力が今必要とされています。共助と公助も進めていけるようなまちづくりをすることで、10年後、20年後の長和町が続いていきます。今の若い人たちがこの町で笑顔で暮らしていけるような、そんなまちづくりを強くお願いしたいという思いをお伝えして、今回の私の一般質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、1番、阿部由紀子議員の一般質問を終結いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

明日7日も一般質問を予定しておりますが、開議時刻を午前9時からといたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、7日の一般質問につきましても午前9時より再開いたしますので、時間までに御参集願います。

会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午後 4時28分

第 3 号

( 3 月 7 日 )

議 事 日 程

令和6年 3月 7日  
午前 9時00分 開議  
長 和 町 議 会 議 長

日程第 1 一 般 質 問  
散 会

令和6年長和町議会3月定例会（第3号）

令和6年3月7日 午前 9時00分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君			

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

令和6年3月長和町議会第1回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（森田公明君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、本日2名の一般質問を行います。

4番、佐藤恵一議員の一般質問を許します。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問を行いたいと思います。

質問は、通告1を行い、通告2を飛ばして通告3、4を質問した後、通告2を質問いたします。

今回も質問事項が多岐にわたるため、早速、通告の質問項目のふるさと納税等税増収の取組について、ただしていきたいと思います。

町から財政の説明を受けるとき、必ず財政が厳しいと説明を受けます。人口減少や少子高齢化による社会保障の増加、さらには、これまで公共施設整備に充ててきた起債、借金の返済が長期に高止まりする中で、その公共施設の老朽化による維持管理経費や施設更新経費が必要になるなど、使える財源が限られていることは理解できますが、議員活動として住民サービスの拡充や新たな政策課題の解決のために新たな取組を求める際、職員の方から、お金がありませんからその事業は難しいと即答に近い説明を受けますが、果たして行政として歳入をできる限り多くする努力をしているかという視点から考えたとき、ふるさと納税の増収努力を町は行っているのか、ただしていきたいと思います。

本題に入ります。

ふるさと納税とは、個人が居住している地域以外の特定の自治体に寄附を行うことで、住民税の控除や寄附を行った土地の名産品などの返礼品を受けられることができる制度です。

2008年に設立をされ、2019年には返礼品の規制強化により、ふるさと納税イコール地域の特産品というイメージが定着し、現在に至ります。自治体としてもふるさと納税が特産品のPR活動となり、地域の活性化につながっているといえるのではないのでしょうか。

昨年12月13日の信濃毎日新聞によると、ふるさと納税が抱える課題として、多額の寄附を集めることができる自治体と集めることができない自治体との格差が上げられていますが、2022年度の県内で比較すると、最高額は須坂市の32億3,500万円に対して、最低額は大桑村の2

2万円です。格差は約4,700倍となっています。

では、長和町のふるさと納税の実績はどうか。我が長和町の過去5年間の推移を質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 皆さん、おはようございます。ふるさと納税に関する御質問でございますが、ふるさと納税制度における返礼品は、地域の名産品や特産品を広く世間に周知することができまして、今お話がございましたように、長和町を知っていただける効果的なPR材料と言えます。魅力的な役務の提供、例えば、宿泊補助やスキー場のリフト券、あるいは体験メニュー等、当町にお越しただいて実施する返礼品類は、宿泊や町内での食事等にもつながるため、より地域が潤うことになるというふうに認識をしております。

また、当町の大変厳しい財政状況を鑑みますと、歳入が伸びる可能性を大いに秘めているふるさと納税につきましては、鋭意取り組んでいくべき施策だというふうに考えておるところでございます。

返礼品の新規開拓や提供事業者の拡充、数量の安定的な供給体制の確保など、取り組むべき課題はたくさんありますが、重点施策として対応していくことが必要であるというふうに考えております。

御質問のふるさと納税の過去5年間の推移につきましては、担当課長より答弁させていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） それでは、ふるさと納税の過去5年間の推移につきまして答弁させていただきます。

御質問の過去5年間の推移ですが、令和元年度が1,705件、2,067万5,000円です。このうち、約500万円は災害に係る寄附でありまして、返礼品は不要となっております。令和2年度につきましては1,998件、2,621万5,727円です。令和3年度が702件、1,383万7,650円です。令和4年度は476件、1,282万1,101円でございます。令和5年度につきましては、2月16日現在でございますが、462件、1,294万3,500円となっております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 令和4年度の最高額は、須坂市の32億3,500万円に比較すると、長和町の令和4年度、476件、1,282万1,101円で、おおよそ249分の1倍となっています。ちなみに、立科町は人口6,612人、令和4年度は約4,908万円のふるさと納税が寄せられています。

全国の右肩上がりの傾向に反し、当町は令和3年度から件数、金額が大幅に低下している理由は何か。また、それに対する具体的な対策は取られたのでしょうか。質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 当町のふるさと納税の寄附額が低下している理由などに関する御質問でございます。

令和2年度は、新型コロナウイルスの流行により、外出が制限されたことで巣ごもり需要が高まったため、当町としての過去最高の寄附額となりました。

令和3年度になると、新型コロナウイルスの流行の影響や世界経済情勢の不安定化などの要因により質素節約意識が高まったことで、日常生活用品の需要が増加する一方、高額所得者層は返礼品により単価の高い高級食品などを求めるような形となったことで、返礼品の需要が極端に二極化したと考えられます。当町の返礼品には、生活用品や高額な商品がほとんどないため、これらの影響で令和3年度に寄附額が落ち込んだのではないかと分析をしております。

返礼品を提供していただく事業者の皆様には、商品開発や商品の組合せ、定期便、目玉商品などを御提案いただけるよう働きかけをしておりますが、大幅な変更などには至っていないのが現状でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 実績が急に落ち込んだ令和3年度の分析を踏まえ、令和4年度、令和5年度と既に有効な対策が講じられているべきだと考えますが、なかなか有効な対策を立てられていなかったようです。今年度、令和6年度は改善点、工夫をする点をどのように考えているのか質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） ふるさと納税の改善点などに関する御質問でございます。

寄附を申し込まれる皆様は、ほとんどの方がインターネットを介して、各種ポータルサイト上にある返礼品の画像などの情報を見て、おいしそうなのやお得感がある商品などを選んで寄附を行っていると思っております。視覚的に訴えることができれば、寄附額の増額にもつながると考えられますので、令和6年度にはふるさと納税のホームページのリニューアルを予定しています。

また、返礼品に関しては、現在、掲載中の画像などで優れたものがありますが、例えば、食品類では内容量の表示がないものや、商品と背景が同系色となっていて、商品が目立っていないものなど、見直したほうがよいと思われる商品もありますので、予算の範囲ではありますが、品目を限定して刷新することも計画しています。

そのほか、返礼品を提供できる新規事業者の掘り起こし、定期便や返礼品の組合せの見直し、内容量を細分化することで様々な寄附者のニーズに応えられるようにするなど、サポート事業者であるレッドホースコーポレーション株式会社ともより連携を強めて、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今年度はふるさと納税に力を入れていく方針を答弁いただきました。自治

体の積極的な取組により、飛躍的にふるさと納税を高めた事例は数多くあります。一例ですが、魅力的な役務の提供による宿泊補助、食品などの返礼品の工夫とともに、帰省中の方、別荘に滞在の方、観光に訪れた方などの関係人口へのふるさと納税のPRなど、インターネットのみでなく、プロモーションミックスの工夫が効果があるようですので、先進事例を参考に令和6年度のふるさと納税の獲得の増額を要望して、次の質問に入ります。

次は、企業版ふるさと納税を活用した税収増に向けた取組について質問いたします。

企業版ふるさと納税とは、自治体が作成した地方創生に関わる事業に対して、企業が寄附を行った際、税額が控除される仕組みで、2016年に内閣府が創設しており、正式名称は地方創生応援税制ですが、この企業版ふるさと納税の長和町の実績はどうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 企業版ふるさと納税の実績に関する御質問でございます。

企業版ふるさと納税制度ですが、法人が国に認定された地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った場合に、地方税法及び租税特別措置法で定めるところにより、当該法人の法人住民税等、法人関係税の課税の特例として、最大9割ほどの減免が受けられる制度でございます。

長和町では、令和5年度において、この地域再生計画の認定申請を内閣総理大臣宛てに申請し、昨年8月に認定を受けたところでございます。その後、寄附の事務手続を定めた長和町企業版ふるさと納税実施要綱を制定し、本事業の運用を開始したところでございます。これまでのところ、長和町の実績はまだないという状況となっております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長和町の実績はまだゼロという状況だということですが、日頃、財政が厳しいと説明を受けていますが、創設から7年経過する中で、なぜ長和町は企業版ふるさと納税を積極的に活用してこなかったのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 企業版ふるさと納税の活用に関する御質問でございます。

企業版ふるさと納税制度は、議員がおっしゃるように平成28年度に創設されております。以前の制度では、市町村が策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略のそれぞれ個別事業ごとに地域再生計画の認定を受ける必要がありました。そのため、各事業担当課の意向により本制度の活用を模索してきたところでございますが、最終的に要望がなかったことから活用に至りませんでした。

なお、昨年認定されました長和町の地域再生計画は、第2期長和町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された計画を包括的に網羅した地域再生計画として認定される仕組みになったことから、申請して認定を受けたところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 今答弁いただきました「各事業担当の意向により本制度の活用を模索して

きたところですが、最終的には要望がなかったことから活用に至りませんでした」とは、具体的にどのようなことでしょうか。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 企業版ふるさと納税活用の確認に関する御質問でございます。

企業版ふるさと納税につきましては、さきの答弁でも申し上げさせていただきましたが、個別事業ごとに地域再生計画の認定を受ける必要がありましたので、企業の皆様が寄附の対象とする事業が必要となります。

これに関する事業につきまして、各担当課に要望を確認したところですが、企業版ふるさと納税に対する認識に対する薄さも影響してか、要望事業がなかったため、企業版ふるさと納税の活用には至らなかったということでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 日頃、財政不足を理由に町民からのいろいろな事業要望が先送りされている昨今、最終的に要望がなかったことから活用に至りませんでしたとのことで、企業版ふるさと納税の実績はゼロです。

昨年、ふるさと納税の仕組みの変更により、昨年8月より長和町で企業版ふるさと納税の利用が可能となったとのことですが、企業版ふるさと納税は、企業が理念によって自治体を選び、寄附をする制度です。令和6年度までの時限的な制度となっていますが、長和町は企業から全国の市町村の中で長和町が選ばれる要因を明確にアピールして、企業版ふるさと納税を活用して税収増につなげる具体的な計画はあるのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 企業版ふるさと納税の令和6年度の活用に関する御質問でございます。

企業版ふるさと納税制度は、議員がおっしゃるように、制度創設時より時限化された制度であります。令和2年度の税制改革により一度延長され、その期限が令和6年度までとされているところでございます。

現在のところ、国において、令和7年度以降の再延長の法改正は行われておりませんが、長和町は今年度、企業版ふるさと納税を活用する仕組みを整えたばかりでありますので、令和6年度は積極的にアピールして、企業の皆様から寄附が頂けるよう努力していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 企業版ふるさと納税創設から既に7年が経過し、知名度のある自治体への寄附実績はあるようですが、知名度が低い長和町が企業から企業版ふるさと納税の納税先としての自治体として選ばれるためには内容にかなりの工夫が必要だと考えます。少なくとも町ホームページに掲載しましたが、どの企業も利用しませんでしたと1年後の答弁にならないように、具体的な計画の遂行を要望して、次の質問に移ります。

次は、質問の3の事項に移ります。

ケーブルテレビで町施策や行政用語の分かりやすい解説番組を導入して、住民の理解を得ながら、町民と共同したまちづくりができないか、質問します。

最近、高齢者の高齢化の進展で文字を読むのがおっくうになって広報や議会だよりを見ない、訳の分からない難解用語ばかりで読んでも分からないので読まないとの声を多く聞くようになってきました。

そこで、町の施策について、ケーブルテレビで映像や図、音声で町民へ分かりやすい施策解説の番組を作成して町民へ伝えることはできないのか、質問いたします。

ポイントはあくまでも施策の解説にとどめ、行政からの施策の成果発表や選挙の立候補者、また、政治的問題を扱わず、あくまでも町の施策について限定すること。制作コストをかけないで、パワーポイントでプレゼンする程度のクオリティーで、役場の各課単位で制作できるものとする事で、費用がかからない、分かりやすい施策解説番組を想定しています。

現在、町民と少人数による対面による施策説明が時間的に困難であり、かつ、広報誌の活字のみでは伝わりにくい施策内容を伝える手法として活用できないのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） ケーブルテレビを活用した町の施策の住民の皆様への説明に関する御質問でございますが、議員の質問の中で触れられておりました町の広報誌の関係でございますが、町の広報誌につきましては、多くの住民の皆様にご覧いただけるよう、文字の大きさを大きくしたり、見やすい書体への変更をしたり、それから読みやすいレイアウト等について工夫を重ねてまいりました。

また、行政関係の用語につきましても、住民の皆様にご覧いただけるよう努めてきたところでございます。

これらのことは、議会で発行しております議会だよりも同様のことかと思っております。

さて、御質問の町の施策をケーブルテレビで映像や図や音声で、住民の皆様にご覧いただけるよう施策の解説という番組を作成して伝えることはできないかということでございますが、静止画とナレーションによる対応は可能であるというふうに考えております。テレビでありますので、動画ということも考えられますが、動画の場合は、撮影から編集までかなりの時間や労力が必要ですが、静止画とナレーションによる対応とした場合には、施策に関わる担当課が基となるデータを作成し、情報館で編集し、ケーブルテレビで放送するというふうになるかと思われまます。

しかし、動画作成ほどの時間、労力は必要とはしないかもしれませんが、データの作成にもある程度の時間や労力が必要となります。制作する施策の情報量にもよるかと思っておりますので、関係各課と相談して対応していきたいというふうに考えております。

また、町の施策につきましては、広報誌やケーブルテレビではお知らせできる情報量が限られていることから、今年度リニューアルした町のホームページや、先月から運用を始めました町のお知

らせスマートフォンアプリNナビ等の活用も進めていきたいというふうに考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 余談ですが、スマートフォンのアプリNナビは、非常に私も有効だと思っておりますので、今後もどんどん進めていただければと思います。

質問なんですが、制作を統括される部署、責任者はどの課をお考えですか、御質問します。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 番組制作の統括部署などに関する御質問でございます。

放送する番組の映像関係の元データにつきましては、各制作番組に関する担当課が作成をいたします。番組の放送に関する全般的な事項につきましては、情報広報課が統括する予定でございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 要望となりますが、分かりやすい番組をつくるため、町民や議会からモニターを募り、内容の改善を図りながら町民に分かりやすい施策の説明を行っていただけることを要望して、次の質問事項に入ります。

次の質問は、第4の通告質問事項、空き家対策について質問いたします。

12月の一般質問で行った空き家対策の問題について、引き続き関連項目をただしていきたいと思っております。

空き家問題と対策は、①特定空家等の問題。②空き家バンク制度等を活用して、いかに空き家を解消していき、できれば移住者等呼び込み町を活性化していくかの問題。③として、先行自治体が行っている空き家にしないための予防保全活動の取組について、質問を行います。

最初の①の特定空家等の問題についての質問なんですが、12月の答弁いただきました特定空家3件の進捗状況と、昨年12月に施行された改正空き家対策特別措置法により、当町の空き家対策の施策がどのように変わっていくのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 空き家対策についての御質問でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が令和5年6月14日に公布され、12月13日に施行したところでございます。

今回の改正法では、特定空家等になる前の段階から空家等への管理や活用を進めるため、空家等の活用の拡大、そして管理の確保、そして特定空家の除却等の三本柱で総合的に対策を強化することとしております。

町では、令和4年度の空家等実態調査において、空き家の可能性が高いと判断した件数が538件となり、それを建物の外見などからの危険度によりランクづけを行い、さらに隣接する周辺への影響を加味し、判定したところでございます。

2月末現在、一部の方を除き、建物の所有者などへの方々へ空き家の適正管理について御通知をさせていただいたところでございます。

また、空き家の解消と移住を推進するために空き家バンク制度を実施しています。空き家バンクに登録された物件に移住する方には、空き家の改修や不用品の片づけに関わる費用を補助し、移住される皆様に対しての支援を行っております。

空き家対策につきましては、移住・定住を絡めた町の重要な課題の一つでありますので、今後もよりよい施策について検討してまいりたいと考えておるところでございます。

さて、議員の御質問の特定空家3件の進捗状況、特別措置法の改正による今後の町の施策については、担当課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） それでは、私から答弁をさせていただきます。

私からは、特定空家の進捗状況、特別措置法の一部改正について答弁をさせていただきます。

特定空家とするか否かについては、長和町空家等対策協議会にお諮りし、判断するとされ、その後、旧空家等対策の推進に関する特別措置法第14条による特定空家等に対する措置を行っていくに当たり、町では特定空家等の認定が必要となることから、10月10日付にて特定空家等に認定し、13日には助言、指導をしたところです。

現在の状況でございますが、対象空き家Aにつきましては、今まで管理してきた方が、弁護士の見解により自分は相続予定人ではないと受け、本件から身を引きたいと申出があったところでございます。

次に、空き家Bについては、既に解体を確認をしております。

最後に、空き家Cについて、7月に通知した回答では、今後5年から10年を目安に解体を行いたいとのことでしたが、助言、指導したところ、令和6年度から7年度には解体を行いたいと前向きな回答を頂いたところでございます。

なお、このことにつきましては、先月2日に開催をいたしました、第7回長和町空家等対策協議会へ報告をしたところでございます。

次に、今回の一部改正を受け、当町の空き家対策の施策がどのように変わっていくかとの御質問ですが、空き家対策の必要性が増す中で、先ほど町長より答弁をさせていただいたとおり、活用の拡大、管理の確保、特定空家の除去等の三本柱で総合的対策を強化していくこととなりますが、小さな市区町村では、空き家対策を職員1人で担っている場合や他の職務と兼務している場合が多く、空家等の管理、活用に当たり必要な不動産流通、相続、登記等の専門的な知識が十分でないことから、空家等の適正管理や利活用に関わる第三者の団体の活用ができる仕組みとして、市区町村が空き家の活用や管理に取り組むNPO法人、社団法人、会社等を空家等管理活用支援法人に指定し、当該法人が所有者への相談対応や所有者と活用希望者のマッチングなどを行うことを想定し、NPO法人等に対し指定事務を行う仕組みが示されたところでございます。

当町におきましても、昨日、田福議員の町長答弁の内容も含めて、今後、このような空家等管理活用支援法人の仕組みを検討し、より多くの関係者と連携を図りながら空き家対策を進めていくよ

うになるかというふうに思っております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） ただいまの答弁中の対象空き家Aが事例に当たるか明確ではないのですが、相続人不明事案の解決法はどのように行うのか。費用とか時間がかかると思われる案件ですが、どのように行うのでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 申し訳ございません。特定空家Aには限定しなくてよろしいでしょうか。（「大丈夫です」の声あり）相続人不明事案の解決方法についての御質問ですが、民法には、住所や居所を去って、容易に戻る見込みのない者、不在者がいる場合に、利害関係人または検察官の請求によって、家庭裁判所がその財産の管理について必要な処分を命ずる不在者財産管理制度や、所有者が死亡して相続人のあることが明らかでない場合に、利害関係人または検察官の請求によって、家庭裁判所が相続財産清算人を選任し、その清算人が相続財産を管理、清算する相続財産清算制度が定められており、令和5年4月1日より所有者不明の土地建物や管理不全の土地建物について、利害関係人の請求によって地方裁判所が管理人を選任する新制度が施行されたところでございます。

これらの制度は、民法上は裁判所へ請求権者が利害関係に等に限定されるため、利害関係人等に当たることの証明ができなければ市区町村は請求を行うことができませんでしたが、改正法におきまして、市区町村が主導して空家等の適切な管理や処分等を進めることができるよう、所有者が従来の住所または居所を去り、容易に戻る見込みがない場合の不在者財産管理制度、相続人のあることが明らかでない場合の相続財産清算制度、所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない土地の場合の所有者不明土地管理制度、所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない建物の場合の所有者不明建物管理制度、所有者による管理が適切でなく、他人の権利が侵害され、またはそのおそれがある場合の管理不全土地・建物管理制度について、市区町村長が裁判所に対して管理人の選任に関わる請求をできることになっております。

市区町村が家庭裁判所に申し立てる際は、官報公告料や数十万円から100万円程度の予納金を納める必要があり、また、添付資料として、被相続人等の戸籍や住民票等膨大な資料を提出しなくては受け付けていただくことができません。その後、無事受理していただいた上で、選任された財産管理人が解決していくような流れになっております。

いずれにしても、それなりの費用と時間はかかるものではないかというふうに認識をしております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） いろいろ複雑なんですけど、やはり数十万から数百万円のお金がかかるとか、他の市町村によっては100通も通知を出して相続人を探しているとかというような事例があるようですので、空き家対策の中でこの件に関しては継続して考えていきたいと思っております。

ここで再質問なんですが、特定空家として認定された、自分は相続予定人ではないと身を引いた特定空家Aは、今後どのように町として解決していく方針でしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 先ほど答弁をさせていただきました特定空家について、今後の対応という再質問でございますが、本人から申出があった時期と並行しながら関係部署と連携をし、相続人となる方を特定するため、相続人調査を今、現在、進めているところでございます。特定空家Aにつきましては、相続人の範囲が非常に大勢いるということは分かっていることから、その分の戸籍や住民票等の公用請求事務が今、現在行っておりますが、非常に煩雑であり、少し時間を要するかなというふうに思っております。

最終的に、相続予定人が判明した際には、今までの経緯をお話をし、維持管理に努めていただくよう依頼をしていきたいというふうに思っています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 質問の視点をちょっと変えたいと思います。空き家を解体後放置して、雑草が生い茂っている空き地が散見されますが、町の対応について質問をいたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 御質問いただいた状況は、町や地域の景観を損なうだけでなく、環境面、衛生面からも非常に問題であるというふうに認識をしております。

そういう場所、空き地等がありましたら、担当、生活環境係までおつなぎいただければ、その後、所有者等が分かりましたら、空き家同様適正な管理していただくよう、お願いをしてみたいというふうに思っています。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家問題の後は空き地問題となる可能性があること、その場合、まずは生活環境係へ相談することを確認いたしました。

要望ですが、管理問題は、管理責任者が遠方の都市部に住んでおり、空き家解体後はますます地元と疎遠になると予想されます。単に適正管理をお願いするのではなく、地元の管理グループと提携して空き地管理を代行する仕組みをつくるなどして、ただ適正管理を促すだけではなく、解決案も同時に案内できるような空き地管理の仕組みの構築を要望して、次の質問に入ります。

次の質問なんですが、空き家にしないための予防保全について質問いたします。

全国で激増する空き家、人が住まない空き家はそのままでは劣化が早いと言われていています。近隣市町村では空き家にしないための予防保全策の取組が既に積極的に始まっています。

これは、空き家の老朽化に伴う地域の生活環境の悪化のみならず、特定空家の行政代執行の事務手数料、所有者不明空家に対する等の行政事務の増加や事務費用や周辺住民からの苦情処理など、様々な行政負担の増大を軽減するため、予防保全施策が各自治体で取り組まれております。

長和町では、どのような空き家にしないための予防保全施策が行われているのか。空き家にしな

いための予防保全については、長和町空家対策計画の中に具体的な施策が明確に記載されていません。他の自治体の事例を考えると具体的な計画として立案すべきだと考えますが、町の見解と、計画するとすればどの課が担当していくのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 藤田町民福祉課長。

○町民福祉課長（藤田 孝君） 空き家発生に対する予防保全等に関する御質問でございますが、長和町空家等対策計画におきましては、空き家発生の予防保全の関係では、空き家発生の防止の項目の中で、所有者による管理意識の啓発、所有者の高齢化や相続放棄による管理不全な空き家対策として、区、自治会など地域との連携の強化、具体的な相談体制など、空き家の所有者などに対する支援、空家法に基づく撤去を含めた法的な対処の未周知の課題が上げられています。

これらの課題に対する対策といたしまして、空き家の維持、管理、保全を含め、高齢社会に対応した住宅ストックの管理の仕組みづくりを掲げております。

このように、現在の町の空家等対策計画では、空き家発生に対する予防保全については、課題、目標は掲げていますが、具体的な施策については明記がありません。

今後、現在実施をしている対策も含め、空き家発生に対する予防保全の具体的な施策を掲げた内容に空家等対策計画を改定するか、または別立ての計画として対応していくかどうかについては、今後検討し、計画等に盛り込んでいきたいというふうに考えております。

空き家の予防保全に関する計画立案を担当する担当課に係る御質問につきましては、企画財政課長より答弁をさせていただきます。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家の予防保全を含めた空き家対策に関する担当課につきましては、現状では、空き家となった危険家屋の対応につきましては、町民福祉課生活環境係、空き家バンクにつきましては、企画財政課まちづくり政策係が担当しています。その他の空き家の予防保全に関わることを担当する担当課につきましては、現状ではない状況となっております。

空き家発生の予防保全に関することを含めた空き家対策について、総合的に担当できる部署の設置につきましては、令和6年度中に検討していきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家の老朽化の増加が問題になっています。その要因の一つが、所有者が認知症になり、意思判断ができないため、売却や解体ができないことが理由とされています。そういった状況を想定した住民への啓発事業も必要なわけで、空き家にしないための予防保全策として、前回質問した、こちらの安曇野の住まいの終活のススメハンドブックなどの制作は行わないのか、質問いたします。

前段の質問で提案質問した、ケーブルテレビで分かりやすい施策の番組の中に、認知症になったら家の処分はどうするのかとか、住まいの終活のススメなど施策解説番組を制作すれば、迅速に対応できるのではないのでしょうか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 宮阪企画財政課長。

○企画財政課長（宮阪和幸君） 空き家にしないための予防保全策としてのハンドブック等の作成に係る御質問でございます。

昨年12月議会で佐藤議員より一般質問のありました、安曇野市の、現在、先ほど見せていただきました、住まいの終活のススメハンドブックにつきましては、空き家になる前の対策などについて分かりやすく記載されており、空き家発生の予防保全には大変有効なものであると考えております。

空き家になる前の対策を含めたハンドブックの作成は、先ほどの答弁でも申しあげましたように、空き家対策について、総合的に担当できる部署において対応するものと考えていますが、現在、空き家関係を担当しています町民福祉課、企画財政課において空き家発生を未然に防止する対策について、必要な事項を関係各課に確認していくことは可能であると思われまますので、さきの質問にありましたケーブルテレビを活用した町の施策の住民の皆様へのお知らせなどの方法についても検討しながら、できるところから進めていきたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 空き家対策を総合的に担当できる部署がなくても、町民福祉課、企画財政課において、空き家にならないための施策を行うことは可能だと思います。できるところから進めていきたいとの答弁を頂き、私も引き続き、空き家問題に取り組んでいきたいと思っております。

最後に、通告質問事項2の農業振興策について、多面的な質問をしていく予定ですが、時間が残り少ないので、できるところまで質問を行い、残りは次の定例会に質問を行います。

1つ目として、長門牧場の牛ふん堆肥について質問いたします。

昨年から町民への分配が中止されている長門牧場の牛ふん堆肥については、町民から分配再開の希望が多く、土づくりの開始時期である今年秋をめどに再開の予定がないか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 長門牧場につきましては、昨年9月の定例会におきまして、57期決算及び58期の事業計画について御報告させていただきましたが、57期の売上げは約6億4,100万円で、前年と比べまして約8,300万円の増収となっており、大変頑張っていたいただいたなというふうに思っております。

しかし、ウクライナ情勢等に伴いまして、穀物の価格の上昇等により配合飼料の価格が上昇しておりまして、畜産経営に多大な影響を及ぼしている状況であることから、長門牧場では、自家飼料を活用したコスト低減の取組を進めているところでございます。

実用化に向けて、牧草の生育状況や乳成分、品質管理等について、専門家の助言を得ながら調査、検討を行っている段階でありますので、配布再開の時期は具体的に明言ができない状況でございます。

しかし、御質問がありますとおり、多くの町民の皆様から長門牧場の堆肥を使用したいという声

があることは町としても認識をしておるところでございますので、引き続き、長門牧場に町としての考えをお伝えするとともに、町としてできることを検討してまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長門牧場は昭和40年代に町民の支援により開設された牧場であり、長門牧場の牛ふん堆肥をもちに行っていた町民は自宅で野菜等を栽培されている方が多く、町民の生活の中で活用されていたものであり、SDGsの観点からも町民への配慮は必要だと考えますが、町の考えをたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） SDGs（持続可能な開発目標）では、農業における環境保護として、家畜ふん尿等の副産物を肥料として有効利用することや、持続可能な農林水産業の推進、生物多様性保全等の様々な取組が進められております。

町といたしましては、来年度より、長野県みどりの食料システム戦略推進計画に基づいた具体的な検討、取組を行ってまいりたいと考えているところでございます。

その一つとして、長門牧場の牛ふんを堆肥として農地に還元する取組は、地域資源を有効に活用でき、供給する側も活用する側も相互に利点がございまして、長門牧場の取組の動向を踏まえながら、耕畜連携による利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 振興策のほうの質問に移っていきたいと思います。

長和町長期総合計画の施策である農地の利用集積、集約化はどの程度進んでいるのか。それによりコスト低減による農業所得の向上は図られているのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 令和5年度の農地集積・集約化につきましては、水田では約53%となっており、畑地等を含めた農地全体では約20%の実績となっております。

コスト低減により農業所得の向上が図られているかとの御質問につきましては、当初と現状を比較するための基準となる指標がないため、具体的な数値をお示しすることはできませんが、担い手への集積によりまして、作業面積の拡大や農作業の効率の向上につながっているものと認識しております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 人・農地プランを見直した地域計画、基盤法等の改正法が令和5年4月1日から施行されています。高齢化や人口減少に伴う耕作放棄地の発生、増加など地域が抱える農業課題や農地の集約に向けた方針などについて話し合い、地域農業の将来計画を定めています。

これから先の地域の農業の姿を地域のみんなで話し合い、地域のみんなでつくり上げていく将来計画ということですが、町は、どのように具体的に計画策定をしていくのか、計画策定工程を説明

ください。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 令和5年に農業経営基盤強化促進法等の法律が改正され、これまで地域の話合いにより取り組まれてきた人・農地プランが地域計画として法定化されたところです。

従来の地域農業の将来の在り方に加えて、農業上の利用を行う農地の区域を示した目標地図を作成し、令和7年3月までに地域計画の策定が終えられるようにしなければならないとされております。

策定に当たっては、協議の場の設置に係る調整、出し手と受け手の意向把握、協議の実施や取りまとめ、目標地図の素案作成、地域計画案の取りまとめの協議、調整を経て、地域計画の案を公告する必要があるとございます。

現状では、農地利用最適化推進委員による意向調査を基にした分析、地図化に向けた方法の検討、中心となる担い手と令和6年産の営農計画等について個別に調整を進めている状況でございます。

来年度中に協議の実施や目標地図の素案作成の作業を本格化させていきたいと考えておりますので、関係機関、団体等と情報共有を図り、具体的な取組の進捗状況を確認、整理しながら、計画的に推進してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 長和町のような中間山地の特徴として、大型機械が入らない、効率化に向かない、大規模集約化ができない土地があります。町としてこのような土地をどのように保全管理していくのか。

また、人口減少、高齢化により耕作放棄地の管理不全が広がり、獣害の増加や畦畔管理や農業用水の維持が難しくなってきた地域はないのか。その解決策を今後どのように行っていくのか、質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 現状といたしましては、地域の担い手や小規模農家の皆様の努力と、直接支払事業等による協働の取組によりまして、維持管理が図られている一方で、管理が行き届いていない農地があることも事実として認識しているところでございます。

現状では、有効な解決策は見出せない状況でございますが、地域によっては組織化に向けての検討を始めようとしている状況もございますので、農業委員会や農地利用最適化推進委員等とも検討しながら、対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 過疎化、高齢化の中で小規模農家、半農半Xの農家は地域構成員としての必要性も再構築されて、再認識されています。町長公約のナンバー55、農村に住み続けるための農村地域づくり事業体（農村RMO、複数の集落の機能を補完し、農地、水路などの地域資源の保全と農業振興、さらに買物や子育て支援など地域コミュニティを維持するために事業体）の育成に

取り組みますとありますが、町長公約の農村RMOとはどのようなもので、現在の進捗状況について質問いたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 農業RMOでございますが、農村地域管理組織のことでございますが、農業RMOとは、複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織のことで、地域運営組織の一形態として整理されているものでございます。

中山間地域では、高齢化、人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、地域資源の保全や生活等の集落維持に必要な機能が弱体化していることから、農家、非農家が一体となり、様々な関係者と連携し、地域コミュニティの機能を維持、強化することが必要であるとされております。

複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会等の多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、地域の将来ビジョンを策定した上で、これに基づいて農業RMOの活動の基礎となる農用地等の保全、地域資源の活用、生活支援に関わる各事業を実施する必要がございます。

地域課題解決のために有効な事業であると認識しておりますが、住民自らが参加して、具体的な取組につなげていく仕組みとなっていること、また、事業の収益性を確保しながら組織の維持を図ることは容易ではなく、事務的負担も伴うものでありますので、まずは、住民や関係組織から取組の要望がありましたら、事例収集や当町の営農における地域特性から適した規模や方法等の調査研究が必要であると考えているところでございます。

○議長（森田公明君） 佐藤議員。

○4番（佐藤恵一君） 私の質問はこれからがクライマックスなんですけど、ちょっと時間がないもので、次回にしていきたいと思っております。

基本的に、やはり住民の方との対話というのが今、全くない中で農業政策が進んでおりますので、その点を含めて、今後、質問していきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、4番、佐藤恵一議員の一般質問を終結いたします。

ここで10時11分まで休憩といたします。

休 憩 午前10時00分

---

再 開 午前10時11分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

2番、龍野一幸議員の一般質問を許します。

2番、龍野一幸議員。

○2番（龍野一幸君） 議長の許可を頂きましたので、私からの質問は、先ほどの佐藤議員の粹な

計らいで順番を変えていただきまして、最後に出た目標地図についてという質問をさせていただきます。

令和5年に改正農業経営基盤強化促進法の施行により、これまでの人・農地プランの取組が法律に基づくものとなり、地域計画と名称が改められました。将来の農地利用を検討する地域計画づくりが、今後、本格してまいります。

地域計画では、農業者や地域住民の話合いにより策定される地域の将来の農地利用の姿を明確化した設計図です。令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正により、目標地図という農地の10年後の耕作者の計画を示した地図ということで、作成が義務づけられ、関係機関と担い手を含め、農地所有者、地域住民なども交えて話し合うことが重要となっています。

県も人口減少に伴い、農業経営体や基幹的農業従事者の大幅な減少により、農地が適切に利用されなくなる危機的状況が懸念されることから、みんなで改めて考えることが必要となっているように思っております。

地域の協議により、将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を市町村が定め、それを実行するべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集積、そして集約化など、農地利用の最適化を進め、地域計画を策定、実行していくことは、地域農業の将来を築く上で重要ともうたっております。

また、地域計画の策定は、地域の農業を維持、発展していくためのスタート地点であり、策定した計画を実行し、評価し、改善し、再計画し、そしてまた実行という手順を継続していく必要があるとも記載されております。

人・農地プランに加わったのが目標地図の作成。目標地図とは、10年後に目指す農地利用予定者を一筆ごと書き込んだ具体的な地図です。

先ほどの佐藤議員の質問と一部かぶる質問もありますが、よろしく申し上げます。

令和7年3月までにまとめるとなっております。この計画が施行されてあまり時間は経過しておりませんが、これを具体化するには住民との合意形成が不可欠であり、相当な時間と手間を要するかと思います。全国的には、農業委員会が中心となり推進していくようですが、当町はどのような関係機関と連携を考えているか、もしくは既に推進しているか、現状を伺います。

○議長（森田公明君） 羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 現在、農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速されることが課題となっております。このため、長和町におきましても、人・農地プランが法定化されたことにより、地域での話合いを進め、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定してまいりたいと検討をしているところでございます。

御質問にあります地区計画の推進体制等につきましては、担当課長より答弁をいたしますので、

よろしくお願ひいたします。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 地域計画の推進体制につきましては、地域計画の策定者である町のほか、農業者、農業委員会、農地利用最適化推進委員会、長和町農業再生協議会等を中心といたしまして、外部機関として、関東農政局長野県拠点、上田農業農村支援センター、JA信州うえだ等とも連携、協力により対応を進める必要があると考えております。

次に、進捗状況につきましては、これまでの人・農地プランを前提に地域計画の策定をしていくことが効果的と考えてございます。

加えまして、令和3年度から4年度に高齢化の進行、後継者不足、耕作放棄地の増加等が問題となってきたことを踏まえ、5年後、10年後の将来の農業経営の方向性について、農地利用最適化推進委員が地域の実情や課題を把握するため、10アール以上の農地を所有されている方を対象に各戸を訪問して、意向確認する取組を実施しております。このことは、長野県内において同様の取組がないほど非常に先進的な事例であり、農業者の意向を的確に捉えた貴重な成果でありますので、この結果を活用しながら、策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 地域計画は、現行の人・農地プランをより具体化するのが基本となります。町は策定者であり、地域の関係機関との間で議論を深めるのはもちろんのこと、就農予定者とは、今後、積極的に話し合うことになっていくと思います。今後の方向性を見出すための改定で、当町における課題、問題の実態ははっきり見えてくると思います。

2番目の質問になりますが、今まで人・農地プランを作成、実行してきましたが、現状の課題はどう捉え、地域農業活性化に向けた地域計画の推進を町として今後どう対応していくか、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 耕作条件のよい水田を中心に意欲ある担い手への集積化が進んだ一方で、耕作条件が不利な農地は作業効率も悪く、受け手が見つからずに集積が進んでいかない状況となっております。

人・農地プランの作成、推進によって、特に地域の担い手においては、将来の営農計画や農業経営等について考えるきっかけになりましたが、その担い手自身も年齢を重ねて高齢化する中で、労働力の確保や農地集積の限界などの新たな課題に対して危機感を抱いており、意識の変化を感じております。

継続的かつ安定的に農地を維持していくためには、個人だけでなく、組織化による協働取組活動により地域の課題を解消することも有効な手段として考えられますので、担い手の意向を踏まえ、持続的、発展的な活動ができるよう支援してまいりたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今後、高齢化や人口減少の本格化により就農者の減少に伴い耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることは、国も県も市町村も懸念するところでありま  
す。第2次長和町長期総合計画にも、担い手の支援育成と営農組織化の推進として5つの方針が打  
ち出されております。

次の質問は、今回の地域計画のうち、目標地図に位置づけられた者及び継続的な農地利用を図る  
者であって、生産性の効率化などに取り組むものとして市町村が認める者とありますが、どの範囲  
がその対象になるのか、目標地図に記名はしたが、ごく僅かな規模で営農したい者の位置づけと基  
準等はどうなるのか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 地域計画の策定に当たって位置づける農地につきましては、農業  
上の利用が行われることが基本であるとの考えにのっとり、地域の中心となる認定農業者、認定新  
規就農者、集落営農組織等の担い手だけではなく、その他の多様な農業経営を営む方、新たに農業  
を始めようとする方、農作業の受託サービスを提供する方など、農産物の生産活動等に直接関わる  
方も位置づけられることとなりますので、従来の中心経営体よりも幅広く対象にできるようになる  
ものと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 先日、信越放送で目標地図の取組について特集された番組が放映されてお  
りました。中川村では、農業委員会を中心に目標地図を作成している打合せシーンでは、参加者の  
お1人から、10年後までに記名されない箇所の課題点を指摘した意見がありました。その指摘と  
は、住宅に隣接した農地のほとんどは記名されていないというもの。

次に、質問は、当町も間違いなく同じ課題にぶつかる予想ができます。後継者がおらず、高齢者  
が住所の近くで僅かな面積で作農している田畑。現状から、今後、件数は相当な数をはじき出すと  
思います。この環境の将来は、空き家と荒廃地がセットになって今以上に拡大し、地区、集落の崩  
壊を危惧しなければなりません。この課題はかなりシビアに捉えておかなければならないと思いま  
す。対応等、対策をどう推進していくか、見解を行います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 当町におきましても同様の課題が考えられ、地域計画の策定、推  
進は一つの有効な手段であると考えます。

しかし、地域計画では、当該区域における農業の将来の在り方、農業上の利用が行われる区域の  
設定、農用地の効率的かつ総合的な利用について協議、策定をするものであり、議員がおっしゃら  
れるような様々な課題の全てを網羅し、解決できるものではないと考えております。

空き家対策等、農業以外の分野においては、関係部署との連携により地道な活動が不可欠である  
と考えます。

農地利用最適化推進委員さんが農地利用の意向確認に取り組んだ実績を基に、日常的な農地の見

守り、声かけ活動により、今使われている農地を使える人に引き継ぐことができるよう、不在地主の発生防止の活動に力を入れていますので、役割の中で利用状況の確認、調整に努めてまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 次の質問は、荒廃地抑制と移住促進の観点から、非耕作地の維持管理等の課題は生じてくるかと思われませんが、今後は町外者への耕作のみの募集も必要となっていくかと思われれます。また、目標地図ができることによって案内がしやすくなると感じております。有効活用に向けどう考えるか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 御質問にあります町外の方への耕作のみの募集といった活用方法も考えられるとは思いますが、農業委員会における意見や計画を検討する過程において総合的に判断したいと考えていますので、御意見として承りたいと存じます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 次は、町外に住んでいるが、農地を所有し耕作している者に対して、目標地図作成の会合に参加させるのか、アンケートで済ませせるのか、対応はどうしていくのか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 話し合いにおける農業者の参加につきまして、制度上では特に決まりはなく、地域の農業の将来の在り方等を話し合う場であるため、できるだけ多くの農業者に参加していただいた上で意見集約することが望ましいとされております。

先ほども答弁させていただいたとおり、これまでの人・農地プランや農地利用最適化推進委員会の意向調査の結果に基づき、結果を基に策定したいと考えておりますので、必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 当町の第2次総合計画の施策方針には、担い手への農地の利用集積・集約化を進め、コスト低減による農業所得の向上を目指しますと方針が出されております。

学校給食などで有機食材を取り入れようと、今後、活発化していくと思います。目標地図作成において見えてくる予想非耕作地の実態をいち早くまとめ、有機栽培エリアとしての集約化が図れるのではないかと。また、有機栽培に限らず、果樹園エリアなどを考えるなど、絞り込んだ栽培を集約化していくことで、空き家対策においても荒廃予測地に新たな集落の誕生が見込めるのではないかと。見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 目標地図があることで、地域でどのような農産物を生産するのか。農産物を生産する上で誰がどう土地利用をするのかなど、農業の将来の在り方の具体的なイメージがつかみやすくなると考えます。

御質問にあります有機栽培エリアなど多様な目的や用途が見込まれますが、担い手からどのようなニーズがあるか把握しながら、今後の活用について検討を進めていきたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 今有機栽培を目指そうと考えているのはベテラン就農者ではなく、経験の少ない若い世代になるんだと思います。農地集約は簡単ではないと思いますが、若い世代の移住・定住を増やすための一つのツールになるものとも考えます。活用の検討はぜひ進めていただきたいと思います。

次に、ちょっと話をずらして、雑草の有効活用を問います。

ある新聞に掲載された記事です。香川県の丸亀市では、ごみの減量化やCO<sub>2</sub>排出抑制を目的に、刈り取った雑草を原料として堆肥を生産し、無料配布しているそうです。市道に生えた雑草を焼却せず集めて、4か月ほど発酵させてつくっているそうです。

当地の目標地図により荒廃が見込まれる記名されない土地においては、対応に追われるのは、今後、除草になるかと思われれます。町の産業として刈り取った草の有効活用も今から計画してもいいのではないかと。作物をつくらず、雑草で生計を立てる農業もあってもいいのではないかと。採算面では町の協力が不可欠と思いますが、山林化させないために新たな一つの取組として考えられないか、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 耕作放棄地の解消の抑制、解消につながる一つの方法ではあるかと思いますが、堆肥として活用する場合の成分や効果、寒冷地における気候、堆肥化処理施設の確保や臭気対策などの課題、また、誰が主体的に事業を実施するのか、事業化に向けた収支計画、採算面で町の協力が不可欠であるとのことですが、財政状況が厳しい中、継続して支援が可能なのかを考慮すると、現段階では実現することは困難であると考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 関連して伺います。町は多面的、中山間地等で草刈りには出所は相違はあっても手当を支給していると聞きました。しかし、一部からは指定区域だけ、一部からは全部だよという意見です。小規模で営農している方で知らない人も多いので、手当支給対象の実態と目標地図に書き込んだときの対応を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） この地域計画と直接支払交付金はそれぞれ事業が異なり、別々の対応となっておりますので、地域計画の中で同一に扱うことは考えておりませんので、御理解を頂きますようお願いいたします。

中山間直接支払交付金の交付対象農用地につきましては、協定参加者の話合いにより、あらかじめ集落協定の中で交付金の使途について取り決めを行い、地域の実情に応じた幅広い使途に活用することが可能となっております。

農道、水路、農地の管理作業や鳥獣害対策等の農業生活活動の継続のための下支え的活動に対しまして支出してございます。

多面的機能支払交付金の関係につきましては、建設水道課長より答弁させていただきますので、お願いいたします。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 多面的機能支払交付金の交付対象農用地につきましては、年3回までを上限として草刈り日当が支払われます。交付金対象農用地の確認につきましては、各組織会長または建設水道課、建設耕地係（長和町多面的機能保全組織事務局）までお問合せください。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 町のホームページの各種申請書欄では見つかりませんでした。申請方法があれば教えてください。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 毎年、交付対象農用地の所有者または耕作者に草刈り事業完了報告書兼請求書を送付しています。耕作者が変わられた等の要因により届いていない場合や、新たに交付対象農用地に登録する場合は、建設水道課、建設耕地係内（長和町多面的機能保全組織事務局）まで御連絡をお願いいたします。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 雑草の対処に関しては、現在でも火災のおそれ、シカなど、獣害のすみかになるなど、今後、荒廃面積の拡大に伴い、きちんとした方向性を検討しておくべきだと思います。

財政が厳しいことは当然理解しておりますが、一方、既に野生化している田畑が多く見受けられ、草だけではなく樹木が成長することも危惧しておかなければならないと思います。成木になる前に現状を把握され、対応を要望します。

今後、増加が予想される雑草に各家庭で飼っているペットのふんを加えての堆肥化は、町の新たな産業、そして特産品開発にも、そのほかバイオ燃料にもできるなど、先ほど佐藤議員が述べたふるさと納税や長門牧場の堆肥を補うものにもなるかと思います。ぜひ有効活用を考えていただきたいと思います。

話を戻しまして、地域計画にうたう目標地図に終着点はないように思います。現行の人・農地プランは令和7年4月以降に無効になり、そして令和7年3月までに目標地図を作成しなければならない計画です。毎年耕作者に変化もあり、取りまとめる関係組織においては苦慮されることが予想され、人手不足も予想されます。

次の質問は、長和町独自の地図作成への取組方として、自治会等の協力を求める手段も一考かと思えます。まず自分の地区だけに絞り記名していく。一方、区外の方が自分の地区内で耕作をしている箇所は関係機関がまとめていくなど、作業の効率化と分担による作業軽減が重要となってくるのではないかと思います。いかがでしょう。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 先ほどの答弁のとおり、地域計画の策定者は町となっておりますので、農業者、農業委員会、農地利用最適化推進委員会、長和町農業再生協議会等を中心に推進をしたいと考えてございます。

自治会等を単位とした場合には、明確な地域のエリア分けができておらず、他の地域の農業者が混在していたり、複数の集落に該当するケースなどもあり、自治会等の地域の役員の皆様に多大な負担が生じることが考えられます。

農業委員会等の関係機関と検討した状況を考慮した上で、必要があれば協力依頼等の対応をしたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） これに関しては質問の最後に述べますが、住宅地周辺に限っての協力でいいと考えます。

次に、農地を将来は転用したいと思っている住民への対応はどう考えていくか。農地として存続させるエリアとそうでないエリアにおいて、住民との合意形成が必要になると思います。現状のままか、目標地図が完成後、実態を捉えた上で改めた転用基準を決めていくのか、見解を伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 目標地図は農地ごとに将来の受け手をイメージして記すものとされておりまして、農地転用については、農業振興地域の整備に関する法律および農地法において、許可基準が定められておりますので、これらの法律にのっとり、適否を判断することとなります。

したがって、地域計画のみをもって転用基準を定められるものではありませんが、一方で、目標地図に定められた農地は、効率的かつ安定的な農業経営と、農用地の効率的かつ総合的に地域全体で利用されるエリアとして扱われることから、今後、安易に転用が認められなくなることも想定されますので、従来の農業振興地域整備計画その他法律の規定による地域の農業の振興に関する計画との整合等も考慮し、慎重に検討してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 認定農業者、新規認定就農者、集落営農組織に対し、農業機械施設導入事業補助金制度があります。この採択基準として、（ア）から（ク）まで8つの項目が上げられておりますが、次の質問は、このうちの（ウ）に中古品は不可とするとあります。全国的に離農者も増え、中古品の増加と、安く購入を考える新規就農者や組織、個人も多いかと思われまます。

また、（キ）では、本事業により機械、施設等を導入した者が、再度、同種類の機械、施設等を導入する場合には、5年間の期間を空けることとする。ただし、同種類の機械、施設等の導入であっても、複数の機械、施設等を有している場合は、その機械、施設等ごとに5年間の期間を空けることとなっております。

就農者が減っていく中、今後、個人、組織で耕作する面積も増え、農業機械の疲労や故障が増え、

コンバインなどはもう5年も持たないという訴える声も聞いております。新たな中心経営体や新規就農者確保の促進には、(ウ)と(キ)以外の採択基準も含め、再検討が一考ではないかと思いますが、いかがでしょう。

○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。

○産業振興課長(中原良雄君) 農業機械施設導入事業補助金制度の要項にあります(ウ)の中古品は不可とするということにつきましては、中古市場の規模が小さく、取扱量も少ないため、市場相場のばらつきが大きく、適正価格を算定することが困難であることから対象外としております。

(キ)の本事業により機械、施設等を導入した者が、再度同種類の機械、施設等を導入する場合には、5年間の期間を空けることとするのことににつきましては、農業者からの補助要望が多いため、公平性を確保することが必要であること、町の長和町補助金等交付規則の規定により、メーカーで公表している耐用年数を踏まえ、補助金の不正申請及び不正使用の防止、適正化を図る観点から要件を設けているところでございます。

町の農業機械施設導入事業補助金につきましては、他の自治体においても例がないほど手厚い補助となっているところでございます。

この補助金につきましては、今後も制度の在り方について検討をしてみたいと考えているところでございます。

○議長(森田公明君) 龍野議員。

○2番(龍野一幸君) 農業経営基盤促進法の一部改定により、目標地図に位置づけられた就農者支援として、支援金の変更や新たな交付金はあるのか伺います。

○議長(森田公明君) 中原産業振興課長。

○産業振興課長(中原良雄君) 現在の人・農地プランでは、その取組を推進する観点から、農地利用効率化等支援交付金、農地耕作条件改善事業、機構集積協力金など、一定の補助事業と関連づけられているところでございます。

地域計画に定められたのみで特定の補助金が受けられるものではございませんが、その取組を後押しする観点から、今後、国の補助事業について、地域計画の策定と一定の関連づけを行うことも検討しているとの方針が示されておりますので、情報収集に努めてまいりたいと思います。

○議長(森田公明君) 龍野議員。

○2番(龍野一幸君) 昨日の荻野議員の移住者の推進、農業従事者の受入れの質問の回答では、きめ細かな対応をするとの回答がありました。移住・定住促進と目標地図、空白地を埋めるためにも営農者や新規就農者にとって、やはり中古品購入を考えるということが先行してくると思います。制度の在り方、考え方、検討をお願いします。

次の質問です。圃場が狭く点在している箇所や劣悪な環境の中山間地など作業効率を改善するため、農地中間管理事業などを活用し、中心経営体や集落営農組織などへ農地の集約化を促進するための圃場整備の考えはないのか、伺います。

○議長（森田公明君） 龍野建設水道課長。

○建設水道課長（龍野正広君） 圃場整備事業により農地の区画を整形することによって、意欲ある担い手が耕作し、農作業の効率化や生産性の向上につながる効果が期待されます。

基本、原則として、圃場整備事業は農地への直接的な影響や受益者負担を伴うこともあるため、地権者の合意形成を受けて実施されていますので、地域からの要望を踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 集約に向けて農地を交換することはできないか。もしくは交換を先行させ、集約化を図っていく手段もあると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 当町の圃場につきましては、各圃場によって耕作条件が異なること、貸付人と借受人の結びつきが強く、地権者の意向から先祖伝来の農地を手放すことに対する権利意識の課題もあるため、農地交換を先行させて集約化を図っていくことについては容易なことではないとの認識しているところでございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 最終的に地図への記名がなされない農地はどうするのか、どう対応していくか伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 目標地図を作成する時点において、農地の受け手が直ちに見つからない場合など、最終的な合意に至らない場合には、当初の目標地図では、「今後検討等」として受け手を当てはめられないで記載できることや、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の活動組織、JA等のサービス事業者等による農作業受託を活用していただくなどが例として示されております。

その後、新たな受け手が見つかった場合には、当初作成した目標地図を変更し、新たな受け手を目標地図に反映できることとされていますので、事例を参考に検討を進めたいと考えてございます。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 前回12月の私の森林の保全に関する一般質問で、所有者には手放したい人、委託したい人の意向調査を実施し、図面化し、色分けしたらどうかを伺いました。回答では、町独自の地理情報システムGIS、県のGISを活用して、「実情は把握できるようになっている」と回答を頂いております。

最後の質問です。農家のことだけではなく、地域づくりの一つとして、この地理情報システムに今回の目標地図も反映していくのでしょうか。また、個人名を入れなければ町民は閲覧できるのでしょうか。伺います。

○議長（森田公明君） 中原産業振興課長。

○産業振興課長（中原良雄君） 地域計画の案を策定し、関係者との意見聴取を経て、地域計画を定めた場合には、広報への掲載やインターネット等を通じて公告し、公告の日から2週間、公衆の縦覧に供する必要があるとございます。

一方で、目標地図に関しては、具体的な運用や取扱いが示されておりませんが、将来的には農林水産省が開発し運用する農林水産省地理情報共通管理システムへ反映することも想定されております。

目標図面のGISによる公表につきましては、目標地図を町独自のGIS地理情報システムを使うのか、農林水産省地理情報共通管理システムを使うのかにつきましては、作成に要する労力やコスト等を勘案する必要があることや、運用上の用途等を踏まえ、今後、関係機関等と協議しながら、総合的に判断したいと考えております。

○議長（森田公明君） 龍野議員。

○2番（龍野一幸君） 個人的な感想としては、多面的農地などやりやすいところ、箇所は、目標地図記入なんていうのはざっくりでいいかなと思います。それよりは、問題箇所は既に放棄されている中山間地や民家周辺の農振から外れた区域になると思っています。目標地図作成は、今後の担い手が不在箇所を認識できることに深い意味があると思います。農地利用最適化推進委員さんたちが一番苦労される区域になると感じています。空き家の発生と同時に非耕作地の増加、この問題に関しては、関係各所の連携を密にいただき、目標地図記名されない、むしろ、この地の今後も雑草の有効活用も含めて検討していただきますよう要望しまして、私の質問は終わります。

○議長（森田公明君） 以上で、2番、龍野一幸議員の一般質問を終結いたします。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（森田公明君） 本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日予定した会議は終了いたしました。

会議を閉じ、散会といたします。

---

散 会 午前10時55分



議 事 日 程

令和 6 年 3 月 1 9 日

午前 9 時 3 0 分 開議

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例  
について  
(町長提出)
- 日程第 2 議案第 3 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 3 議案第 4 号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 5 号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて  
(町長提出)
- 日程第 5 議案第 6 号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例  
の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 6 議案第 7 号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の  
利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報  
の提供に関する条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 7 議案第 8 号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につ  
いて  
(町長提出)
- 日程第 8 議案第 9 号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を  
改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 9 議案第 2 0 号 令和 5 年度長和町一般会計補正予算 (第 1 2 号) について  
(町長提出)
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 令和 5 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算  
(第 4 号) について

第 4 号

( 3 月 19 日 )

- (町長提出)
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 令和 5 年度長和町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 2 議案第 2 3 号 令和 5 年度長和町観光施設事業特別会計補正予算 (第 4 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 3 議案第 2 4 号 令和 5 年度長和町和田財産区特別会計補正予算 (第 2 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 4 議案第 2 5 号 令和 5 年度長和町上水道事業会計補正予算 (第 1 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 5 議案第 2 6 号 令和 5 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算 (第 2 号) について
- (町長提出)
- 日程第 1 6 議案第 1 0 号 令和 6 年度長和町一般会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 令和 6 年度長和町国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算について
- (町長提出)
- 日程第 1 8 議案第 1 2 号 令和 6 年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 1 9 議案第 1 3 号 令和 6 年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 2 0 議案第 1 4 号 令和 6 年度長和町介護保険特別会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 令和 6 年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 令和 6 年度長和町観光施設事業特別会計予算について
- (町長提出)
- 日程第 2 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度長和町和田財産区特別会計予算について
- (町長提出)

- 日程第 2 4 議案第 1 8 号 令和 6 年度長和町上水道事業会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 5 議案第 1 9 号 令和 6 年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算について  
(町長提出)
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 指定管理者の指定について (長和町資料館「羽田野」)  
(町長提出)
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 指定管理者の指定について (長和町ダッタンそば加工直販施設)  
(町長提出)
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 指定管理者の指定について (長和町集出荷貯蔵施設)  
(町長提出)
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて  
(町長提出)

追 加 議 事 日 程（第 4 号の追加 1）

令和 6 年 3 月 1 9 日

長 和 町 議 会 議 長

- 日程第 1 発議第 1 号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議  
(議員提出)
- 日程第 2 意見書案第 1 号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める  
意見書  
(議員提出)
- 日程第 3 議案第 3 1 号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 4 議案第 3 2 号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について  
(町長提出)
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について
- 日程第 6 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 7 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について
- 日程第 8 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

令和6年長和町議会3月定例会（第4号）

令和6年3月19日 午前 9時30分開議

出席議員（10名）

1番	阿部由紀子	議員	2番	龍野一幸	議員
3番	荻野友一	議員	4番	佐藤恵一	議員
5番	田福光規	議員	6番	羽田公夫	議員
7番	原田恵召	議員	8番	小川純夫	議員
9番	渡辺久人	議員	10番	森田公明	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	羽田健一郎	君	副町長	高見沢高明	君
教育長	藤田仁史	君	総務課長	藤田健司	君
企画財政課長	宮阪和幸	君	建設水道課長	龍野正広	君
こども・健康推進課長	小林義明	君	町民福祉課長	藤田孝	君
情報広報課長兼会計管理者	上野公一	君	産業振興課長	中原良雄	君
教育課長	笹井佳彦	君	地球温暖化・景観対策担当課長	西田裕康	君
総務課長補佐	遠藤剛	君	代表監査委員	丸山淳子	君

議会事務局出席者

事務局長	米沢正	君	議会事務局書記	齊藤照恵	君
------	-----	---	---------	------	---

◎開議の宣告

○議長（森田公明君） おはようございます。

令和 6 年 3 月長和町議会第 1 回定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎日程第 1 議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第 2 議案第 3 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 日程第 1 議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第 2 議案第 3 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを一括して議題といたします。

本案に対する委員長報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 社会文教常任委員会では、3 月 1 2 日に委員会を開催し、今定例会に提案され、委員会付託となりました案件について審査を行いました。

議長の指示に従い、順次結果を御報告いたします。

議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第 3 号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第 2 号 長和町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第2号は可決されました。

次に、議案第3号 長和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第3号は可決されました。

---

◎日程第3 議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第4 議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第5 議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第6 議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第7 議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第8 議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部  
を改正する条例について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第3 議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第8 議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。  
本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 総務経済常任委員会は、3月13日、委員会を開催し、今定例会に提案された委員会付託となりました案件について審査いたしました。

議長の指示に従い、順次結果を報告いたします。

議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審議の結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についての審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての審議結果を報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上が、議案第4号から議案第9号までの結果報告です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第4号 長和町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第4号は可決されました。

次に、議案第5号 長和町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第5号は可決されました。

次に、議案第6号 長和町長等の町に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第6号は可決されました。

次に、議案第7号 長和町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第7号は可決されました。

次に、議案第8号 長和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第8号は可決されました。

次に、議案第9号 長和町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第9号は可決されました。

---

◎日程第9 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算(第12号)について  
(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第9 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

まず、社会文教常任委員会に付託された、こども・健康推進課、町民福祉課及び教育課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）についてのうち、こども・健康推進課、町民福祉課、教育課が所管する総務費、民生費、衛生費、教育費及び関係歳入について、審査を行った結果を御報告いたします。

各担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

なお、報告書には、質疑応答の全ての内容を掲載しておりますが、本日は時間の関係上、黒丸をつけた部分だけ読み上げて報告とさせていただきます。

まず、こども・健康推進課に関わる事項です。子育て支援係です。

ながと保育園運営経費の減額について、園児数が減ったとのことだが、当初の見込みと現在の園児数はどのくらいかに対して、当初予算積算時の園児数の見込みは120人で、現時点の園児数は109人ですとの回答でした。

児童手当給付費の減額について、見込みが減ったとのことだが、何人分が減ったのかとの問いに対して、延べ81名分で、実人数にすると7名ほどの減になりますとの答弁でした。

次のページです。健康づくり係です。

依田窪病院委託料245万円の減額となっており、オプションの利用が少なかったようだが、何人くらいが検査を受けなかったのかの問いに対して、主に超音波検査で、甲状腺400人と乳房230人分が減額となっています。令和5年度から甲状腺等のオプション検査は、依田窪病院に事前に電話で予約することとなったため、今後、分かりやすい案内をしていきますとの回答でした。

要望として、230人の方が受けられなかったのはいかがなものか、令和6年度ではもっと分かりやすく周知してほしいとの要望でした。

次に、長和町では、新型コロナウイルスワクチンの接種は高い状況だが、副反応の状況などは把握しているかとの問いに対して、国のほうで安全性を確認して接種を行っています。アナフィラキシーショック等、2から3件の報告がありました。腫れた、熱が出た等は通常現れる副反応なので、町には報告されておられないとの回答でした。

次に、町民福祉課に関わる事項です。福祉係です。

障がい児の通所費の増額について、利用者が増加したということか。利用者が増加した要因は何かとの問いに対して、1人平均の通所実績の増加も要因にあると考えますが、今年度に入り、利用

者が3名から20名に増加しております。多機能型事業所わくわくが開所し、町内で放課後等デイサービス等のサービスが利用できるようになったことが要因にあると考えますとの回答でした。

次に、障がい者に優しい住宅改修促進事業とは、実際にどのような改修内容が対象となるのか。令和5年度は申請がなかったということは、制度を知らなかったという方が多く、申請者が少なかったということかとの問いに対して、要件に該当する65歳未満の障がいをお持ちの方が日常生活の一部を自力で行えるようになり、介護者の負担軽減となる居室等の改良や整備が対象となります。例としましては、バリアフリーや手すり、階段昇降機の設置等が挙げられます。周知は行っており、関係機関や御家族等から相談いただくことはございますが、実際に改修を行う方や申請件数は比較的少ない事業となっております。また、財源の2分の1が県補助金となっておりますが、県の補助対象件数も年々減少しております。仮に対象件数以上の申請があった場合には、町単独費となりますので、財政部局との協議の上、決定させていただきたいと考えますとの回答でした。

わくわくの利用者が増加しているとのことだが、施設職員は何名で、人数は足りているのか。資格がある職員は何名いるのか。今後も職員数が足りないということのないように対応してもらいたいとの要望がありました。

以上の発言に対して、法人事業であり、現在こちらで職員数は把握しておりませんが、利用日時等々調整し、職員数に不足がないよう対応していただいております。人数は把握しておりませんが、資格は社会福祉士や保健師、保育士が想定され、有資格者を中心に採用されたと聞いております。要望は事業所へ伝えさせていただきますとの回答でした。

次に、教育課に関わる事項です。社会教育係です。

湯遊パーク体育館の遮光用のカーテンがぼろぼろであり、十数年前から修繕要望を出しているがどうなっているのかとの問いに対して、現状を確認し、修繕を検討してまいりますとの答弁でした。

次に、文化財係です。

資料館等管理委託料16万4,000円の減額の理由はとの問いに対して、和田宿の文化財施設の管理をシルバー人材センターに委託しておりますが、コロナ禍以降、ツアー団体が小規模化しているのと、町のコンシェルジュの皆さんが、和田宿を訪れた団体の案内開設を行うこともあり、委託料を減額していますとの答弁でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（森田公明君） 次に、総務経済常任委員会に付託された議会事務局、会計課、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第20号 令和5年度長和町一般会計補正予算（第12号）のうち、議会事務局、会計課、総務課、企画財政課、情報広報課、産業振興課及び建設水道課の所管する補正予算について、審査を行った結果を御報告いたします。

各担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により、可決すべきものと決定いたしました。

質疑の内容は以下のとおりです。

まず、情報広報課に関わる事項です。

議員より、広報ながわに掲載されている広告は月額、また年額は幾らか。広告を依頼する業者は減ったのかとの質問に、係は、広報ながわに掲載している広告料ですが、月額5,000円、1年を通しての掲載になりますと年間5万5,000円になります。前年度からの掲載数は減っていませんとの回答です。

議員より、庁内ネットワークの更新について、業者はどこと話をしていたのか。また、町内の業者はできないのかとの質問に、業者ですが、当初はリコーや富士フィルム、電算などの業者6社と話していました。

また、町内の業者で、パソコンやサーバー等のネットワーク機器を扱っているところがないため、対応できませんとの回答です。

議員より、庁内無料Wi-Fiスポットはないのか。また、その費用は町が負担しているのかとの質問。係より、本庁舎や町内一部施設に無料Wi-Fiのスポットを設置しており、観光防災Wi-Fi設置事業で設置をしたものになります。通信費等については、町で負担していますとの回答です。

議員より、町では地域アプリ、長和町情報アプリ「Nナビ」をリリースしたが、高齢者が使いこなすのは難しいと思う。スマホ講習会などを開催する等、何か考えているのか。係より、講習会の開催については、今年の1月中旬から2月中旬にかけて、高齢者向けスマホ教室を開催いたしました。来年度ですが、スマホ教室開催のための予算を確保しております。令和6年度は、KDDI株式会社から、国の事業でスマホ教室を開催したいとお話があり、開催に向けて準備を進めていく予定ですとの回答です。

議員より、自主放送設備機器リース料について、今、使用している機械が壊れてしまったから機械の入替えを行うのか及び自主放送施設機器リース料減額ということは、リース費が変わったということかとの質問に、壊れたわけではなく、ちょうど機器更新のタイミングだったため、機器の入替えを行います。新規リース契約により、リース料は減額となっていますとの回答です。

次に、産業振興課に関わる事項です。

議員より、和紙の里事業についても、歳入予算を減額しているが、詳細について説明してほしいとの質問に、係より、歳入予算の減額につきまして、株式会社マウント長和全体として要望されています。よって、和紙の里修繕分を含め、令和5年分の減額をお願いするものでございますとの回答です。

以上が、議案第20号の質疑内容です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第20号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第20号は可決されました。

---

◎日程第10 議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について

(町長提出)

◎日程第11 議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第10 議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)について及び日程第11 議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長(田福光規君) 議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

子育て世帯支援事業補助金は繰越事業になるということかとの問いに対して、繰越事業ではなく、当年度3月末時点での資格状況に応じた当該均等割保険税額の実績に基づき、令和5年度より、翌年度予算において支給するスケジュールに変更するものですとの回答でした。

次に、議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第21号 令和5年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第21号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第21号は可決されました。

次に、議案第22号 令和5年度長和町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第22号は可決されました。

---

◎日程第12 議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）について

（町長提出）

◎日程第13 議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

◎日程第14 議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）について

（町長提出）

◎日程第15 議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第12 議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）についてから、日程第15 議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）についての審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算（第1号）についての審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算（第2号）について、審議結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第23号から26号までの御報告です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第23号 令和5年度長和町観光施設事業特別会計補正予算（第4号）についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第23号は可決されました。

次に、議案第24号 令和5年度長和町和田財産区特別会計補正予算（第2号）についての委員

長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第24号は可決されました。

次に、議案第25号 令和5年度長和町上水道事業会計補正予算(第1号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第25号は可決されました。

次に、議案第26号 令和5年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計補正予算(第2号)についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第26号は可決されました。

---

◎日程第16 議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算について

(町長提出)

○議長(森田公明君) 次に、日程第16 議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

渡辺予算特別委員長。

○予算特別委員長（渡辺久人君） 令和6年3月定例会において予算特別委員会に付託されました議案は、議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算についてであります。

当委員会は、令和6年3月8日、11日、13日に開催し、審査いたしました。

質疑等審査の結果は次のとおり報告いたします。

なお、報告は星印のある項目についてとなります。

最初に、こども・健康推進課保育園です。

AET委託料が昨年と比べ減額となっているがなぜかに対し、AETは、ながと保育園、和田保育園、それぞれ年10回実施しておりましたが、両園の交流の機会を増やすため、両園年長児を対象に合同で実施することとしました。AETのほか、身近な不思議体験に触れる科学タイムを新たに実施の予定であり、そのため、英語の時間が減少しております。英語の講師については、委託ではなく、町職員に依頼の予定です。

次に、委員から、保育園用地を今年購入ならば、土地借り上げ料は必要ないと思うが、両方計上されているのはなぜかの質問に対し、公共用地買収に係る税務署への事前協議におよそ2か月を要し、事業認定等の状況によっては半年以上かかってしまう場合もあるため、土地借り上げ料の予算を計上しておりますとの回答でした。

次に、次ページになります。

児童数が少なく、和田小学校等の在り方を考えていくに当たり、なぜこのタイミングで高いお金で土地を購入する必要があるのか。在り方の方向を示すのが先ではないかの質問に対し、賃貸借契約を継続するほど物価上昇等により撤去費は上がることとなります。町としては、和田地域活性化に向け取組を行っていく考えであり、土地を購入することにより、将来的に町の支出を少なくできるのではという判断で、今回、予算計上させていただいたとの回答でした。

次に、ICTシステムの導入について、使用している市町村に効果などを聞いたのか。また、効率化についてどのように考えているかの質問に対し、導入している市町村にお聞きしたところ、アプリを介して欠席連絡ができるようになることで、例えば、風邪などが流行し、欠席者が多い場合などでも、電話対応に追われることなく、登園してきたお子さんの対応に当たれるとのこと。帳票作成等もシステムに慣れてくると時間短縮となるため、園児に関わる時間が増える等の効果が見込まれますとの回答でした。

委員より、科学タイムの委託先と委託内容をお聞きしたい。株式会社学研エデュケーショナルへの委託を予定しています。内容はこれから詰めますが、静電気の不思議や鏡の不思議など、子供たちが実際体験できることを実施する予定です。

次に、子育て支援センターになります。

委員より、子育て支援センター会計年度任用職員人件費について、報酬は何人分の計上か、勤勉

手当は条例の改正によるものか、時間外手当は勤勉手当に含まれているかの質問に対し、代替職員7名分を含め、合計10名分の計上です。勤勉手当につきましては、条例改正により、新たに計上をお願いするものです。時間外手当については、勤勉手当に含まれてはおりませんとの回答です。

次に、健康づくり係です。

依田窪老人健康施設負担金が増額しているが、町として運営費を負担することを認めた経緯を説明されたいとの質問に対し、依田窪老人保健施設の経営は厳しく、運営費を負担しなければ継続できない状態となっている。経営企画会議を設置し、令和6年度中には、将来の在り方の方向性を示す予定となっておりますとの回答でした。

次に、鹿教湯病院の負担金について、自治体の病院ではないのに負担金を支払う仕組みを教えてくださいとの質問に対し、鹿教湯病院再編に当たり、厚生連より広域連合長及び構成市町村長宛てに財政支援要望書の提出があり、上小医療圏の地域医療を守るためにも、関係市町村で補助を行うこととなりました。

不採算地区公的病院等への助成費用として特別交付税措置となりますとの回答でした。

次に、带状疱疹ワクチンは各自治体どれだけ補助しているのか。長和町ではどのような計画でいるのかの質問に対し、県内では、松本市及び5つの村が助成をしております。今後も他市町村の動向を見ながら、長和町での対応を検討してまいりますとの回答でした。

次に、町民福祉課窓口係には質疑ありませんでした。

福祉係になります。

委員より、結婚新生活支援事業について、対象者の要件は何かあるのかの質問に対し、補助対象者は補助金を申請する日の属する年度に婚姻した夫婦であり、申請時に町内に住所があること、夫婦の年齢がそれぞれ39歳以下であり、夫婦の合計所得が500万円以下等の要件がありますとの回答です。

次に、委員より、令和6年度は敬老祝賀会の開催を再開するということであるが、地域の子供たちとの触れ合いがある開催内容にしてもらいたいとの要望に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により、祝賀会としては、最後に開催させていただいた令和元年度の敬老祝賀会は、地域の小学生に合唱を披露していただきました。令和6年度も小学校と協議をさせていただきながら、元年度と同様に合唱等、地域の子供たちとの触れ合いが持てる開催内容を検討・実施したいと思いますとの回答でした。

次に、高齢者支援係になります。

高齢者補聴器の購入補助事業の対象者の年齢制限はどうなっているか。対象者が多くいるので積極的に利用してほしいという広報と、利用者が多くいたら補正対応を要望したい。補聴器の補助額は、補聴器の価格を幾らと想定して決定したのか。委員の質問に対し、県内の他の市町村の実施状況を確認しながら検討し、対象者は65歳以上の高齢者としています。新規事業であるため、4月以降広報等で周知していきます。また、希望者が多かった際は財政と協議し、事業を実施してまい

ります。

身体障害者手帳を所持している方の補聴器の購入費用を確認し、おおむね五、六万円であることから、購入費の2分の1で3万円を限度とし、補助額を決定しましたとの回答でした。

次に、委員より、配食サービスの予算が減っているがなぜかの質問に対し、一般会計と介護保険特別会計で計上しており、一般会計で計上をしている対象者が減り、特別会計で計上している対象者が増えているため、総数としては大きく変化はしておりません。以前は、お弁当の配達には町の配食サービスのみでしたが、民間業者によるお弁当の配達もあり、選択できるようになったことも要因と思われますとの回答でした。

次に、低所得者利用料補助の対象者は何名かの質問に対し、毎月45名前後の方に支給しておりますとの回答でした。

運転免許証自主返納補助事業の実績と来年度の予算はどうなっているかの質問に対し、タクシー利用補助額の伸び率2.3倍、申請実績の状況を勘案し予算計上しました。関連資料は別に提出されております。

次に、福祉企業センターは質疑ありませんでした。

次に、生活環境係になります。

委員より、ヘルメット購入費補助金だが、どういった方が対象で、上限金額はあるのかの質問に対し、補助金の対象となるのは、町内に住所のある高校生及び65歳以上の高齢者の方としています。金額については、2,000円を上限に購入費の2分の1を補助しますとの回答でした。

委員より、毎年新年度になると横断歩道に横断旗が設置されている地区があるが、隣の都市部に行くときれいにそろえられている。町では、それを入れる箱も壊れているが、直していく予定はないのかの質問に対し、依田窪交通安全協会と協力し、定期的に地区の方から修繕要望が上げられているので、旗を新しいものにしたたり、旗を入れるケースを新規設置していますとの回答。

町で自主的に対応してほしいとの要望がありました。

次に、防犯カメラは、現時点では学童を対象としているものが多いと思うが、国道等にそういったものを設置する予定はないのかの質問に対し、まずは、どのような場所にカメラの設置をしたらよいかという協議を警察と行えるよう話を進めていきたいと思っておりますとの回答でした。

次のページになります。

汚泥再生処理センターの施設維持管理委託料の内訳と工事請負費の内訳を説明いただきたいとの質問に対し、委託料の内訳は、職員人件費に対し1,485万円、施設から出る乾燥汚泥の運搬に対し36万9,600円、汚泥再生処理センターの沈砂槽や貯留槽の清掃業務費として176万円を計上しています。

工事請負費については、令和4年度より実施している施設内機器のオーバーホールに係る経費となりますとの回答でした。

次に、草刈りについて、年間で何回ほど作業に入っているか。道路沿いに草が残っている箇所が

あるので、確認を行うようお願いしたいとの要望がありました。回答として、年間で延べ10回前後作業に入らせていただいています。

次に、いこいの丘公園の施設整備について、当初は1年で終了すると思っていたが、2年目が必要である根拠をお伺いしたいとの委員の質問に対し、駐車場が狭いことやベンチの劣化等について御意見を頂いたため、それに対応するための附帯工事とした予算ですとの回答でした。

次に、道路景観整備について、以前行っていた町民がバスに乗って移動して活動していたようなことはもう行わないのかの質問に対し、ボランティア道路清掃は、新型コロナウイルスの影響から、令和3年度から区内の環境美化活動に転換したが、3年度は中止とし、4年度から実施しています。5月30日からの1週間がごみゼロ週間となっており、その週の日曜日に各地区内の環境美化活動を実施していただいています。ボランティア道路清掃の予算は皆減ですとの回答でした。

次に、教育課学校教育係。

委員より、学校再編委員会の報酬について、人数とメンバーと、いつ頃から行うのかの質問に対し、17人ほどの委員を予定しており、学校長、PTA、議会、地域の方を予定しています。期間については、早急に進めてまいりたいと考えていますとの回答でした。

次に、有機学校給食に関する予算についてどのようになっているかの質問に対し、有機野菜として価格差を補助として計上しています。長門小学校に3万7,000円ほど、和田小学校に6,000円ほど計上しましたとの回答。

南部中学校の学校給食の無償化について、地方債の530万円は全額ではないが、理由はあるのかの質問に対し、学校給食の無償化については、地方債である過疎債のソフト事業で充当していますが、事業の枠があるため全額ではありませんとの回答。

次に、学校修繕のその他修繕経費についてどのようなものかの質問に対し、和田小学校の体育館のLED工事、長門小学校、和田小学校の教室のLED化への工事が大きなものですとの回答でした。

次に、社会教育係になります。

和田コミュニティセンターの床暖房は社会福祉協議会があくまで指定管理先なので、ファンヒーターやストーブなどへの切替えは町の方針で進めるべきではないかの質問に対し、御指摘のとおり、最終的な方針は町で決めなければと考えています。実際の使用状況、利便性を社会福祉協議会との協議は行い、町で決定しなければならないと認識しておりますとの回答でした。

次に、委員より、町民運動会については今後開催することはないという認識でよいかの質問に対し、スポーツ体験・交流イベント的なもので計画しております。参加状況なども踏まえ、それ以降も毎年開催内容についてはスポーツ推進委員会で協議していきますので、今後も町民運動会の開催が全くないということではございませんとの回答です。

次に、町民体育館の電気代、照明使用料として徴収する利用者からの負担額が少ないが、町としての取扱方針は。また、支出する電気料金に対して照明使用料収入が相当少ない。そもそも規定し

ている料金が安過ぎるという認識なのかの質問に対し、体育施設としての照明使用料としては、新型コロナウイルス感染状況時の利用率を基に計上させていただいておりますが、利用率も増加してきておりますので、予算額以上の収入が見込める予定をしております。照明使用料は、現在の情勢を踏まえても見直しの必要があると考えております。ただ、公共施設の料金については、体育施設だけ値上げというわけにはいかず、町の施設全体を見ながら進めていく必要があるということで財政部局と協議しております。また、料金自体を上げると、施設の改修への要望が非常に増加するという厳しい状況もあり、このようなことも踏まえながら進める必要があると考えておりますとの回答でした。

次に、文化財係になります。

地域おこし協力隊は、和紙の里で行っているうちわ作りなどの体験業務に関わっているのか。関わっているのであれば、その分の歳出歳入に関わってくるはずだが、お金の動きについて説明が欲しい。体験の手伝いを行っている時間と協力隊の業務を行っている時間とをそれぞれ明確に分ける必要があると思うがとの質問に対し、和紙作りの一連の流れをつかむため業務の一環として関わっておりますが、慣れて一人で和紙作り体験の対応ができるようになれば、代価として会社に負担してもらえよう協議したいと考えています。紙すきを覚える一環として、体験の手伝いに当たってもらっているが、協力隊の業務としての線引きが明確にできるよう、マウント長和と協議を行っていきますとの回答でした。

9月の定例会では、隊員の日報を提出して和紙の里の業務と協力隊の業務の割合を示してほしいとの要望でありました。

次に、羽田野の指定管理について、これまで指定管理者とは別のそば屋が運営していたが、又貸しが指定管理の制度上問題ないのか。また、指定管理料の40万円の根拠について説明してほしいとの委員からの質問に対し、指定管理は米屋鐵五郎が行い、その傘下としてそば屋が入り、運営を行っていました。指定管理者の傘下ということで、又貸しに当たらないものと認識しています。令和4年度決算では累積赤字が50万円ほどまで膨らんだため、それも鑑みて40万円としていますとの回答でした。

委員より、そば屋が閉店して以降、地域おこし協力隊の隊員が運営しており、閉館日が多いと認識しているが、教育委員会では把握しているのかの質問に対し、和田宿の活性化のため、地域おこし協力隊員がリモートワークスペースや簡易宿泊所としての活用を目指して建物の整備を行いますとの回答です。

次に、協力隊の活動であれば、指定管理ではなく、町の事業として行っていくべきだと考えるがとの質問に対し、指定管理の趣旨としては、資料館として公開するための運営管理と、自主事業として様々な取組によって誘客を促すことができるという利点があるものと思いますとの回答でした。

所管の社会文教委員会において、厳格な審査を行っていただきたいとの要望がなされました。

次は、11ページになります。

長期滞在施設について、取り壊す計画があるのか。年間70万円程度の経費をかけ維持し続ける

考えなのかの質問に対し、現段階では、取壊しの計画はありません。現在は明治大学の関係などで利用がありますが、なるべく経費をかけない方法で続けていきたいと考えていますとの回答。教育委員会では、管理する教員住宅なども併せて、今後の在り方について検討していきたいと考えていますとの回答でした。

次に、人権男女共同参画係になります。

児童クラブを長門小学校でも行うとのことだが、詳細について説明とスタッフの増員はあるかの質問に対し、平日の放課後から16時45分まで、3学年の奥の教室及び体育館を使い、対象児童は4学年から6学年の児童です。その後は、ふれあい館に移動してお迎えを待つこととします。ふれあい館では6名体制のスタッフで運営していますが、そのうち2名を長門小学校に振り分ける予定なので、スタッフの増員は考えていませんとの回答でした。

次に、委員より、男女共同参画推進委員会は年に何回開く予定か。また、報酬は幾らかの質問に対し、報酬は半日日当で1人当たり3,500円です。予算としては、3,500円掛ける10名掛ける2回で、7万円を計上しておりますとの回答でした。

次に、議会事務局議会係になります。

県内で音声認識システムを導入している自治体はどこかの質問に対し、県庁や佐久穂町などが導入していますとの回答でした。

次に、会計課会計係。

オンライン決済の支払先はどこになるのかの質問に対し、端末の使用料についてはシステムを導入予定のソフトバンクのグループ会社への支払いになります。決済利用料はペイペイなど、それぞれの決済事業者に払うことになりますとの回答です。

次に、委員より、振込手数料が大幅に上がったが、削減する方法を考えているのかの質問に対し、会計課では、支払い件数を減らすため、まとめ払いを始め、振込手数料を大幅に削減することができました。この件について、全国の市町村から国へ要望が上がっており、一部報道では特別交付税措置をする、しないの議論が上がってきたという情報もありますが、どうなるか分かりませんとの回答でした。

次に、総務課総務係になります。

デマンドの委託料の増減はどうなっているかの質問に対し、JRに巡回バスからの移行について、金額は増えないようお願いしています。令和6年度は、JRほかの自治体で運行している実績に基づいて計上しました。令和7年度以降は、実際に実績に基づいて計上していきたいと考えていますとの回答です。

次に、委員より、長門老人福祉センターの施設使用料と説明されたが、もらっている区とそうでない区があるのか。どうしてそのようなになっているのかの質問に対し、使用料を頂いている区は、独自の集会施設のない区で、長門老人福祉センターを使わせていただきたいという区になっておりますとの回答でした。

次に、分団詰所の移転に関して、今回の予算書にはないのはなぜかの質問に対し、移転については、第1分団、第5分団で計画がございます。移転先の候補、土地の購入等もあり、予算書にはございませんが、今年度町実施計画に記載をいたしましたとの回答でした。

次に、委員より、自主防災組織は、お願いすれば担当が地区へ来て話してもらえるのかの質問に対し、要請があれば参加しています。地区防災会議は積極的に参加していますが、自主防災組織については、要請に応じてとなりますが、各種研修等をお知らせしてまいりたいと考えていますとの回答でした。

積極的に役場から働きかけをしてほしいとの要望がありました。

次に、税務係になります。

コンビニ収納用のプリンターを購入することであるが何に使うのかの質問に対し、コンビニ収納用の納付書などを印刷するためのプリンターを購入するものですとの回答でした。

次に、企画財政課まちづくり政策係になります。

委員より、委託型地域おこし協力隊とはどのようなものか。ミッションは何かの質問に対し、会計年度任用職員の任用から外れ、個人事業主としてこれまでのミッションを業務委託として行うものですとの回答。

アートによる長和町活性化事業の予算がないが、絶ってしまったのかの質問に対し、女子美術大学の地域連携室という部署と直接協議していくことになったが、原点に立ち止まって、事業の意義があるのか、協定が必要なのかを協議することになり、ジャパンイニシアチブを通じた事業はなくなりましたとの回答でした。

次に、委員より、シェアハウスの貸付収入は地域おこし協力隊の収入にならないのかの質問に対し、シェアハウス化する際に田舎暮らし体験住宅の指定管理者制度の導入を検討したが、公の施設でないという理由から管理委託化し、町の収入としています。

公の施設は、「住民の福祉に寄与し、その利用を供する施設」という定めがあり、体験住宅は町外者向けの施設ということで、公の施設にならないと例規を委託する第一法規株式会社から見解がありましたとの回答でした。

次に、委員より、デジタル田園都市国家構想総合戦略の目的感はどのように考えているかの質問に対し、どのようなことがデジタルの力で課題解決になる取組になるのか、担当課や町の地方創生推進協議会へ諮り、協議して策定していく予定ですとの回答でした。

次に、委員より、町には独身者向けの住まいが不足している。町としてどのように捉えているのかの質問に対し、単身者向けの住宅（ワンルームマンション）があるので、まず、そこを利用していきたいと考えていますとの回答でした。

次に、女子美術大学との連携事業の町としての評価はどうか、ほかの大学との再構築はあるのかの質問に対し、町の民話を題材にした取組、ながわごんデザインなど一定の成果はあったと考えています。ほかの大学との協定は考えておりませんとの回答でした。

次に、財政係になります。

委員より、新町一体感醸成基金について、年々減っていくが、ほかに使える基金があるのかの質問に対し、新町一体感醸成基金は、令和6年度末残高見込みが3億4,761万円を見込んでいます。これが終わってしまうとほかに活用できる基金はありません。依田窪医療福祉事務組合負担金へ1億円を充てていますが、負担金の見直しについて本格的に議論をしていかなければならないものと考えます。その中で、どうしても足りないということになりますと、財政調整基金を取り崩していかなければなりませんとの回答でした。

次に、委員より、和田保育園の土地購入費はどの基金から充当するのかの質問に対し、地域福祉基金を充当しますとの回答でした。

次に、中学校給食費無償化の財源について、一般財源分は多くなったのかの質問に対し、給食費無償化事業は過疎対策事業債のソフト分というものを充てています。過疎対策事業債ソフト分は、当初予算編成時点の上限額が全体で6,940万円と決まっています。従来、過疎対策事業債を充てていた事業に充当していくと、全体では足りなくなってしまう。給食費無償化事業は金額も大きく、不確定な部分もあるので毎年調整をかけています。当初予算編成時では200万円ほど一般財源が必要となりますとの回答でした。

次に、委員より、立科町の当初予算は、過疎対策債を5億円、町営住宅建設事業に充てると新聞報道がありました。当町では、同起債は抑えていると今まで説明を受けていたが、これについてどう考えているかの質問に対し、過疎対策事業債は、国の地方債計画により国全体での金額が決まっています。国の計画額より市町村の要望額のほうがかなり大きいので、過疎債全額は見込めないという認識でいます。当町が過疎対策事業債を抑えている理由は、過疎対策事業債の元利償還金が非常に大きくなっています。交付税に7割参入されますが、3割は一般財源の負担となります。全体の財政のバランスを考え、過去に大きな事業も行っていますので、起債を抑えて予算を組んでいますとの回答でした。

次に、委員より、厳しい財政状況を考慮しながらという枕言葉をよく聞くが、町民への周知はどうなっているかの質問に対し、積極的に財政係から周知はしていませんが、今後、財政推計を作成し、町民へお知らせしなければならないところは周知して共有していかなければならないと考えていますとの回答でした。

次に、管財係になります。

旧和田中学校施設跡利用候補者選定委員会に関する予算が計上されているが、必要なのかの質問に対し、旧和田中学校の利用計画に変更があり、現在も検討しているところです。計画について固まった際に、旧和田中学校施設跡利用候補者選定委員会を開催することを想定しての予算計上となりましたとの回答でした。

次に、委員より、前年度予算には住宅の取壊しについて計上があるが、令和6年度には予算計上がない。使用していない住宅はあるのか。あるのであれば何戸かの質問に対し、一般財源を用いて

取壊しを行わなければならないため、計画は一時中断しているところではありますが、順番を決めて順次行ってまいります。なお、全く使う予定のない住宅については、水道や電気メーターを取り外すなど、ランニングコストがかからないようにしています。現在使用していない住宅は2戸ですとの回答でした。

次に、情報広報課情報広報係になります。

委員より、町を離れていった若者たちに、町の情報を届けるのにどんなことをしていくのかの質問に対し、全国の広報紙が閲覧できるマチイロアプリを登録しており、そこから長和町の広報紙も見る事ができるSNSと併せて若者に向けて発信していきたいですとの回答でした。

次に、委員より、システム保守委託料について、新しいベンダーに変える理由はなぜかの質問に対し、現行のベンダーで使っている機器が生産中止になってしまったため、機器が壊れた場合、普及ができない状況です。サーバー内部の老朽化も進んでいるので、入替えに合わせて新しいベンダーに変更しますとの回答でした。

次に、建設水道課建設耕地係になります。

前年度予算書に載っていた多面的機能支払事業会計年度任用職員人件費がないのはなぜかの質問に対し、応募の見込みがないため、令和5年度から株式会社共立ソリューションズに業務委託をしました。令和6年度についても引き続きお願いする予定ですとの回答です。

次に、委員より、業者によって工事の出来栄えにばらつきがあると聞いたが、悪い場合にペナルティーなどを与えているのかの質問に対し、今後、指導してまいります。業者選定に反映することについては、担当の企画財政課と協議してまいりますとの回答でした。

次に、委員より、町道の草刈り委託料が前年比で50万円増えているのはなぜか。草刈りは何回行っているかの質問に対し、新しい箇所を追加したことにより、委託料が増えました。例年どおり、草が伸びてきたときに行っていますとの回答でした。

次に、産業振興課農政係になります。

マルシェ黒耀の指定管理料について減額していく方針だったが、1,800万円から減額されていないのはなぜかの質問に対し、計画では減額していく方針でしたが、実際の経営状況を勘案して、指定委託料を決めております。今年度も決算書を基に経費等を精査した上で、運営会社と綿密な協議をしたところですが、来年度以降も指定管理料を減額する方針で引き続き協議してまいりますとの回答でした。

委員より、今後のワイン産業プロジェクトの展望をどのように考えているかの質問に対し、意欲的に栽培に取り組んでいただいております。今年度は650本程度の生産を見込んでおり、ワインバレー特区の取組や町内のイベントなどに併せて、長和町産のワインを周知していきたいと考えていますとの回答でした。

次に、林務係になります。

委員より、林道費の林道管理委託料による管理場所はどこか、また管理料に含まれる草刈りの場

所はどこかの質問に対し、3財産区、1管理会より繰入れをいただき、森林組合へ管理委託をしているもので、各地区の林道及び作業道が管理場所となります。草刈りの場所は森林組合の皆伐等の施業に応じて実施していますとの回答です。

次に、有害鳥獣駆除を始める方へのわなの購入補助やわなの貸出しは行っているのかの質問に対し、長和町は捕獲の報奨金を高額にしていることから、購入補助や貸出しは行っておりません。わなの会は会独自で貸出しをしておりますとの回答でした。

次に、委員より、森林環境譲与税の積立金が増えている状況であるが、今後の使い道の見込みはどうなっているのかの質問に対し、林道の橋梁が老朽化しており、その改修費用として使いたいと考えております。橋梁の改修が終了した後は、老朽化した林道の改修や町道のライフライン事業を実施したいと考えておりますとの回答でした。

次に、商工観光係になります。

委員より、たかやまスキー場にてスノーボードを導入する計画となっているのか、導入するのであれば、施設整備が必要と考えるがいかかとの質問に対し、施設管理事業者である株式会社マウント長和と来期より導入に向けた協議を行っています。導入する上で必要な設備修繕等、幾らかかるのか現在確認をしているところですよとの回答でした。

次に、たかやまスキー場事業について、2分の1国庫補助にて予定している人工降雪給水管等改修工事が国庫補助不採択となった場合、辺地債等で実施するのかの質問に対し、国庫補助事業につきまして、現状は獲得できると考えていますが、もし不採択となった場合、株式会社マウント長和と協議した上で、内容を精査する等の対応をしたいと考えていますとの回答でした。

次に、起債元利償還分や修繕費等の返済を繰延べしている中、新たに令和6年度についても辺地債を活用して事業を予定している。前の償還はいつ行われ、今回の辺地債はいつ償還が行われるのか教えてほしいとの質問に対し、過疎対策事業債は3年据置9年償還、辺地債事業は2年据置8年償還となっております。現状までの事業を加えた返済計画を株式会社マウント長和と協議し、計画する必要がありますので、改めて皆様へ御説明をしたいと考えていますとの回答でした。

次に、町は歳入予算を繰延べしている中、新たな事業や施設修繕をする予定をしているが、株式会社マウント長和からの歳入は見込めるのかの質問に対し、町として株式会社マウント長和と協議し、投資計画・返済計画につきまして、今までのものに加え、新たな計画をその都度、議会全員協議会等を通じて議員の皆様へお示しし、御意見を賜り、さらに協議をしてまいりたいと考えていますとの回答でした。

次に、やすらぎの湯、水道光熱費が突出している。単純に令和4年から令和5年に値上がりをした分、そのまま計上しているのではないかとの委員からの質問に対し、水道光熱費は物価高騰により増えていますが、そのほかは抑えられています。今回、25期実績、それから26期に向け、基本的な収支が数字でしっかり表れるようになってまいりました。その収支に基づき、指定管理料を計上させていただいたところでございます。当然、振興公社にはさらに頑張ってください必要はあ

りますが、適正な指定管理料が来年度見えていますので、予算計上させていただきましたとの回答でした。

次は、22ページになります。

13日、一旦閉会した議会が再開され、やすらぎの湯26期分光熱費一覧資料、株式会社マウント長和返済計画資料にて説明がされました。それに対して、委員から、やすらぎの湯光熱費について、今回の説明では、1人当たりの単価に比べ、実績に基づいた資料となっている。第26期の2月までは実績額が出ていると考えるが、3月以降はどのように算出しているのか。19.8%増の根拠は何かの質問に対し、振興公社において、25期支出額に前年比19.8%を乗じて試算したものでございます。25期が24期比較おおむね11%増となっており、26期については25期比較約11%増に加え、入館者分10%を見込み、合わせて約20%となりますが、1人当たり単価300円としているところから、19.8%と算出させていただきましたの回答でした。

次に、委員から、令和6年度、株式会社マウント長和から納入いただく金額について詳細説明してほしいとの質問に対し、振興公社から引き継いだ一律800万円に加え、新たに起債元利償還分298万3,000円があります。また、修繕費相当額2,370万円もありますので、合計3,468万3,000円となりますとの回答です。

次に、委員より、繰延べについて、コロナ資金が令和9年度まで返済が大きいから要望していると思われるが、先送りは既に確定しているのか。議会は、株式会社マウント長和が町へ納入できるのか見ていく必要がある。株式会社マウント長和からの返済計画を今後の投資計画を見込んだ上で作成してほしいとの質問に対し、株式会社マウント長和からは令和9年度まで繰延べを要望されていますが、会社の経営状況を踏まえ、毎年協議したいと考えていますとの回答でした。

以上で、全ての課の質疑が終了、討論では賛成討論がありました。採決の結果は全員賛成で、議案第10号 令和6年度長和町一般会計予算は可決すべきものと決定いたしました。

なお、原案可決後、委員から、議案第10号に対し附帯意見が提出されました。

附帯意見を議題とし、提出者から説明があり、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成で議案第10号に対する附帯意見は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、附帯意見の概要は次のとおりです。

厳しい財政状況の中にもありながらも、限られた財源の中で工夫して事業を計画し、新たな事業にも鋭意取り組むべく編成されている。このことから、予算の執行に当たっては、最小の経費で最大の効果が発揮されるよう、委員会の総意として、以下の事項について、今後の行政運営において特に留意すべきものとして、意見を付するものです。

1として、和田保育園土地購入費として予定された土地は、現在、和田保育園で使用している土地に加え、周辺部の土地まで含まれていると思われる。また、過去数十年にわたり使用料を払ってきたことを考慮し、購入に当たっては必要最小限の部分とし、購入単価は根拠に基づいた適正価格とすること。また、交渉を早期に行い、予算計上されている借地料の支払いを月割りで行うこと。

2として、やすらぎの湯の指定管理委託料について、前年度の4倍になっているが、その根拠について曖昧さが残る。単に経営の赤字部分を補填するのではなく、温泉の経営全体を把握した上で、指定管理料の積算根拠を明確にするとともに、その経営状況について議会に報告すること。

3として、たかやまスキー場管理費及び関連歳入について、本年度、株式会社マウント長和から町への返済が先送りされている中で、新たに辺地債を活用した事業展開を行うについては、今後、償還が始まったときに返済できていくのかについて懸念が残る。このことから、ブランシュたかやまスキー場の施設に関わる債務の返済計画等を含め、逐次議会に報告し、将来の憂いのないよう検討すること。

以上です。

予算特別委員会の報告は以上となります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終わります。

本案に対する討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

羽田公夫議員。

○6番（羽田公夫君） 私は、予算審議を進めていく過程において、さらに、広報ながわの記事等を見させていただき、長和町巡回バス「ながわごん」、それとNナビ、書かない窓口など、より予算を調べる中で共感を持ち、賛成の立場で討論を行う決意に至りました。

令和6年度一般会計予算の内容は、町の財政状況から交付金を有効に活用し、事業を進める予算編成になっております。そんな中ではありますが、私が注目したのは、総務費の前年度比4.9%アップの中で、巡回バス運行委託料6,140万円が計上されていることでした。なぜ巡回バスに注目したかは、乗客の少ないバス運行が長く続いていたと実感したことと、現状回復に、改善に、解決策を求める声に答えが出た感じが持てたからです。それは、長和町巡回バス「ながわごん」のデマンド運行が始まることでもあります。

4月からはドア・ツー・ドアが実現します。利用形態によって違いますが、1回300円からの基本料金であります。大いに期待しながら見守りたいと思います。

もう一点は、同じく、広報にも載せられておりましたけれども、Nナビと書かない窓口です。DX時代に乗り遅れまいとする町の姿勢を受け止めました。

その身近なものとして、少額ではあるが、Nナビ、これは町内の情報発信です。書かない窓口、スマホを使っただけの文書類が入手できるという2つのアプリの使用料が142万5,600円、これ

は町費負担です。町民は各自の通信費の負担のみであります。スマホを使って対応となるため、高齢者や不得意としている方々を対象に、再度スマホ教室の開催を検討中とのこと。担当者が申すには、我々は予算の乏しい中、町民負担を軽減し、現状から何が生み出せるのか、常に町民目線で考えているとの応答に、素直な気持ちでうれしくなりました。

今さらながら、常に我々はデジタル社会に取り囲まれている現実を認識し、努力しなければいけない自覚を強めた次第であります。

また、子供たちの教育環境においても、通学費補助、給食、医療費の無償化など、継続されています。これらを含め、住民生活に直結した予算編成となっており、早急に一般会計予算を成立させ、事業に移していかなければなりません。

以上の理由から、令和6年度予算は速やかに可決すべきものと考えます。

以上です。

○議長（森田公明君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案の採決は起立により行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の起立を求めます。

（全 員 起 立）

○議長（森田公明君） 起立全員。よって、議案第10号は可決されました。お座りください。

ここで、11時まで休憩いたします。

休 憩 午前10時52分

---

再 開 午前11時00分

○議長（森田公明君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

---

◎日程第17 議案第11号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について

（町長提出）

◎日程第18 議案第12号 令和6年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第19 議案第13号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第20 議案第14号 令和6年度長和町介護保険特別会計予算について

（町長提出）

◎日程第21 議案第15号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計  
予算について

(町長提出)

○議長（森田公明君） 日程第17 議案第11号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についてから、日程第21 議案第15号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第11号 令和6年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

国保会計が縮小していくことで市町村への影響はどうかとの問いに対して、平成30年度に県が国保の財政主体となったことにより、単年度の医療費が急激に高くなった場合でも、市町村が年度内で保険給付費を負担する必要がなくなり、市町村国保の財政運営は安定しています。ただし、県に納付する国保事業費納付金の算定において、過去3年分の医療費が指数として反映されるため、医療費水準を注視する必要がありますとの答弁でした。

次に、議案第12号 令和6年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第13号 令和6年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第14号 令和6年度長和町介護保険特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第15号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明の後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

同和住宅特別会計の詳細について聞きたいとの問いに対して、令和２年度に償還金の支払いが完了し、滞納者に納付の促進を実施しています。現在の滞納残金は約６，１００万円で、滞納者が高齢化や低収入等により納付が進んでいない状況ですが、少しでも改善されるよう事務を進めてまいりますとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第１１号 令和６年度長和町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第１１号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第１１号は可決されました。

次に、議案第１２号 令和６年度長和町国民健康保険歯科診療所事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第１２号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第１２号は可決されました。

次に、議案第１３号 令和６年度長和町後期高齢者医療特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第１３号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号 令和6年度長和町介護保険特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度長和町同和地区住宅新築資金等貸付特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第15号は可決されました。

---

◎日程第22 議案第16号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計予算について  
(町長提出)

◎日程第23 議案第17号 令和6年度長和町和田財産区特別会計予算について  
(町長提出)

◎日程第24 議案第18号 令和6年度長和町上水道事業会計予算について  
(町長提出)

◎日程第25 議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業  
会計予算について  
(町長提出)

○議長（森田公明君） 次に、日程第22 議案第16号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計予算についてから、日程第25 議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理

施設事業会計予算についてまでを一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第16号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑の内容は以下のとおりです。

委員より、学者村別荘地の「風の庭」増設工事について、一部だけ壁で囲むようだがなぜか。係より、この風の庭は、一時避難施設として活用する施設ではありますが、長期間避難することは考えておらず、災害のときに別荘オーナー様の身体等を一時的に雨風から防ぐことを念頭にイメージ図を作成しております。また、多くの別荘オーナー様より、風の庭前面部分はステージとしても利用できるよう要望を頂いておりましたので、今回のようなデザインとなりましたとの回答。

委員より、担当として別荘地のごみ分別運搬方法についてはどのように考えているのかとの質問に対し、別荘地管理人が学者村別荘地においてごみの分別運搬作業を実施するに当たり、週2日を要し、他の管理業務の支障となっていることから、町民福祉課生活環境係へ相談、令和6年度中をかけ、別荘地に適したごみの分別運搬方法を検討しようということになりました。今後は、当係、生活環境係、また運搬いただく業者をも含め、別荘地における最適な分別及び運搬方法を検討してまいります。

議案第17号 令和6年度長和町和田財産区特別会計予算について、審査の結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第18号 令和6年度長和町上水道事業会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑応答を行いました。討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

質疑応答の内容は以下のとおりです。

委員より、美し松ハイランドの管路改修を行った後は、どのような予定で改修を進めていくかとの質問。避難所などのある重要幹線の改修を優先することや、今年度完成するアセットマネジメント計画の内容を踏まえ、改修の順序を決定したいと考えています。予算には限りがありますので、全ての管路の改修は難しいので、まずは口径75ミリ以上の管路の改修を進めたいと考えておりますとの回答です。

委員より、和田男女倉の水くみ場の水は災害時に引用することは可能かとの問いに対して、水くみ場の水については、商工観光係の管理になり、水道とは別の水源の水になります。水質検査を年

1回実施しており、水質基準も満たしていたと思います。過去には水源が濁ってごみが詰まるといったことがあったようですが、そのような状態が落ち着いて水も出ているようであれば、飲用しても問題はないかと思えますとの回答です。

議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上、議案第16号から19号までの報告です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第16号 令和6年度長和町観光施設事業特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度長和町和田財産区特別会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度長和町上水道事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号 令和6年度長和町公共下水道事業及び排水処理施設事業会計予算についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第19号は可決されました。

---

◎日程第26 議案第27号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）  
（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第26 議案第27号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）を議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

田福社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（田福光規君） 議案第27号 指定管理者の指定（長和町資料館「羽田野」）についての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明のうち、質疑応答を行いました。

委員より、指定管理期間を1年間に変更する修正案が提出され、採決の結果、全員賛成により、議案第27号は指定管理期間を1年間に変更することで可決すべきものと決定されました。

質疑応答の内容は以下のとおりであります。

なお、黒丸の部分だけ読み上げて報告にかえさせていただきます。

そば屋から滞在施設への業務内容の変更は、指定管理の制度上問題がないのか。そば屋は米屋鐵五郎の従業員なのか。今回の滞在施設、テレワーク施設についても従業員として行うものなのか、その関係性について説明してほしいとの問いに対して、そば屋のときは米屋鐵五郎の傘下の下、自主事業として行っているもので、あくまで指定管理者は鐵五郎であり、そば屋店主が体調を崩した後は休憩所として運営し、資料館の管理にプラスして自主事業として行っていますとの回答でした。

自主事業は何を行っても構わないものなのか。再委託ではないのか。傘下に入っているという意味が分からないが、雇用関係にあるのか。又貸しとも言われかねない形態にあると思うがとの問いに対して、町の指定管理選定委員会に諮り、自主事業の内容を提示しておりますが、令和3年度から5年度は引き続きそば屋の運営を予定したところ、途中で店主が病気となり亡くなられたため、後継の方を探しましたが、適任者がなく、やむを得ず休憩所として運営を行っております。雇用形態については、米屋鐵五郎と契約関係にあるのではなく、鐵五郎グループに入っているの運営を行っておりますとの回答でした。

自主事業であれば、建物の改装も自由にできてしまうように思える。指定管理者の米屋鐵五郎以外が自主事業を行うことを認めているわけではなく、又貸しと言われても仕方がないと思うが、教育長の見解はとの問いに対して、業務内容については、米屋鐵五郎の立場を明確にし、誰が何を行っているのかを明文化しておいたほうがよいものと思う。鐵五郎は和田宿の活性化という点で、カフェや喫茶店とも連携しているので、書類等を整えておくべきと思いますとの回答でした。

建物の所有者は誰か。指定管理者の一般公募は行わないのかの問いに対して、建物の所有は個人で、旧和田村で改修整備の際に無償での長期貸借契約を結んでいます。公募は最初に指定管理者を導入した平成19年と米屋鐵五郎に替わる平成27年に行っていますが、それ以外は継続更新となるため公募は行っておりませんとの回答でした。

保育園の山村留学の話があった際に、抱き合わせで羽田野にテレワーク設備を整え滞在できるという説明を聞いたが、保護者が反対したため羽田野の改修もなくなったものと思っていたが、イベント等では改装された姿で使用されていて、保護者の立場から見ると違和感があるという意見に対して、当初は保育園留学と抱き合わせでテレワークや滞在施設として改修する計画でありましたが、この話が進まず頓挫する中、宿場の活性化とともに若年層を呼び込みたいとのことで、建物の現状復旧が可能な範囲での改修は認めるものとしております。改修の費用については、先般の予算委員会では、地域おこし隊員の活動費からと説明いたしましたが、これに加えて観光庁の補助金も充てられておりますとの回答でした。

地域おこし協力隊員の活動費と観光庁の補助の改修は、米屋鐵五郎とどのような関わりがあるのか。改修は本来、米屋鐵五郎か町で行うべきと思うが、関係性が入り組んでいて米屋鐵五郎に指定管理を出す理由が分からない。関係性を明瞭にすべきであるとの意見に対して、米屋鐵五郎と地域おこし協力隊との関係性については、米屋鐵五郎の設立目的である和田宿の活性化と観光資源の有効利活用、ひいては、若年層の流出を食い止め、流入を促していくという考えと、地域おこし協力隊員の地域資源を活用し、都市部からの若年層を呼び込み、地域の活性化というミッションが一致し、共同体制をもって取り組んでおり、目的と理念が一致しているものとして理解しておりますとの回答でした。

本来の指定管理の目的は、町の委託を受けて施設管理を行うことにあるが、羽田野の場合は歴史ある建物を資料館として見てもらうことが目的であり、独自事業としてそば屋をやっていたことに

なる。今回の事業計画書には、指定管理の目的について記載がないが、町が指定管理を行う目的と内容は何かとの問いに対して、指定管理の目的は建物を良好に管理かつ、有効に利活用してもらうことにあります。民間活力の導入による地域の活性化は大切なことであり、指定管理のほうがマッチしているものと思います。また、最初の指定管理制度の導入の際に、宿場を訪れた方が楽しんでもらうような施設になることを期待して、羽田野と大黒屋を対象施設としております。地域活性化を担う事業として、町の考えも一致しているものと考えておりますが、雇用関係の明確等課題もありますので、次期の指定管理期間中において、町の指定管理選定委員会にもお諮りして検討していきたいと思っておりますとの回答でした。

次のページです。

指定管理の在り方を選定委員会でも検討していくとのことであり、地域おこし協力隊でもいいのではないと思うが、指定管理の3年間は長いので、1年間として提案したいという意見がありました。

また、やはり1年間の指定期間で済ませたほうがよい。令和4年度のそば屋の決算書を見ると施設使用料がないが使用料は取っているのか。また、災害施設としての保健所や消防署の許可は下りるのか、耐震の問題はクリアされているのかとの問いに対して、施設料は取っておりません。また、耐震施設として利用した場合、調理した飲食の提供は行えませんので、保健所への申請許可は不要です。消防署へは地域おこし協力隊員が計画を提示して指導を受けています。耐震については、もとは江戸時代の建物ですが、平成14年、15年に整備されており、文化財を守るための耐震対策は行われているものと思っておりますとの答弁でした。

委員長から、討議した経過を受けて、各委員からの提案を受けたいとの提案に対して、議員から、問題点を指摘してきたので、整理して、町として指定管理の在り方を検討して行ってほしい。4月からの指定管理であるので、指定期間を令和6年4月1日から令和7年3月31日の1年間として修正提案したいと提案があり、採決の結果、全員賛成で可決されたものであります。

次ページの修正案を御覧いただきたいと思っております。

議案第27号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）に対する修正案であります。

以下のとおりであります。

原案は、指定期間が令和6年4月1日から令和9年3月31日までの提案でありましたが、修正案では令和6年4月1日から令和7年3月31日までとなっております。

報告は以上であります。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第27号 指定管理者の指定について（長和町資料館「羽田野」）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会提出の修正案の採決を行います。

委員会から提出された指定管理の期間を、令和6年7月1日から令和7年3月31日までとする修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、委員会提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決を行います。

修正部分を除く議案を原案のとおり決定することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第27号の修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第27 議案第28号 指定管理者の指定について（長和町ダッタンそば加工直販施設）

（町長提出）

◎日程第28 議案第29号 指定管理者の指定について（長和町集出荷貯蔵施設）

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第27 議案第28号 指定管理者の指定について（長和町ダッタンそば加工直販施設）及び日程第28 議案第29号 指定管理者の指定について（長和町集出荷貯蔵施設）を一括して議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第28号 指定管理者の指定について（長和町ダッタンそば加工直販施設）の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号 指定管理者の指定について（長和町集出荷貯蔵施設）の審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第28号 指定管理者の指定について（長和町ダッタンそば加工直販施設）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第28号は可決されました。

次に、議案第29号 指定管理者の指定について（長和町集出荷貯蔵施設）の委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第29号は可決されました。

---

◎日程第29 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについて

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、日程第29 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについてを議題といたします。

本案に対する委員長の報告を求めます。

佐藤総務経済常任委員長。

○総務経済常任委員長（佐藤恵一君） 議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての審査結果を御報告いたします。

担当課の説明後、質疑、討論なく、採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決定いたしました。

○議長（森田公明君） 委員長報告が終わりました。

議案第30号 上田地域広域連合ふるさと基金に係る権利の一部を放棄することについての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(森田公明君) 全員賛成。よって、議案第30号は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休 憩 午前11時30分

---

再 開 午前11時33分

○議長(森田公明君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで諮りいたします。お手元に配付のとおり、議員及び町長から追加案件が提出されております。この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認めます。よって、これを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいま追加した議案は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、本日審議し即決といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(森田公明君) 異議なしと認め、追加した議案は本日審議することに決定いたしました。

---

◎日程第1 発議第 1号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議

(議員提出)

◎日程第2 意見書案第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書

(議員提出)

○議長(森田公明君) 追加議事日程第1 発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議及び追加議事日程第2 意見書案第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書を一括して上程いたします。

まず、発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議を議題といたします。  
提出者より提案理由の説明を求めます。

田福光規議員。

○5番（田福光規君） それでは、発議第1号 パレスチナ自治区ガザ地区の即時停戦を求める決議について説明を申し上げます。

追加議案書の2ページ、3ページを御覧ください。

この決議は、会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものであります。

決議の趣旨は、昨年10月以来5か月、パレスチナ・ガザ地区において、イスラエルとパレスチナのイスラム組織ハマスとの軍事衝突が続いております。ハマスによる民間人の殺傷、連行は、国際平和と基本的人権を犯すものであり、到底容認することができません。憎悪と暴力の連鎖は、日本国憲法前文に謳われた「全世界の国民がひとしく、恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」を略奪しております。全世界の平和を願い、国際社会に対し、一刻も早い事態の解決に向けて即時停戦を求めるものです。

議員皆様の御賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより発議第1号を採決いたします。発議第1号を原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、発議第1号は可決されました。

次に、意見書案第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

佐藤恵一議員。

○4番（佐藤恵一君） それでは、議案書4ページ、5ページを御覧ください。

意見書案第1号 バス運転手不足を解消し路線バスを維持する支援強化を求める意見書について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第3項の規定により、提出するものであります。

意見書の趣旨であります。バス運転手不足等により全国の路線バスが減便・廃止を余儀なくされています。路線バスの減便・廃止の影響は、都市部より中山間地域において深刻な問題です。地

域公共交通は、持続可能な地域づくりのための重要な資源となっておりますが、バス事業者の企業努力だけでは、この問題を解決することは大変困難だと考えられます。地方における社会経済活動の衰退を招く深刻な問題とならないよう、国及び県においてバス運転手不足を解消し、路線バスを維持するための抜本的な支援強化を確実に実施されるよう要望する趣旨であります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。説明は以上となりますが、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより意見書案第1号を採決いたします。意見書案第1号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、意見書案第1号は可決されました。

---

◎日程第3 議案第31号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

◎日程第4 議案第32号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例について

（町長提出）

○議長（森田公明君） 次に、追加議事日程第3 議案第31号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例について及び追加議事日程第4 議案第32号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例についてを一括して上程いたします。

上程された議案について、町長より提案理由の説明を求めます。

羽田町長。

○町長（羽田健一郎君） 先ほどは、本定例会に上程いたしました全ての議案につきまして、全員の皆さんの賛成、可決をいただきありがとうございました。一般会計並びに特別会計予算につきましては、適正かつ正確、そして着実な執行に努めてまいりたいと思うところでございます。

また、議案第10号 令和6年度一般会計予算について、予算特別委員会から附帯意見が可決されました。意見でございました保育園土地購入費、やすらぎの湯の指定管理委託料、たかやまスキー場管理費及び関連する歳入、それぞれ関係につきまして十分考慮しながら、事業執行に当たってまいりたいと考えております。

それでは、本議会に追加議案として提案させていただきました、長和町巡回バス条例の一部を改

正する条例、長和町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度から巡回バスからデマンドバスに移行するため、料金の改定をお願いするものでございます。

議案第32号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、介護保険運営協議会から答申を受け、保険料を改正するものでございます。

以上、追加議案として提案させていただきました議案について、概要のみ説明させていただきましたが、詳細につきましては、御審議の際、担当課長より説明を申し上げますので、原案を御承認賜りますようお願いを申し上げます、追加議案の提案理由の説明といたします。

○議長（森田公明君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第31号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

担当課長より詳細説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、よろしく願い申し上げます。

追加議案書の6ページからお願いいたします。

議案第31号 長和町巡回バス条例の一部を改正する条例につきましては、令和6年度から巡回バスからデマンドバスへの移行に伴いまして、料金の改定をお願いするものでございます。現行1000円を300円に、75歳以上の方、身体障害者手帳1級から3級の方、精神障害者保険福祉手帳保持の方、療育手帳保持の方、運転免許証を返納された方、ながの子育て家庭優待パスポート、多子世帯応援プレミアムパスポート保持の方につきまして、半額の150円の利用料となっております。

9ページから新旧対照表になっておりますので、御確認をお願いいたします。また施行日につきましては、交付の日からとなっております。

説明につきましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

田福議員。

○5番（田福光規君） 一番最後の項目ですけど、上記以外の者及び町外の定められたバス停を利用する高等学校通学者及び満18歳未満の者が300円ということになると、これ小学生とか幼児も300円いるということに受け止めるんですけど、それで間違いはないんでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町で指定いたしましたポイントの町外からこちらの町の中に入ってくる方ということ想定いたしまして、高校生または18歳未満の方につきましては300円ということでございます。ただ、半額の指定につきましては、パスポートをお持ちの方は半額になります。

ので、そういった活用をしていただければと思っております。

いずれにいたしましても、町外から来る方については300円で設定をさせていただいて、実証運行になりますので、状況を見ながらまた検討していければいいのかなと思います。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 町外で定められたバス停を利用するという場合に、例えば立科町のツルヤに行って、行きはいいけど帰りは町外のバス停を利用する、要するに18歳未満、子供も含めて、例えば丸子のツルヤから帰ってくる場合、いうのは300円になってしまうということになるんですけど、そういうことなんでいいですかね。町外者ということではないですよ、これ。町外のバス停を利用した者。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 想定とすれば、町外の方の御利用も十分考えられるわけでありまして、例えば丸子、立科のツルヤから依田窪病院に来る方、丸子、立科のツルヤから温泉に来る方ということも想定できるわけございまして、そういった方の皆さんについては300円です。

18歳未満の関係については、蓼科高校の前、丸子修学館の前にポイントを置きますので、高校生やなんか、町外は行きがけはバスもしくは送りで行った可能性があるかもしれませんが、事業の形態によりまして、帰りについては、デマンドバスを利用したいという方もおられるかもしれないということで、あえて町外から町内に入ってくるについては料金設定をさせていただきました。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） ちょっとくどいかもしれませんが、もう1回確認いたしますけど、デマンドバスを利用する町内に住民票がある18歳未満、子供も含めてですが、例えば役場に来る、お母さんが子供さんを連れてくる場合の子供さんの料金は幾らですか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町内におきましては、ゼロ円、無料ということでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） そういう私も認識でおったんですけど、じゃあお母さんが小学生の子供さんを連れて、丸子のツルヤまで買物に行くと、帰ってくる時には300円要るんですか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 行きも帰りも予約になりますので、その場合についてはそのとおりでいうことでございます。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） そのとおりとはどういう意味で、300円要るんですか、無料なんですか、どちらでしょう。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 町内から出ておりますので、お子さんは無料ということですね。

○5番(田福光規君) ちょっともう1回。そうだとすると、この文章はおかしいんじゃないかと思うんですけど、町内に要するに住居を有する者については、要するに300円要らないわけでしょう。どうやって判別するかというのは難しいですけど。この文章だけ見ると、町外からのバスに乗って町内に来る人は、要するに子供であっても全員300円要するというふうに読めるんですよ。買物に行って町外に出て、丸子のツルヤから帰ってくる人も幼児も300円要するというふうに読めるんです。これは。(発言の声あり)(「町外に出る場合」「出る場合も150円」「町内から入ってくるっていうことか」の声あり)(発言する者あり)(「ツルヤに行ったときも」の声あり)(発言の声あり)

○議長(森田公明君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) すみません。認識が甘かったみたいですみません。

町外のバス停のポイントを利用する方は300円ということで、御理解いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長(森田公明君) 田福議員。

○5番(田福光規君) じゃあ、念を押しますけど、町内のお母さんが小学生の子供を連れて、丸子のツルヤまで買物に行ったと。行きはお母さんは300円要るけど、子供さんは要らないと。(「子供は要るんじゃない」の声あり)向こうから帰ってくる場合は、お母さんは300円で子供さんも300円要りますと、そういう理解でいいんですか。

○議長(森田公明君) 藤田総務課長。

○総務課長(藤田健司君) 300円ずつで600円ということで、お願いいたします。

○議長(森田公明君) 課長、すみません。2人、今、お母さんが連れて、町外から行った場合と、帰りとは両方きちっと説明してください。

高見沢副町長。

○副町長(高見沢高明君) ここに書いてあるとおり、最初の高校通学、9ページのほうは、一番下のところですね。高校通学並びに満18歳未満は無料と。これは町内に限りますね。町外の定められたバス停を利用するという事なんで、町内からお母さんとお子さんを2人連れて、その町外のバス停、例えば今の話でいけばツルヤまで買物に行ったとなると、行きが300円と300円かかって、600円。町外のバス停のツルヤから、また目的の町内のほうへ帰った場合については、300円と300円で600円。計1,200円というような設定になっております。

ただし、先ほど言ったように、町内は全て今の高校生と、それから18歳未満の者については無料と。町外に出て行ったときにだけこの条項が有効になるという理解でお願いしたいと思います。

○議長(森田公明君) よろしいでしょうか。

阿部議員。

○1番(阿部由紀子君) 今の関連質問なんですけれども、教えていただきたいんですけど、うちは今度、高校生になる子供と、今度小学生になる子供がいます。ながの子育て家庭優待パスポート

をうち持っているんです。そういうときは、よそでお買物するときはこのパスポートを適用されると、私、大人ですけど、パスポートを持っていれば、そのパスポートの優待が得られるんです。例えば割引になったりとか。

この今の場合、町内だと子供無料で、私は子育てパスポートを持っているので、半額の150円だと思うんですけど、今の丸子のツルヤと一緒にいった場合は、子供150円、私も150円で、合計300円で帰って来られるという計算でよろしいでしょうか。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 行きがけも帰りも150円ずつの300円で往復できるという御認識でお願いいたします。

○議長（森田公明君） 阿部議員。

○1番（阿部由紀子君） すいません、確認したいんですけど、下の子は小学生なので、この子育てパスポートをうちにきているという認識なんですけど、今度、高校生というのは、ながの子育てパスポートは適用になるのでしょうか。ちょっと何歳以下でもらえるのか把握してなくて、申し訳ないんですけど。（発言の声あり）

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 両方とも18歳までということだそうです。

○議長（森田公明君） ほかにございますか。

原田議員。

○7番（原田恵召君） 納得できないのでちょっと聞きたいんですけど、まず4条の一番下のところで、高等学校通学者及び18歳未満の者は無料と書いてあるので、これが大前提で18歳未満の者は無料だと思うんですけど、その場合、丸子に行こうが、立科に行こうが、300プラスゼロでいいと思うんですが、今度、次のページに書いてある、上記以外の者、だからこれは町外のものを目指していると思うんですが、それと町外の定められたバス停を利用する高等学校通学者及び満18歳未満の者の場合に、町内の方がこの場合のバス停を、町外のバス停を使ったからそこで300円というカウントをするのが、行きはタダだけど、帰りは300円というその理由が分からないんですけども、今の話はそういうことでいいんですか。（発言の声あり）（「帰りも300円でいいんですよね」「町内の中では無料、町外出て行ったときは300円」「町内も300円」の声あり）（発言の声あり）（「（ ）これで無料になっている」「ああ、そうか」の声あり）

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） おっしゃるとおり、町外が絡めば300円ということですよ。

○議長（森田公明君） 原田議員。

○7番（原田恵召君） ここにきてこれを何とかしろという話にはちょっとならないのかなというふうに思いますので、この内容で今の話、大人300円、子供、行き、ゼロ、帰り、大人300円、子供300円という、実際にそれで運用してもらって、絶対、何か出ますから、その時に6月なり

9月なりにきちんとしたものを明文化して、条例につけてもらいたいというふうに思いますのでお願いします。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） いずれにしても、実証運行を始めまして、2か月とか3か月とか1か月とかというスパンで検証した中で、また料金の関係については御相談等をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 表のほうをちょっと見てもらって、9ページと10ページのほうですね。確認しますが、新のほうで太い括弧で囲んだところの、満75歳以上から一番下のプレミアムのところが太い括弧で囲んであるんですけども、150円ね。その下に、高校通学云々かんぬんで無料と書いてありますね。次の10ページのほう。太い括弧で上記以外云々かんぬん300円。この上記以外というのは、上の太い括弧のことだけを示して、その下の高校通学云々かんぬん無料というのは含まないということですね。この上記というのが、非常に分かりにくいです。

○議長（森田公明君） 藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） 高等学校の表記が2回出てくるから、分かりづらいと思いますけれども、先ほど原田議員さんのおっしゃるとおり、ちょっと実証でやらせていただいて、その中でまたお願いすべきことはお願いしていきたいと思っておりますし、この関係についても、やっぱり是正しなければいけないところは、是正するような格好で進めてまいりたいと思っております。

○議長（森田公明君） ちょっと、この文章おかしくないですか。

高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） 10ページの一番最後の欄ですね。上記以外の者、これが一つですね。及び町外の定められたバス停を利用する高等学校通学者満18歳の者。上記の者というのが、満75歳から、それから高等学校通学者満18歳の無料というところにかかっています、町外の定められたバス、ちょっと二度がけみたいな形になっていて、説明していても非常に分かりにくいかなというふうに思いますので、ここら辺のところは、今回につきましては今も御説明したとおり、町内、町外のバス停ポイントに通う場合については300円で行くというような形で施行させていただいて、実証実験等で先ほど原田議員があったとおり、いろいろな料金、それからそのものについては、また出てきたところで検討させていただいて、必要であればもう一度条例のほうを提案させていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（森田公明君） 田福議員。

○5番（田福光規君） 最後にちょっと要望ですけど、意味は分かりましたけど、町外出てしまうと、町外も町内も判別ができないということも含めて多分あるんだと思いますが、もらうのがそこでもらうからということだと思んですけど、乳幼児とかね、幼児もこれ含んでしまいますよ。赤ちゃん抱いたお母さんからも600円取ることになるんですよ。せめて小学生以下未満は無料と

か、それぐらいの項目があつてしかるべきじゃないかと思えますけど。

○議長（森田公明君） 高見沢副町長。

○副町長（高見沢高明君） 確かに、この中で町外に行く場合については、ここに書いてあるとおり300円取るということなので、今の町の中の子育て支援等そういうものを加味したときに、サポート等のことも、今回、この条例で補助というか支援をしていきたいと思いますので、今、田福議員御指摘のとおり、そこら辺についてはもう一度よく検討して、支援につながるような施策が取ればいいのかというふうに思っていますので、少し検討をさせていただければというふうに思います。

○議長（森田公明君） ほかに質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。議案第31号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○議長（森田公明君） 賛成多数。よって、議案第31号は可決されました。

次に、議案第32号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。担当課長より詳細説明を求めます。

藤田総務課長。

○総務課長（藤田健司君） それでは、追加議案書の11ページをお願いいたします。

議案第32号 長和町介護保険条例の一部を改正する条例でございますけれども、本年3月に開催いたしました介護保険運営協議会におきまして、令和6年度から令和8年度の介護保険に関する検討、決定がなされまして、協議会からの答申を受けて保険料が決定されたために、保険料の改正をお願いするものでございます。

14ページから新旧対照表になっておりますので、御確認いただければと思います。

また、施行日につきましては、令和6年4月1日となっております。

説明につきましては、以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（森田公明君） 説明が終わりました。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 質疑を終結し、討論を行います。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（森田公明君） 討論を終わります。

これより、議案第32号を採決いたします。議案第32号について、原案のとおり可決することに賛成議員の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（森田公明君） 全員賛成。よって、議案第32号は可決されました。

---

◎日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について

◎日程第6 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

◎日程第7 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

◎日程第8 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について

○議長（森田公明君） 次に、日程第5 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の継続調査について、日程第6 総務経済常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、日程第7 社会文教常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査について、日程第8 広報広聴常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査についてを一括して議題といたします。

それぞれの委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（森田公明君） 以上で、本定例会に提出された案件は全て終了いたしました。したがって、令和6年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたしたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森田公明君） 異議なしと認め、令和6年3月長和町議会第1回定例会を閉会といたします。

---

閉 会 午後 0時05分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長 森 田 公 明

長和町議会議員 原 田 恵 召

長和町議会議員 渡 辺 久 人

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

長和町議会議長

長和町議会議員

長和町議会議員